令和５年度

福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業報告書

― 希望を分かち合うコミュニティ形成に向けて ―

令和６年３月 社会福祉法人福島県社会福祉協議会

はじめに

本県は平成 23 年に発生した東日本大震災と津波、原子力発電所の事故により、被災者が県内外において広域的且つ長期的な避難生活を強いられている唯一の自治体であり、未だふるさとの地に戻ることのできない地域があるなど復興の途中にあります。

このような中、被災者・避難者は現在、避難先等において再建住宅や復興公営住宅に入居し新たな暮らしを送られていますが、復興公営住宅においては避難元自治体が異なる住民が混在することによる生活文化の違いや入居者の単身高齢者の割合の増加、住み続けようとする者と再建までの仮住まいとする者の間で生じたコミュニティ形成の温度差、団地の立地地域との希薄な関係性など多様で複雑な課題を有しています。

令和 3 年度からの第 2 期復興・創生期間においては、引き続き複雑化する生活課題を抱えた被災者に対する個別支援と新たなコミュニティでのつながりの再構築が求められています。

本会では、令和 4 年度に避難者支援の在り方・方向性を「地域共生社会における個別支援を基盤とする地域支援の展開～点から面へ～」として、「避難者地域支援コーディネーター」を新設（21 社協 32 名）し、避難者が現在の居住地の地域社会のなかで安心した生活を送ることができるように地域支援の充実を進めています。

本調査は今後の復興公営住宅やその立地地域の支援の在り方を検討するために行ったものであり、県内の復興公営住宅全 4,767 戸を対象に、避難者地域支援コーディネーター・生活支援相談員の見立てによりアセスメントし、その結果を団地棟ごとに集計しました。調査の結果から団地棟ごとに多様な課題が把握でき、立地地域ごとの個別化した地域生活課題へ対応することができることになります。本報告書では、県全域と復興公営住宅立地市町村を 5 地区（県北、県中・県南、会津、相双、いわき）に分け集計結果を紹介します。

本会としては、調査結果の分析を踏まえ、避難元社会福祉協議会と避難先社会福祉協議会、関係機関との更なる連携により被災者避難支援の充実を図ることといたします。

令和 6 年 3 月

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
避難者生活支援・相談センター

＜目次＞

第１部　福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業の概要

第１章　福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業の概要 …… 1
1．事業の背景
2．事業の目的
3．調査実施主体
4．調査協力機関
5．実行委員会
6．調査対象
7．調査方法
8．調査項目
9．実施スケジュール

第２章　復興公営住宅入居者実態調査の集計結果概要 …… 4

第３章　専門的知見からの考察 ……13

第２部　福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業の集計結果

第１章　世帯アセスメント票集計の概要 ……19
1．福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業の概要
2．調査項目
3．報告書の見方

第２章　集計結果……23
1. 基本属性
（1）世帯構成
（2）単身の場合の性別と年齢
（3）複数の場合の家族形態

２.世帯員の状況 ……28
（1）日常生活と心身の健康 ……28
A-１　福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる
A-２　行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である
A-３　日常生活に支障が出るほどのストレスがある
A-４　清潔感や身だしなみへの配慮がされている
A-５　家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある
A-６　アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である
A-７　気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある
A-８　引きこもりや閉じこもりがある
A-９　世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある
A-10　行政情報の理解や手続きができる
A-11　震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある
A-12　世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる

（2）生計の維持 ……52
B-13　就労収入がある
B-14　就労以外の収入がある
B-15　親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある
B-16　生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある
B-17　復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある
B-18　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である

（3）社会的な関わりの維持 ……64
C-19　世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる
C-20　1～2 週間の間に通い先(勤務先、病院、買物、ｻﾛﾝ、余暇・趣味活動、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ利用等)がある
C-21　買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗等）がある
C-22　1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある
C-23　1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある
C-24　生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる
C-25　困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる
C-26　困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある
C-27　行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある
C-28　スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）の交流がある
C-29　スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）利用の希望がある

（4）復興公営住宅内外の関係……86
D-30　現在居住している復興公営住宅から転居を予定している
D-31　現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである
D-32　復興営住宅内入居者（自治会）との関係がある
D-33　復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある
D-34　入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる

（5）
E-35　生活支援相談員による気づき等（特記事項）……96
E-36　訪問していない場合の理由

第３章　調査を実施して（実行委員の感想）……99

資料

1. 福島県復興公営住宅入居者実態調査世帯アセスメント票……103

2. 令和５年度 福島県復興公営住宅入居者実態調査世帯アセスメント票の視点……105

参考

福島県社会福祉協議会　月刊広報誌「はあとふるふくしま」より

1. 避難者地域支援コーディネーターによる地域支援（2022 年 11 月号）

2. 復興公営住宅入居者と地域を繋ぐ（2023 年 3 月号）

3. 地域をつなぐ避難者地域支援っコーディネーターの取組み（2023 年 9 月号）

第１部
福島県復興公営住宅入居者
実態調査研究事業の概要

第１章　福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業の概要

１．事業の背景

東日本大震災において、本県は自然災害と原子力事故により、被災者が県内外において広域的かつ長期的な避難生活を強いられている唯一の自治体であり、未だふるさとの地に戻ることのできない地域があるなど復興の途中にある。

被災者・避難者は現在、避難先等において再建住宅や復興公営住宅に入居し新たな暮らしが送られているが、復興公営住宅には避難元自治体が異なる住民が混在することによる生活文化の違いや入居者の単身高齢者の割合の増加、住み続けようとする者と再建までの仮住まいとする者の間で生じたコミュニティ形成の温度差、団地の立地地域との希薄な関係性など多様で複雑な課題を有している。

令和３年度からの第２期復興・創生期間においては、引き続き、複雑化する生活課題を抱えた被災者に対する個別支援と新たなコミュニティのつながりの再構築が求められ、福島県社会福祉協議会においては、令和４年度に避難者支援の在り方を「地域共生社会における個別支援を基盤とする地域支援の展開～点から面へ～」として、「避難者地域支援コーディネーター」を新設（21社協32名）、地域支援に一体的な取り組みを進めている。

２．事業の目的

復興公営住宅の入居者等が抱える不安や課題などの実態を把握し、現在の居住地において安心した生活が送れるように地域、団地ごとの課題への的確な対策を展開するとともに、今後の被災者、避難者支援の方策を検討することを目的とする。

３．調査実施主体

福島県社会福祉協議会、福島市社会福祉協議会、二本松市社会福祉協議会、本宮市社会福祉協議会、川俣町社会福祉協議会、大玉村社会福祉協議会、郡山市社会福祉協議会、三春町社会福祉協議会、白河市社会福祉協議会、会津若松市社会福祉協議会、南相馬市社会福祉協議会、広野町社会福祉協議会、楢葉町社会福祉協議会、富岡町社会福祉協議会、大熊町社会福祉協議会、双葉町社会福祉協議会、浪江町社会福祉協議会、川内村社会福祉協議会、葛尾村社会福祉協議会、飯舘村社会福祉協議会、いわき市社会福祉協議会

４．調査協力機関

東北福祉大学　総合マネジメント学部　森明人准教授（福島県社協地域福祉アドバイザー）
東北福祉大学　総合福祉学部　佐藤英仁准教授（調査研究アドバイザー）

5．　実行委員会

上記１の目的のため、令和５年度福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を令和５年度福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業実行委員会設置要領により設置する。

	氏名	所属・職名	備考
1	森　明人	東北福祉大学総合マネジメント学部准教授	委員長
2	渡部　明美	郡山市社会福祉協議会避難者生活支援相談室長	副委員長
3	佐藤　英仁	東北福祉大学総合福祉学部准教授	調査研究アドバイザー
4	鈴木　晶	福島市社会福祉協議会	
5	田宮　徳子	二本松市社会福祉協議会	
6	原田　久仁子	本宮市社会福祉協議会	
7	広野　清美	川俣町社会福祉協議会	
8	石川　理恵	大玉村社会福祉協議会	
9	田中　由起子	郡山市社会福祉協議会	
10	佐藤　千春	三春町社会福祉協議会	
11	小野　典子	白河市社会福祉協議会	
12	板橋　誠一郎	会津若松市社会福祉協議会	
13	西　千晶	南相馬市社会福祉協議会	
14	根本　さと子	広野町社会福祉協議会	
15	小林　久美子	楢葉町社会福祉協議会	
16	迫　英之	富岡町社会福祉協議会	
17	坪井　こずえ	川内村社会福祉協議会	
18	橋本　美代子	大熊町社会福祉協議会	
19	渡邉ゆかり	双葉町社会福祉協議会	
20	菊池　康子	浪江町社会福祉協議会	
21	紺野　文子	葛尾村社会福祉協議会	
22	愛澤　邦子	飯舘村社会福祉協議会	
23	高萩　佳子	いわき市社会福祉協議会	

事務局

	佐藤　正紀	福島県社会福祉協議会 避難者生活支援･相談センター長
	栗原　和幸	福島県社会福祉協議会 避難者生活支援･相談センター 総括生活支援員
	今野　由香	福島県社会福祉協議会 避難者生活支援･相談センター 総括生活支援員

6．調査対象

福島県内の復興公営住宅全戸　　４，７６７戸（空室も含む）

7．調査方法

（1）福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業　世帯アセスメント票を用いる
（2）各社会福祉協議会所属の生活支援相談員、避難者地域支援コーディネーター等による
①既支援状況からの生活支援相談員等の見立て
②その他実行委員会の意見による

8．調査項目

福島県復興公営住宅入居者実態調査世帯アセスメント票の項目
福島県復興公営住宅入居者実態調査世帯アセスメント票の視点

9．実施スケジュール

時期	内容
令和5年5月24日	第1回実行委員会 趣旨目的理解、実施方法　等
令和5年6月16日	調査研究事業に参加する生活支援相談員全体説明会
令和5年7～9月	調査実施。調査期間7月1日～9月30日。 ①対象入居者アセスメント落し込み ②各社協アセスメント全体調整 ③アセスメント票県社協へ提出（当該戸数分一括）等 集計体裁等業者との調整確定（県社協）
令和5年10月	調査集計、選定業者によるデータ処理作業。
令和5年12月	調査報告書作成 アセスメント調査振返り、集計内容の確認　等
令和6年1～2月	集計内容の分析作業。 東北福祉大学との作業、報告内容の検討　等
令和6年3月	第2回実行委員会 調査内容の報告案の確認、調査結果から対応策の検討　等

第２章　復興公営住宅入居者実態調査の集計結果概要

調査結果

世帯アセスメントの集計結果から見えてきた概況は下記のとおりです。

1. 世帯構成・年齢・性別

（１）世帯構成

世帯構成については、「複数」30.8%、「単身」42.9%となっている。一方、「不明」は 1.5%、「空室」は 18.3%、「特別措置」は 9.3%となっている。 5 地区別にみると、複数世帯の割合が最も多いのは県中・県南地区 32.9%、単身 世帯の割合が最も多いのは県中・県南地区 47.2%、空室の割合が最も多いのは会津 地区 33.6%、特別措置の割合が最も多いのはいわき地区 15.1%である。

（２）単身の場合の性別と年齢

世帯構成が単身（2,043 世帯）の場合の性別は、「男性」44.1%、「女性」52.7%で ある。5 地区別にみると、男性の割合が最も多いのは県北地区 47.3%、女性の割合が最 も多いのは相双地区 56.8%である。世帯構成が単身（2,043 世帯）の場合の年齢は、「60 代」「70 代」「80 代」「90 代」を合わせると 7 割を超えている。 5 地区別にみると、70 代以上が 5 割以上を占めているのは県北地区、会津地区、 相双地区、いわき地区である。

（３）複数の場合の家族形態

世帯構成が複数（1,469 世帯）の場合の家族形態は、「核家族（上記以外の夫婦や 親子のみ）」39.6%が最も多く、次いで「高齢者（65 歳以上）のみ」25.6%、「高齢者（65 歳以上）の親とその単身の子ども」16.2%、「ひとり親（18 歳未満の子どもがいる）」12.3%、「その他」4.9%となっている。 5 地区別にみると、「高齢者（65 歳以上）のみ」の割合が最も多いのは県中・県南 地区 27.6%、「ひとり親（18 歳未満の子どもがいる）」の割合が最も多いのはいわき 地区 15.7%、「高齢者（65 歳以上）の親とその単身の子ども」の割合が最も多いのは会津地区 27.8%、「核家族（上記以外の夫婦や親子のみ）」の割合が最も多いのは 県北地区 48.0%である。

2．世帯員の状況

(1) 日常生活と心身の健康

A-1　福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる

“福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる”の問に対して、「ない」の世帯は 31.4%（1,224 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 81.0%となっている。 5 地区別にみると、“福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる”の問に対して、全体の「ない」31.4%を上回ったのは、会津地区 55.1%、相双地区 34.8%、いわき地区 34.2%、県中・県南地区 32.7%である。

A－2　行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である

“行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である”の問に対して、「ある」の世帯は 9.5%（369 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」 が 81.8%となっている。5 地区別にみると、“行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である” の問に対して、全体の「ある」9.5%を上回ったのは、相双地区 20.4%、県中・県南 地区 17.7%である。

A-3　日常生活に支障が出るほどのストレスがある

“日常生活に支障が出るほどのストレスがある”の問に対して、「ある」の世帯は 7.8%（303 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 80.9%となって いる。5 地区別にみると、“日常生活に支障が出るほどのストレスがある”の問に対して、全体の「ある」7.8%を上回ったのは、県中・県南地区 16.6%、会津地区 10.1%で ある。

A-4　清潔感や身だしなみへの配慮がされている

“清潔感や身だしなみへの配慮がされている”の問に対して、「ない」の世帯は 2.5%（98 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 82.7%となって いる。

A-5　家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある

“家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.4%（131 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 64.1%となっている。

A-6　アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である

“アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である”の問に対して、「ない」の世帯は 1.0%（39

世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 100.0%となっている。

A-7　気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある

“気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある”の問に対して、「ある」の世帯は 7.0%（274 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 85.4%となっている。 5 地区別にみると、“気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある”の問に対して、全体の「ある」7.0%を上回ったのは、県中・県南地区 14.7%である。 5 地区のうち、会津地区は「ある」が 0 であった。

A-8　引きこもりや閉じこもりがある

“引きこもりや閉じこもりがある”の問に対して、「ある」の世帯は 4.2 %（162 世帯）である。その世帯における該当人数は 、「1 人」が 88.3%となっている。引きこもりや閉じこもりの原因について、「精神の不調」54.9 %が最も多く、次いで「病気」27.8 %、「人間関係」16.0%、「認知症」6.2%となっている。 5 地区別にみると、“引きこもりや閉じこもりがある”の問に対して、全体の「ある」4.2%を上回ったのは、県中・県南地区 6.9%、相双地区 4.7%である。引きこもりや閉じこもりの原因について、「認知症」の割合が最も多いのは会津地区 100.0%、「精神の不調」の割合が最も多いのは県北地区 68.4%、「病気」の割合が最も多いのはいわき地区 45.8%、「人間関係」の割合が最も多いのは県中・県南地 区 31.9%である。

A-9　世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある

“世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.9%（150 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 61.3%となっている。5 地区別にみると、“世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある”の問に対して、全体の「ある」3.9%を上回ったのは、県中・県南地区 10.4%、相双地区 4.1%である。

A-10　行政情報の理解や手続ができる

“行政情報の理解や手続きができる”の問に対して、「ない」の世帯は 6.7%（260 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 87.7%となっている。5 地区別にみると、“行政情報の理解や手続きができる”の問に対して、全体の 「ない」6.7%を上回ったのは、相双地区 11.4%、県北地区 7.3%、県中・県南地区 6.9%である。

A-11　震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある

“震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.4%（132 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 75.8%となっている。 5 地区別にみると、“震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等 がある”の問に対して、全体の「ある」3.4%を上回ったのは、いわき地区 5.6%、 県中・県南地区 5.3%である。 5 地区のうち、会津地区は「ある」が 0 であった。

A-12 世帯員の中に要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる

“世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる”の問に対して、「ある」の世帯は 16.7%（652 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 90.0%となっている。世帯員の心身の状況について、「要介護」54.6%と最も多く、次いで「身体障がい者」28.5%、「その他」10.6%、「知的障がい者」10.3%と続いている。5 地区別にみると、“世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる”の問に対して、全体の「ある」16.7%を上回ったのは、会津地区 32.6%、県中・県南地区 20.0%、県北地区 19.1%である。世帯員の身体の状況について、「要介護」の割合が最も多いのは会津地区 65.5%、「身体障がい者」の割合が最も多いのは会津地区 41.4%、「知的障がい者」の割合が最も多いのは県北地区 15.9%である。

（2）生計の維持

B -13　就労収入がある

“就労収入がある”の問に対して、「ない」の世帯は 47.5%（1,848 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 72.7%となっている。5 地区別にみると、“就労収入がある”の問に対して、全体の「ない」47.5%を上回ったのは、会津地区 62.9%、県中・県南地区 52.3%、県北地区 49.6%、相双地区 48.0%である。

B-14　就労以外の収入がある

“就労以外の収入がある”の問に対して、「ない」の世帯は 5.1%（200 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 72.5%となっている。就労以外の収入内容について、「老齢年金」69.4%が最も多く、次いで「貯蓄」40.2%、「各種手当」11.4%と続いている。

B-15　親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある

“親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある”の問に対して、「ない」の

世帯は 46.9%（1,827 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が62.1%となっている。5 地区別にみると、“親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある”の問に対して、全体の「ない」46.9%を上回ったのは、会津地区 84.3%、県北地区 67.5%、県中・県南地区 58.5%である。

B-16　生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある

“生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある”の問に対して、「ある」の世帯は 4.1%（160 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 65.6%となっている。5 地区別にみると、“生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある”の問に対して、全体の「ある」4.1%を上回ったのは、県中・県南地区 6.3%、県北地区 4.7%である。

B-17　復興公営住宅家賃や共益費等の支払いに遅れや滞納がある

“復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある”の問に対して、「ある」の世帯は 1.2%（47 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 63.8%となっている。

B-18　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である

“生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である”の問に対して、「ある」の世帯は 1.7%（66 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 80.3%となっている。制度の利用状況について、「生活保護利用」が 81.8%と最も多くなっている。5 地区別にみると、“生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である”の問に対して、全体の「ある」1.7%を上回ったのは、相双地区 2.4%、会津地区 2.2%、県北地区 1.8%である。就労以外の収入内容について、会津地区、相双地区、県北地区は「生活保護利用」の割合が 9 割を超えている。

（3）社会的な関わりの維持

C-19　世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる

“世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる”の問に対して、「ある」の世帯は 6.1%（238 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 74.8%となっている。5 地区別にみると、“世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる”の問に対して、全体の「ある」6.1%を上回ったのは、県中・県南地区 13.7%、相双地区 6.8%である。

C-20　1～2 週間の間に通い先（勤務先、病院、買物、サロン、余暇・趣味活動、デイサービス利用等）がある

“1～2 週間の間に通い先(勤務先、病院、買物、サロン、余暇・趣味活動、デイサービス利用等)がある”の問に対して、「ない」の世帯は 0.8%（33 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 81.8%となっている。5 地区別にみると、“1～2 週間の間に通い先(勤務先、病院、買物、サロン、余暇・趣味活動、デイサービス利用等)がある”の問に対して、全体の「ない」0.8% を上回ったのは、県中・県南地区 1.3%、県北地区 1.0%、相双地区 0.9%である。5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

C-21　買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗等）がある

“買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗等）がある” の問に対して、「ない」の世帯は 1.9%（73 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 89.0%となっている。5 地区別にみると、“買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動 車同乗等）がある”の問に対して、全体の「ない」1.9%を上回ったのは、県中・県南地区 4.5%、相双地区 1.8%である。5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

C-22　1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある

“1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある”の問に対して、「ない」の世帯は 2.2%（84 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 75.0%となっている。5 地区別にみると、“1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある”の問に対して、全体の「ない」2.2%を上回ったのは、県中・ 県南地区 4.7%である。

C-23　1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある

“1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある”の問に対して、「ない」の世帯は 10.0%（391 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 66.8%となっている。5 地区別にみると、“1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある”の問に対して、全体の「ない」10.0%を上回ったのは、会津地区 32.6%、県中・県南地区 22.6%である。

C-24　生活上の相談事（予防接種や年金等の手続など）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる

“生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる”の問に対して、「ない」の世帯は 0.8%（31 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 83.9%となっている。5 地区別にみると、“生活上の相談事（予防接

種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる”の問に対して、全体の「ない」 0.8%を上回ったのは、県中・県南地区 1.6%である。5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

C-25　困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる

“困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる”の問に対して、「ない」の世帯は 1.2%（45 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 68.9%となっている。5 地区別にみると、“困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる”の問に対して、全体の「ない」1.2%を上回ったのは、県中・県南地区 2.5%、県北地区 1.3%である。5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

C-26　困ったときに助けてくれるボランティアグループやNPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある

“困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある”の問に対して、「ない」の世帯は 10.8%（419 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 61.6%となっている。5 地区別にみると、“困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある”の問に対して、全体の「ない」10.8% を上回ったのは、県中・県南地区 20.0%、県北地区 14.6%である。

C-27　行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある

“行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.4%（132 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 87.9%となっている。5 地区別にみると、“行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある”の問に対して、全体の「ある」3.4%を上回ったのは、県中・県南地区 7.3%、 相双地区 4.2%である。

C-28　スマートフォンやタブレットでSNS（ＬＩＮＥ等）の交流がある

“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）の交流がある”の問に対して、「ある」の世帯は 33.7%（693 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 79.1%となっている。 5 地区別にみると、“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）の交流がある” の問に対して、全体の「ない」17.8%を上回ったのは、会津地区 29.2%、県中・県 南地区 26.9%、県北地区 24.8%、相双地区 23.6%である。

C-29　スマートフォンやタブレットでＳＮＳ（LINE 等）利用の希望がある

“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）利用の希望がある”の問に対して、「ない」の世帯は 38.9%（372 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 68.0%となっている。スマートフォンやタブレットの利用状況について、回答があった 944 件のうち「スマートフォン・タブレットを所有」は 942 件であった。 5 地区別にみると、“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）利用の希望がある”の問に対して、全体の「ある」9.6%を上回ったのは、相双地区 16.4%、いわき地区 15.3%である。

（４）復興公営住宅内外の関係

D-30　現在居住している復興公営住宅から転居を予定している

“現在居住している復興公営住宅から転居を予定している”の問に対して、「ある」は 3.8%、「ない」は 45.4%となっており、「ない」の割合が 4 割となっている。一 方、「不明」の割は 49.0%と 5 割近くとなっている。

転居を予定している転居先について、「避難元自治体」「その他の自治体」がともに 24.8%と最も多くなっている。5 地区別にみると、“現在居住している復興公営住宅から転居を予定している”の問に対して、全体の「ある」3.8%を上回ったのは、会津地区 12.4%、相双地区 4.3%、県中・県南地区 3.9%である。一方、全体の「ない」45.4%を上回ったのは、会津地区 71.9%、県北地区 69.1%、県中・県南地区 60.1%である。

転居を予定している転居先について、「避難元自治体」の割合が最も多いのは会津地区 45.5%、「復興公営住宅が立地する自治体」の割合が最も多いのはいわき地区 18.6%、「その他の自治体」の割合が最も多いのは相双地区 30.3%、「不明」の割合 が最も多いのは県北地区 34.3%である。

D-31　現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである

“現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである”の問に対して、「ある」は 44.9%、「ない」は 4.5%となっており、「ある」の割合が 4 割となっている。一方、「不明」の割は 48.8%と 5 割近くとなっている。5 地区別にみると、“現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである”の問に対して、全体の「ある」44.9%を上回ったのは、会津地区 71.9%、県北地区 67.7%、県中・県南地区 54.9%、相双地区 45.2%である。全体の「ない」4.5%を上回ったのは、会津地区 12.4%、県中・県南地区 6.1%、相双地区 5.1%、県北地区 4.6%である。

D-32　復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある

“復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある”の問に対して、「ない」の世帯は 3.2%（126 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 68.3%となっている。5 地区別にみると、“復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある”の問に対して、全体の「ない」3.2%を上回ったのは、県中・県南地区 7.0%、相双地区 4.1%である。5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

D-33　復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある

“復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある”の問に対して、「ない」の世帯は 7.8%（304 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 69.4%となっている。5 地区別にみると、“復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある”の問に対して、全体の「ない」7.8%を上回ったのは、会津地区 38.2%、県中・県南地区 22.8%である。

D-34　入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食料調達）ができる

“入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる”の問に対して、「ない」の世帯は 7.7%（299 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 70.2%となっている。 5 地区別にみると、“入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる”の問に対して、全体の「ない」7.7%を上回ったのは、県中・県南地区 19.1%、会津地区 10.1%である。

（5）生活支援相談員による気づき等

E-35　生活支援相談員による気づき等（特記事項）

回答を分類すると「支援や訪問不要・訪問拒否」が 20.7%と最も多く、「経済面・就労・住まいに関すること」15.4%、「家族に関すること」10.7%の順に多かった。次いで、「居住実態不明・居住実態なし」「施設等に入所」「入院」など長期間の不在を示唆する状況が上位に並んだ。

E -36　訪問していない場合のその理由

“訪問していない場合のその理由”の問に対して、「就労している」33.1%と最も多く、次いで「生活が安定し訪問を希望していない」31.6%、「訪問を拒否している」 21.4%、「他機関が対応」16.5%となっている。

第３章　専門的知見からの考察

福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業実行委員会　委員長
東北福祉大学総合マネジメント学部　准教授　森明人

希望を分かち合うコミュニティ形成に向けて

はじめに

本調査事業は、復興公営住宅の現状を把握し、入居者が安心した生活が送れるために、避難者支援の今後の方策を検討するための基礎的な情報を把握することである。調査では、広域に避難する方々を対象に、約 5000 戸の復興公営住宅居住者の属性と生活実態、福祉サービスに関する利用状況、帰還意思について把握することにした。東日本大震災発生から 13 年が経過する中で、単身化や高齢化も進み、配偶者を亡くされた方や、震災発生時 50 歳だった方も高齢者になる等、復興公営住宅をめぐる生活状況も変化している。また、復興公営住宅での生活実態と避難元自治体の復興状況の間で帰還の判断は、さらに難しいものになっているのが現状であろう。

そこで、本調査では、まずは復興公営住宅が置かれている現状を明かにしていくことにし、介護・福祉サービス需要を把握することをはじめ、福祉・介護サービスを効果的に提供するための、身近な生活圏域に焦点をあて、住民自治活動や住民相互のつながり及び関係性を把握することにした。その上で、復興公営住宅の居住者がもつ、身近な生活上の課題から、複雑化する問題の双方に、今後アプローチしていくための実態把握を試み、今後の方策の検討につながる問題意識について提示したい。

１．個別の生活支援課題をめぐる課題 ―属性別のリスクについて―

復興の時間経過の中で、今後の復興公営住宅で検討される生活支援サービスは、とりわけ個別性に配慮したサービスのあり方を検討していく必要がある。

その役割を担う避難者相談支援においては、コミュニティソーシャルワークの包括的なアセスメントを視点と方法[1]として意識しながら、社会生活上のニーズの把握を目指すことが重要となる。その中でも、特にジェンダーの視点から検討することも必要になるのではないか。男性では、孤独・孤立のリスクが高まることを予測し、男性の高齢者というだけで、地域での関係性の構築に困難が伴い孤立のリスクが高まるという研究結果を踏まえておく必要もある[2]。また、女性では、

[1] コミュニティソーシャルワークの社会生活上のアセスメントシートについては、令和５年度の福島県コミュニティソーシャルワーク研修会資料を参照。

[2] みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社『社会的孤立の実態・要因等に関する調査分析等研究事業』報告書、2021 年４月。

買い物に伴う荷物の移動であったり、近隣の移動に伴うアクセシビリティの課題がジェンダー的な特徴となることは知られている事実である。また、食生活に伴う栄養管理やアルコール摂取にもジェンダー差が存在するという観点は、日常生活上の支援を考える際にも大いに踏まえておくべき視点となり、本調査では、十分に踏み込めていない点ではあるが、個別相談支援の状況等から実態を明らかにし、支援方策の検討につなげていくことが求められよう。

２．単身化・単身世帯の増加にともなうニーズへの対応

単身の高齢者のニーズでは、加齢による心身の機能低下により、要支援・要介護に伴う介護・福祉サービスの需要が高まるものと考える。特に、単身高齢者の場合は、要支援状態であれば自宅での生活を継続する上で、日常生活上の買い物や通院、家政・家計管理的な生活支援サービスのニーズへの対応が求められることになる。立地する市町村の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等へと適切につないでいくことが生活支援相談員に求められる。なお、単身化が進む今後は、単身・単身高齢者の、入院や施設入所、緊急時の身元保証等に関して、その手続き・方法や日常的な金銭管理を含めた財産管理にも見通しをつけておく必要があるのではないか。

また、介護予防支援に関する情報提供も重要なリスク回避の手段となろう。立地地区のフレイル予防の取り組み等への参加は、自らの健康寿命の延伸につながるのみならず、仲間づくりや生きがい活動等の参加機会の創出という視点からも評価される取り組みとなる。介護予防の取り組みは、支援する側が様々な意味合いを持たせながら、生きがいや社会参加の視点を加味して活動のデザインをしていく必要がある。なお、調査結果において、単身高齢者のみならず、40 代及び 50 代で単身者の割合が 20%を超える結果ともなった。この点に関しては、40 代・50 代を生産年齢世代として捉えながらも、所得状況や就労状況によっては、また心身の健康上の課題についても更なる分析を通して明らかにしていく必要がある。

３．心のケアの必要性とサポート体制の充実

心のケアについて、ストレスや落ち込み、生活意欲の衰えや喪失感・不眠などの調査結果について、その対応の必要性が示唆される結果が出ており、実態に応じた支援のあり方について、専門家の関与を含めたサポート体制の構築が課題になると考える。

調査結果では、「A-3 日常生活に支障が出るほどのストレスがある」と答えている人が、全体の 7.8%で 303 人になっている。また、「A-7　気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある」と答えた人が全体の 7%で 274 人に上る。さらに、「A-11　震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある」と答えた人が、全体の 3.4%で 132 人になる。以上 3 つの質問項目を、主として心理・精神的ニーズを抱える人という捉え方をすれば、何らかの心理・精神的なサポートの必要性が示唆される結果であろう。この結果については、第 1 に臨床心理士等の専門家による一定の関わりが必要なのか、第 2 に福祉的な近隣のソーシャルサポートネットワークの形成により日常的な情緒的な支援により緩和・解決していく課題なのか、第 3 に所得や就労、家族関係等に関する複合的な課題が問題となり何らかの福祉制度的な資源へのつなぎにより解決を図ることが不可欠な問題なのか、更なる実態の解明が必要になる。なお、地域別で言うと、県中・県南が顕著に高く出ている点に、留意が必要であろう。復興公営住宅の立地と近隣の施設へのアクセシビリ

ティ、復興公営住宅内のソーシャルキャピタルによる相違、避難元の復興状況と帰還の可能性等に関連があるのか、いずれにしても原因の分析が必要ではないか。

4．制度福祉サービスを補完するソーシャルサポート体制

ソーシャルサポート体制づくりの視座としては、復興公営住宅の支援を考える方向性は、いま営む生活の質を大切にする、そのために日常生活をはじめ、社会関係の維持や新たなつながりづくりに関する活動支援の充実を図っていくことになる。ソーシャルサポートネットワークを形成するには、自治会の活動や復興公営住宅内の身近な関係性にも着目して、ちょっとしたコミュニケーションの機会や、日ごろの声がけ、気に掛け合う関係性の構築が鍵を握ることになる。ソーシャルサポートネットワークをもとに、復興公営住宅内で、どのような機能的なサポートが可能になるか情緒的なサポートと手段的なサポートに分けて考える。また、サポートする主体別に、フォーマル（制度的)、セミフォーマル（NPO など)、インフォーマル（近隣・知人・友人）に分けて必要な支援を「見える化」することも資源の利活用に向けては必要となろう。

調査結果で、「A-12 世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる」と答えた人が全体の 16.7%で 652 人となった。そのうち、「世帯に複数人の要援護者がいる」と答えた人が、9.5%で 62 人となった。「複数いる」という世帯については、福祉サービスの利用状況や家族によるケアの状況、老々介護やダブルケア等の複合する課題への対応視座が不可欠となる。介護保険制度や障害福祉制度の利用状況やサービスへのアクセシビリティ等の更なる状況把握が望まれる。それと同時に、日常生活の中で、制度サービスの提供を補完するソーシャルサポート体制をどう構築するか、身近なサポート資源として、気軽に何でも話ができるコミュニケーションの機会や関係の形成等の情緒的なサポートや情報提供や具体的な手助けとなる手段的なサポートを提供できるソーシャルサポートの体制づくりが課題となる。

5．復興公営住宅のビジョンとプラン作りに向けて

今後の復興公営住宅での生活の質に関わるのは、コミュニティ形成に向けたビジョンとプランづくりである。とはいえ、復興公営住宅で組織される自治会やサロンなど、日ごろの公営住宅内の住民自治を支える自治組織にビジョン作成の負担をかけるのは、難しい。自治会組織の高齢化や兼務が重なり、また新たな事に挑戦することに二の足を踏む現状があることも事実である。なおさら、避難元自治体への帰還の間で揺れ動く意識の中で、避難先で住民自治と言われても、公営住宅内のコミュニティづくりを我が事と捉える難しさも当然あろう。しかし、調査結果にも表れているように、単身高齢者が 5 割を超えさらに増加する、心身に何らかの障害等がある世帯が 3 割に上り、ストレスや不安等の心理・精神的に自覚症状をもつ人が 1 割弱いるという結果を踏まえれば、復興公営住宅での生活の質を上げるために、ソーシャルサポートの形成をコミュニティづくりとして進めて行くことは、今後避難者生活支援・相談センターが取り組むべき大きな役割になる。そのポイントは 3 つあると思うが、第 1 に復興公営住宅で実現する臨むべき生活を形にするビジョンとプランづくり、第 2 に避難者地域支援コーディネーターと立地地域の社会資源の活用について学習会を開催すること、第 3 に避難者地域支援コーディネーターが公営住宅内の自治会や支援組織等と共に、プランをベースに団地内の自治を高めるコミュニティ形成に関わり、

住民自治を粘り強く作っていくことにあろう。以上を復興公営住宅のそれぞれが置かれている状況を踏まえて検討していくことが課題となる。

◎本調査は既支援に基づく生活支援相談員等の見立てにより実施しています。

福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業実行委員会　調査研究アドバイザー

東北福祉大学　総合福祉学部　准教授　佐藤英仁

復興公営住宅入居者の特徴と問題点

1. はじめに

東日本大震災のおける自然災害と原子力事故により、現在、約 5000 戸の復興公営住宅が利用されている。「福島県復興公営住宅入居者実態調査」は、5000 戸すべてが調査対象となっている点が大きな特徴である。復興公営住宅に住んでいる住民を対象とした調査はいくつかみられるが、調査の対象者が少なく事例研究の域を出ないものが大半であった。一方、本調査は 5000 戸すべてが対象となっていることで、復興公営住宅に住んでいる住民の正確な意識を把握することができるだけでなく、年齢や地域などによる違いを見出すことができることから、非常に学術的に価値の高い調査である。

本稿では「福島県復興公営住宅入居者実態調査」（以下、「本調査」と記述する）の特徴について、他の調査と比較しながら考察する。

2. 一人暮らしの高齢者が多い

2020 年の国勢調査の結果から算出した福島県の単身世帯（一人暮らし）の割合は 33.1%である。全国の単身世帯の割合は 38.0%であるため、福島県の単身世帯割合は決して高いわけではない。ところが、復興公営住宅の世帯構成を見ると、単身世帯の割合が 42.9%であり、福島県はもちろん、全国の割合と比べても高い。特に県中・県南地区では 47.2%であり、その割合が高くなっている。このことから、復興公営住宅の入居者の単身世帯の割合は非常に高いと言える。

また、福島県が 2023 年 12 月 1 日に公表した「福島県の推計人口」によれば、福島県の高齢化率（65 歳以上の人口割合）は 33.4%である。全国の高齢化は 29.2%であるため、福島県は高齢化が進んだ県と言えるが、復興公営住宅に入居している単身者の 70 歳以上の割合は 51.8%である。65 歳以上で見ればその割合はもっと高くなることから、復興公営住宅に住んでいる入居者の高齢化が進んでいることが分かる。

このことから復興公営住宅の居住者は単身者が多く、高齢化が進んでいると言える。そのため、単身者および高齢者の対策が優先的に求められるだろう。

3. 近所付き合いの現状と問題点

「世帯員の中に近隣住民とのかかわりのない人がいる」という設問に対し、「ある」と回答した世帯はわずか 6.1%であった。参考までに、福島市が 2019 年に行った「福島市地域福祉計画 2021」策定のための「市民アンケート調査」によると、「近所の人とどの程度お付き合いがありますか」という設問に対し、「顔を知っているが、声をかけることはほとんどない」と回答した人の割合は

10.5%、「近所の人の顔も知らない」と回答した人の割合は 6.9%であった。この 2 つの割合を足し合わせると 17.4%となる。対象が本調査は世帯、福島市が行った「市民アンケート調査」は個人と両調査に違いはあるが、本調査では、世帯員で一人でも近隣住民とかかわりがない人が含まれていれば、「ある」と回答することから、個人に対する調査よりも、その割合は高く出る傾向がある。したがって、6.1%という割合は極めて低いことが分かる。

また、「1〜2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある」という設問に対し、「ない」と回答した世帯は 2.2%、「生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる」という設問に対し、「ない」と回答した世帯の割合はわずか 0.8%であった。さらに、「復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある」という設問に対し、「ない」と回答した世帯の割合はわずか 3.2%であった。いずれもかなり低い割合を示していたことから、この結果だけを見ると復興公営住宅の居住者は、住民同士が協力し合える関係が構築されているかに思える。

ただし、必ずしもそのように評価することはできない。なぜなら、本調査では、これらの設問に対し、「不明」と回答している世帯が多いからである。

生活支援相談員が訪問せず、調査できなかった理由として 21.4%が「訪問を拒否している」と回答している。また、「生活支援相談員による気づき等」に関する自由記述において 20.7%の生活支援相談員は「支援や訪問不要・訪問拒否」に関することを挙げている。

つまり、生活支援相談員が訪問できた世帯の入居者のほとんどが近所の住民同士が協力し合える環境が構築できていると言えるが、生活支援相談員の訪問を拒否している世帯が一定数存在し、その世帯が近所付き合いを拒絶し、孤独となっている可能性は排除できない。

4. おわりに

本稿では他の調査と比較することで、「福島県復興公営住宅入居者実態調査」の特徴を考察した。

復興公営住宅の居住者は単身者が多く、高齢化が進んでいるといえる。また、生活支援相談員が訪問できた世帯の入居者のほとんどが近所の住民同士が協力し合える環境が構築できていることがうかがえる。

一方、生活支援相談員の訪問を拒否している世帯が一定数存在し、その世帯が近状付き合いを拒絶し、孤独となっている可能性がある。復興公営住宅の入居者は一人暮らしの高齢者が多いことから、近所との交流を拒否し、行政や社会福祉協議会等の支援も拒否しているとなると適切な医療や福祉が提供できず、孤独死のリスクすらあるといえる。訪問を拒否している世帯へどのように働きかけていくのかが今後の大きな課題と言える。

◎本調査は既支援に基づく生活支援相談員等の見立てにより実施しています。

第２部
福島県復興公営住宅入居者実態調査
研究事業の集計結果

第１章　世帯アセスメント票集計の概要

１．福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業の概要

（１）調査対象　福島県内に整備された復興公営住宅全４，７６７戸（空室含む）

地区	戸数	市町村	団地名
県北地区	1125	福島市	飯野町団地
			北信団地
			笹谷団地
			飯坂団地
			北沢又団地
			北中央団地
		桑折町	桑折駅前団地
			桑折駅前団地
		川俣町	新中町団地
			壁沢団地
		二本松市	根柄山団地
			石倉団地
			若宮団地
			表団地
		大玉村	横堀平団地
		本宮市	下田団地
			吹上団地
			桝形団地
県中・県南地区	826	郡山市	柴宮団地
			富田団地
			日和田団地
			八山田団地
			東原団地
			鶴見坦団地
			守山駅西団地
			安積団地
		三春町	恵下越団地
			平沢団地
		田村市	石崎北団地

地区	戸数	市町村	団地名
（県中県南）		田村市	石崎南団地
		白河市	南湖南団地
			白坂団地
会津地区	134	会津若松市	古川団地
			年貢町団地
			城北団地
			白虎団地
相双地区	1010	南相馬市	北原団地
			上町団地
			牛越団地
			南町団地
			西町団地
		広野町	下北迫団地
		川内村	宮ノ下団地
いわき地区	1672	いわき市	湯長谷団地
			下神白団地
			八幡小路団地
			家ノ前団地
			高萩団地
			勿来酒井団地
			北好間団地
			宮沢団地
			大原団地
			泉本谷団地
			磐崎団地
			四ツ倉団地
			平赤井団地
			下矢田団地
			関船団地
			中原団地

（2）調査方法

生活支援相談員または避難者地域支援コーディネーターによる記入。通常の生活支援相談員活動の中で把握できている既存の情報で判断し記入した

（3）実施期間

令和5年7月1日～令和5年9月30日

2． 調査項目

世帯構成、世帯員の状況（大項目A～E、小項目1～35）で構成される

世帯構成

復興公営住宅	所在地：	団地名（棟）：	入居部屋番：	出身市町村：
世帯構成	1. 複数　2. 単身（　男　・　女　⇒年代　20・30・40・50・60・70・80・90・100以上）3. 不明　4. 空室　5. 特別措置			
（複数の場合）	1. 高齢者（65歳以上）のみ　　2. ひとり親（18歳未満の子どもがいる） 3. 高齢者(65歳以上)の親とその単身の子ども　4.核家族(上記以外の夫婦や親子のみ)　5.その他(　　)			

世帯員の状況(大項目と小項目)

A	**日常生活と心身の健康**	
	1	福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる
	2	行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である
	3	日常生活に支障が出るほどのストレスがある
	4	清潔感や身だしなみへの配慮がされている
	5	家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある
	6	アルコール摂取が適切(量・時間・場所)である
	7	気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある
	8	引きこもりや閉じこもりがある □認知症　□精神の不調　□病気　□人間関係
	9	世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある
	10	行政情報の理解や手続きができる
	11	震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある
	12	世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる □要介護　□認知症 □身体障がい者　□知的障がい者　□人工透析　□その他(　　)
B	**生計の維持**	
	13	就労収入がある
	14	就労以外の収入がある □老齢年金　□障害年金　□不動産収入　□貯蓄　□各種手当　□その他(　　)
	15	親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある
	16	生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある
	17	復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある
	18	生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である □生活保護利用　□生活保護申請が必要　□生活困窮者自立支援制度利用　□生活困窮者自立支援制度申請が必要
C	**社会的な関わりの維持**	
	19	世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる
	20	1～2週間の間に通い先(勤務先、病院、買物、ｻﾛﾝ、余暇・趣味活動、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ利用等)がある
	21	買い物や通院等の移動手段(自動車等所有、親族等所有自動車同乗　等)がある
	22	1～2週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある
	23	1～2週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある
	24	生活上の相談事(予防接種や年金等の手続きなど)を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる
	25	困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる
	26	困ったときに助けてくれるボランティアグループやNPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある
	27	行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある
	28	スマートフォンやタブレットでSNS(LINE等)の交流がある
	29	スマートフォンやタブレットでSNS(LINE等)利用の希望がある □スマートフォン・タブレットを所有　　□スマートフォン・タブレットに切替希望
D	**復興公営住宅内外の関係**	
	30	現在居住している復興公営住宅から転居を予定している 【転居先】 □避難元自治体　□復興公営住宅が立地する自治体　□その他の自治体　　□不明
	31	現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである
	32	復興公営住宅内入居者(自治会)との関係がある
	33	復興公営住宅立地地域の住民や社会資源(社会サービス利用)との関わりがある
	34	入居する復興公営住宅から徒歩で買い物(食材調達)ができる
E		
	35	生活支援相談員による気づき等(自由記述)
	36	訪問していない場合のその理由：生活が安定し訪問を希望していない ・ 就労している 訪問を拒否している ・他機関が対応

3． 報告書の見方

・百分率（%）は、すべて小数点以下第2 位を四捨五入した数値であるため、合計が100%にならない場合がある。
・本文中に掲載した図表の単位は、特にことわりのない限り「%」で表している。

第２章　集計結果

１．基本属性

（１） 世帯構成

図表 1　世帯構成（単数回答）

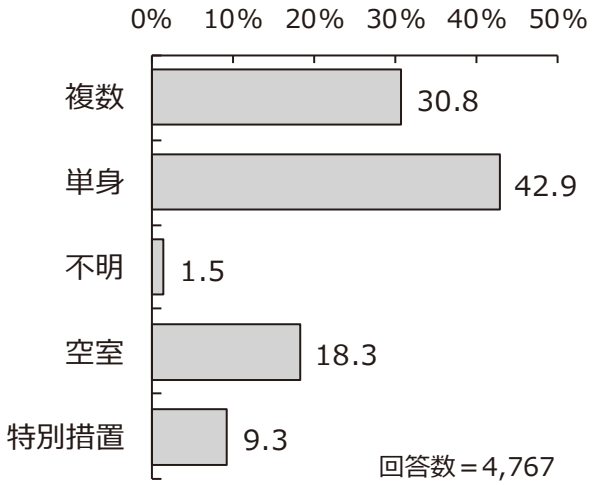

世帯構成については、「複数」30.8%、「単身」42.9%となっている。一方、「不明」は1.5%、「空室」は18.3%、「特別措置」は9.3%となっている。

5地区別にみると、複数世帯の割合が最も多いのは県中・県南地区32.9%、単身世帯の割合が最も多いのは県中・県南地区47.2%、空室の割合が最も多いのは会津地区33.6%、特別措置の割合が最も多いのはいわき地区15.1%である。

図表 2　世帯構成／5地区

		合計	複数	単身	不明	空室	特別措置
全　体		4,767	1,469	2,043	73	873	444
		100.0	30.8	42.9	1.5	18.3	9.3
5地区	県北地区	1,125	342	425	3	203	153
		100.0	30.4	37.8	0.3	18.0	13.6
	県中･県南地区	826	272	390	19	141	13
		100.0	32.9	47.2	2.3	17.1	1.6
	会津地区	134	36	52	0	45	1
		100.0	26.9	38.8	0.0	33.6	0.7
	相双地区	1,010	308	440	1	246	25
		100.0	30.5	43.6	0.1	24.4	2.5
	いわき地区	1,672	511	736	50	238	252
		100.0	30.6	44.0	3.0	14.2	15.1

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

（2） 単身の場合の性別と年齢

図表 3 単身の場合の性別（単数回答）

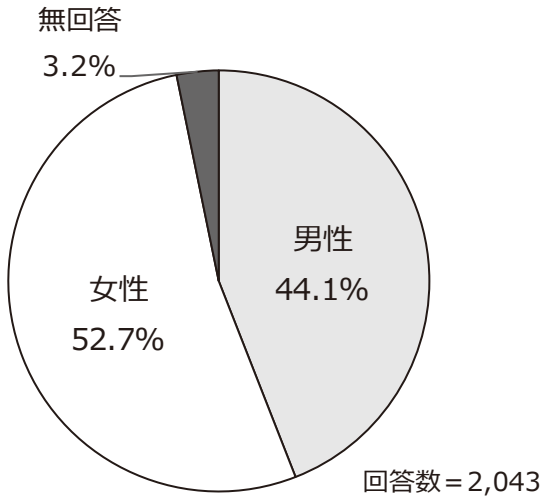

世帯構成が単身（2,043 世帯）の場合の性別は、「男性」44.1%、「女性」52.7%である。

5 地区別にみると、男性の割合が最も多いのは県北地区 47.3%、女性の割合が最も多いのは相双地区 56.8%である。

図表 4 単身の場合の年齢（単数回答）

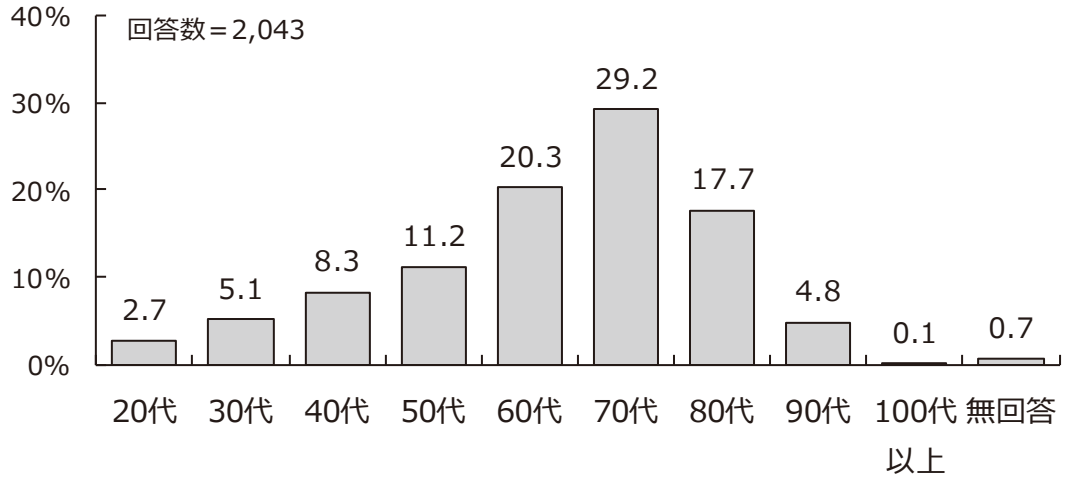

世帯構成が単身（2,043 世帯）の場合の年齢は、「60 代」「70 代」「80 代」「90 代」を合わせると 7 割を超えている。

5 地区別にみると、70 代以上が 5 割以上を占めているのは県北地区、会津地区、相双地区、いわき地区である。

図表 5 単身の場合の性別／5 地区

		合計	男性	女性	無回答
全 体		2,043	900	1,077	66
		100.0	44.1	52.7	3.2
5地区	県北地区	425	201	217	7
		100.0	47.3	51.1	1.6
	県中・県南地区	390	165	190	35
		100.0	42.3	48.7	9.0
	会津地区	52	23	29	0
		100.0	44.2	55.8	0.0
	相双地区	440	185	250	5
		100.0	42.0	56.8	1.1
	いわき地区	736	326	391	19
		100.0	44.3	53.1	2.6

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

図表 6 単身の場合の年齢／5 地区

		合計	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	100代以上	無回答
全 体		2,043	55	104	169	228	414	597	361	99	2	14
		100.0	2.7	5.1	8.3	11.2	20.3	29.2	17.7	4.8	0.1	0.7
5地区	県北地区	425	11	20	25	53	89	119	82	25	0	1
		100.0	2.6	4.7	5.9	12.5	20.9	28.0	19.3	5.9	0.0	0.2
	県中・県南地区	390	13	19	46	42	67	110	62	19	1	11
		100.0	3.3	4.9	11.8	10.8	17.2	28.2	15.9	4.9	0.3	2.8
	会津地区	52	1	3	4	6	9	15	14	0	0	0
		100.0	1.9	5.8	7.7	11.5	17.3	28.8	26.9	0.0	0.0	0.0
	相双地区	440	10	23	35	46	89	130	79	25	1	2
		100.0	2.3	5.2	8.0	10.5	20.2	29.5	18.0	5.7	0.2	0.5
	いわき地区	736	20	39	59	81	160	223	124	30	0	0
		100.0	2.7	5.3	8.0	11.0	21.7	30.3	16.8	4.1	0.0	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

（３） 複数の場合の家族形態

図表 7 複数の場合の家族形態（単数回答）

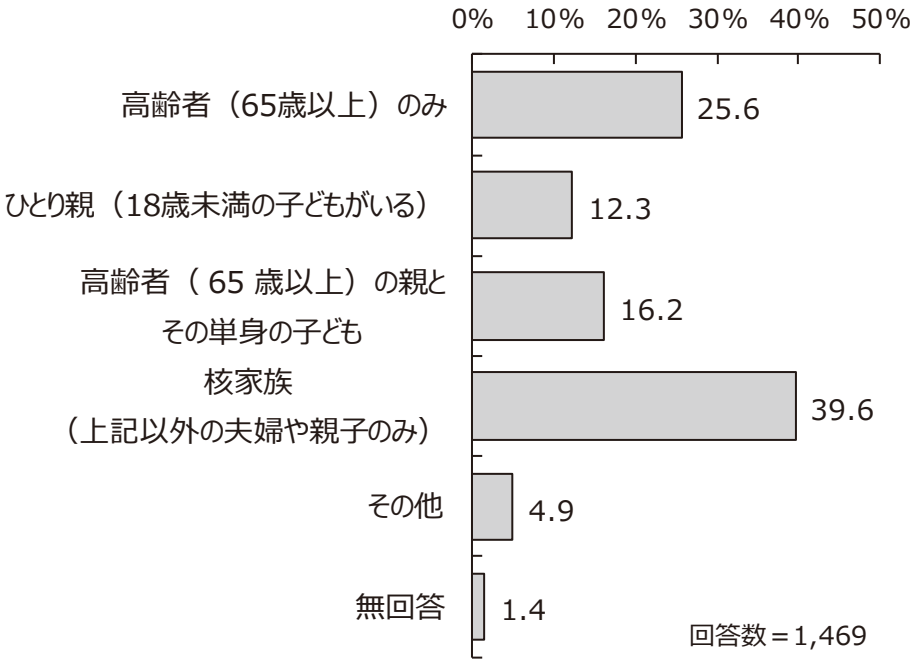

世帯構成が複数（1,469 世帯）の場合の家族形態は、「核家族（上記以外の夫婦や親子のみ）」39.6％が最も多く、次いで「高齢者（65 歳以上）のみ」25.6％、「高齢者（65 歳以上）の親とその単身の子ども」16.2％、「ひとり親（18 歳未満の子どもがいる）」12.3％、「その他」4.9％となっている。

5 地区別にみると、「高齢者（65 歳以上）のみ」の割合が最も多いのは県中・県南地区 27.6％、「ひとり親（18 歳未満の子どもがいる）」の割合が最も多いのはいわき地区 15.7％、「高齢者（65 歳以上）の親とその単身の子ども」の割合が最も多いのは会津地区 27.8％、「核家族（上記以外の夫婦や親子のみ）」の割合が最も多いのは県北地区 48.0％である。

図表 8 複数の場合の家族形態／5 地区

		合計	高齢者（65 歳以上）のみ	ひとり親（18 歳未満の子どもがいる）	高齢者（65 歳以上）の親とその単身の子ども	核家族（上記以外の夫婦や親子のみ）	その他	無回答
全　体		1,469	376	181	238	581	72	21
		100.0	25.6	12.3	16.2	39.6	4.9	1.4
5 地区	県北地区	342	79	19	69	164	9	2
		100.0	23.1	5.6	20.2	48.0	2.6	0.6
	県中・県南地区	272	75	35	37	94	15	16
		100.0	27.6	12.9	13.6	34.6	5.5	5.9
	会津地区	36	8	4	10	13	1	0
		100.0	22.2	11.1	27.8	36.1	2.8	0.0
	相双地区	308	80	43	59	114	11	1
		100.0	26.0	14.0	19.2	37.0	3.6	0.3
	いわき地区	511	134	80	63	196	36	2
		100.0	26.2	15.7	12.3	38.4	7.0	0.4

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

2．世帯員の状況

（1） 日常生活と心身の健康

A-1　福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる

図表　9　A-1　福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる（単数回答）

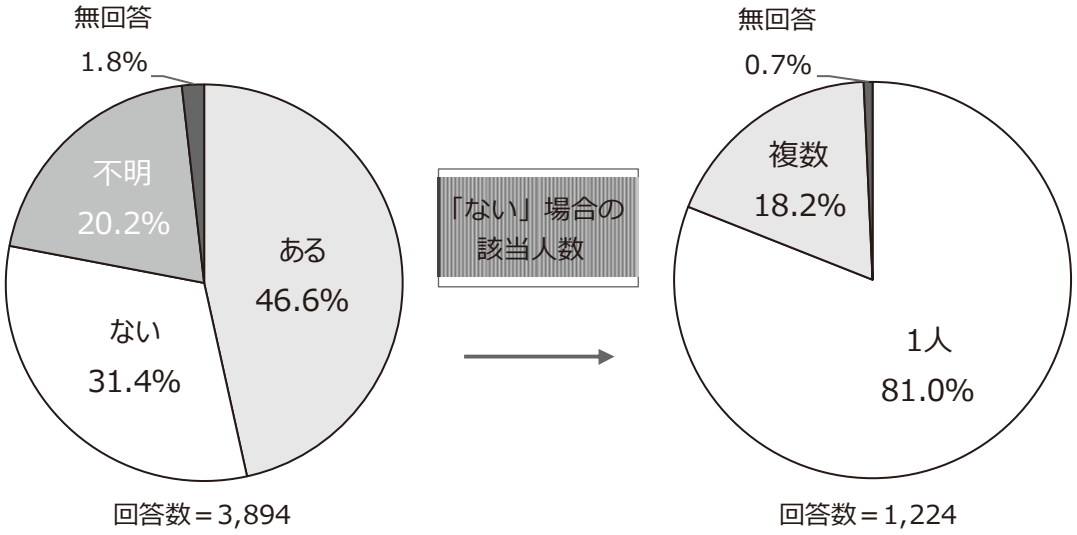

“福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる”の問に対して、「ない」の世帯は 31.4%（1,224 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1人」が 81.0%となっている。

5 地区別にみると、“福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる”の問に対して、全体の「ない」31.4%を上回ったのは、会津地区 55.1%、相双地区 34.8%、いわき地区 34.2%、県中・県南地区 32.7%である。

図表 １０ A-1 福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	1,813	1,224	786	71	1,224	992	223	9
		100.0	46.6	31.4	20.2	1.8	100.0	81.0	18.2	0.7
5地区	県北地区	922	553	195	129	45	195	161	33	1
		100.0	60.0	21.1	14.0	4.9	100.0	82.6	16.9	0.5
	県中・県南地区	685	393	224	64	4	224	181	36	7
		100.0	57.4	32.7	9.3	0.6	100.0	80.8	16.1	3.1
	会津地区	89	29	49	10	1	49	35	14	0
		100.0	32.6	55.1	11.2	1.1	100.0	71.4	28.6	0.0
	相双地区	764	364	266	113	21	266	219	47	0
		100.0	47.6	34.8	14.8	2.7	100.0	82.3	17.7	0.0
	いわき地区	1,434	474	490	470	0	490	396	93	1
		100.0	33.1	34.2	32.8	0.0	100.0	80.8	19.0	0.2

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-2　行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である

図表　１１　A-2　行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である（単数回答）

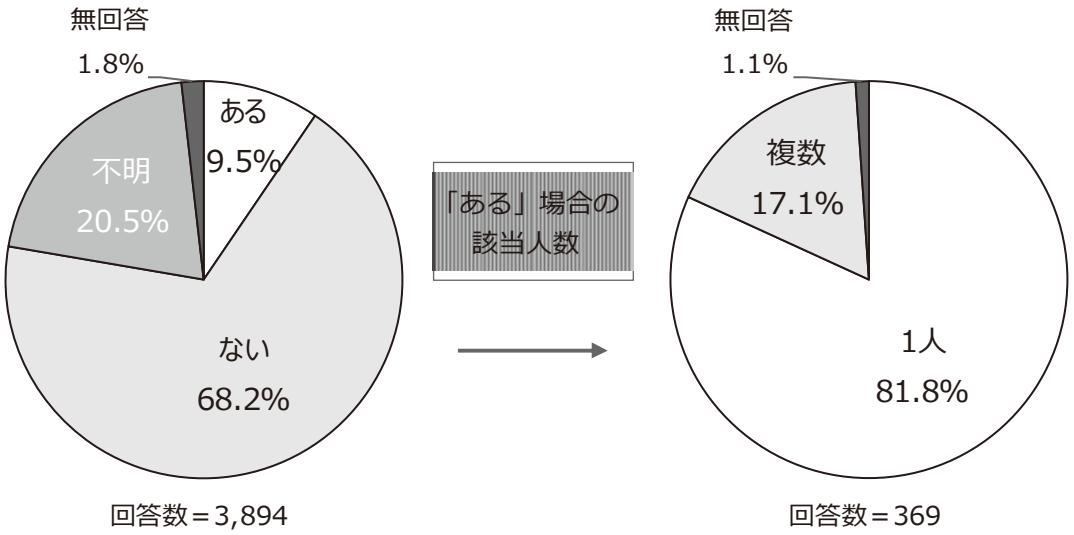

“行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である”の問に対して、「ある」の世帯は 9.5%（369 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 81.8%となっている。

5 地区別にみると、“行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である”の問に対して、全体の「ある」9.5%を上回ったのは、相双地区 20.4%、県中・県南地区 17.7%である。

図表 １２　A-2　行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	369	2,657	797	71	369	302	63	4
		100.0	9.5	68.2	20.5	1.8	100.0	81.8	17.1	1.1
5地区	県北地区	922	52	699	126	45	52	42	10	0
		100.0	5.6	75.8	13.7	4.9	100.0	80.8	19.2	0.0
	県中・県南地区	685	121	495	65	4	121	101	17	3
		100.0	17.7	72.3	9.5	0.6	100.0	83.5	14.0	2.5
	会津地区	89	1	77	10	1	1	1	0	0
		100.0	1.1	86.5	11.2	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	156	471	116	21	156	124	32	0
		100.0	20.4	61.6	15.2	2.7	100.0	79.5	20.5	0.0
	いわき地区	1,434	39	915	480	0	39	34	4	1
		100.0	2.7	63.8	33.5	0.0	100.0	87.2	10.3	2.6

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-3　日常生活に支障が出るほどのストレスがある

図表　１３　A-3　日常生活に支障が出るほどのストレスがある（単数回答）

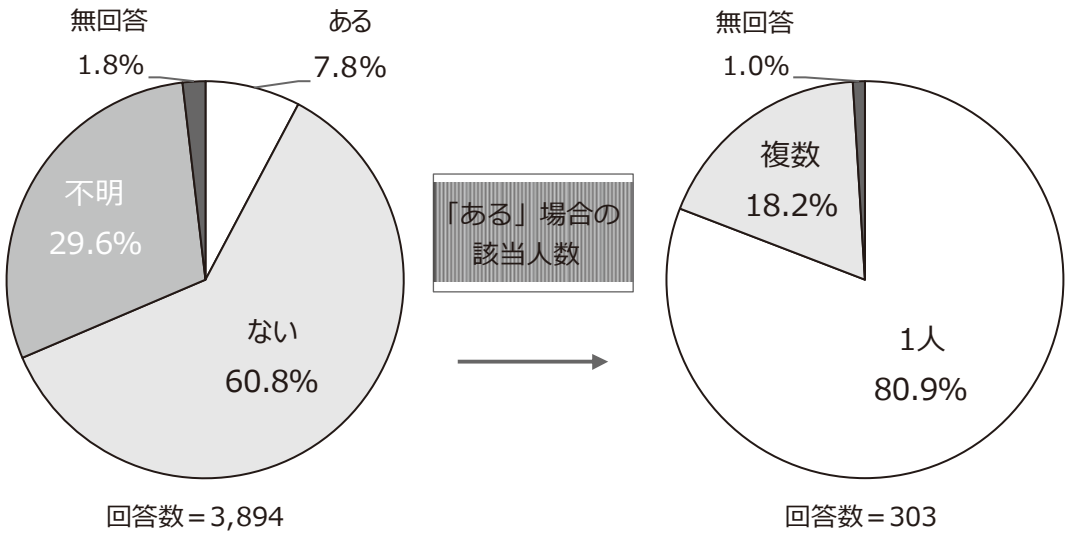

“日常生活に支障が出るほどのストレスがある”の問に対して、「ある」の世帯は 7.8%（303 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 80.9%となっている。

5 地区別にみると、“日常生活に支障が出るほどのストレスがある”の問に対して、全体の「ある」7.8%を上回ったのは、県中・県南地区 16.6%、会津地区 10.1%である。

図表 １４ A-3 日常生活に支障が出るほどのストレスがある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	303	2,368	1,151	72	303	245	55	3
		100.0	7.8	60.8	29.6	1.8	100.0	80.9	18.2	1.0
5地区	県北地区	922	26	681	170	45	26	22	3	1
		100.0	2.8	73.9	18.4	4.9	100.0	84.6	11.5	3.8
	県中・県南地区	685	114	427	140	4	114	92	20	2
		100.0	16.6	62.3	20.4	0.6	100.0	80.7	17.5	1.8
	会津地区	89	9	68	11	1	9	9	0	0
		100.0	10.1	76.4	12.4	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	45	527	171	21	45	38	7	0
		100.0	5.9	69.0	22.4	2.7	100.0	84.4	15.6	0.0
	いわき地区	1,434	109	665	659	1	109	84	25	0
		100.0	7.6	46.4	46.0	0.1	100.0	77.1	22.9	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-4　清潔感や身だしなみへの配慮がされている

図表　１５　A-4　清潔感や身だしなみへの配慮がされている（単数回答）

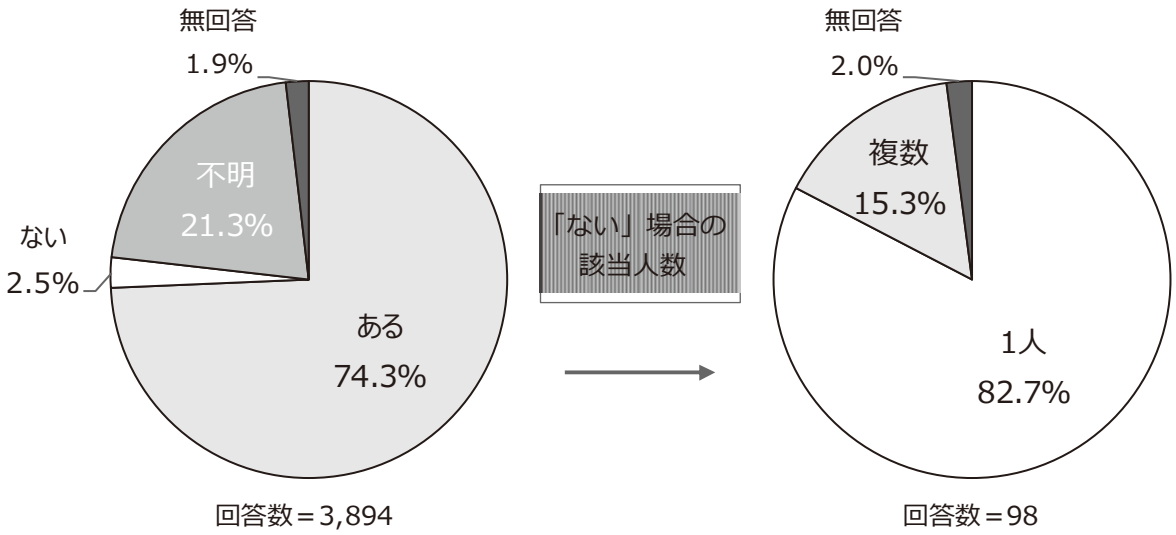

“清潔感や身だしなみへの配慮がされている”の問に対して、「ない」の世帯は 2.5%（98 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 82.7%となっている。

図表 １６ A-4 清潔感や身だしなみへの配慮がされている／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,894	97	830	73	98	81	15	2
		100.0	74.3	2.5	21.3	1.9	100.0	82.7	15.3	2.0
5地区	県北地区	922	717	24	136	45	24	18	6	0
		100.0	77.8	2.6	14.8	4.9	100.0	75.0	25.0	0.0
	県中・県南地区	685	577	21	81	6	21	20	1	0
		100.0	84.2	3.1	11.8	0.9	100.0	95.2	4.8	0.0
	会津地区	89	77	1	10	1	1	0	1	0
		100.0	86.5	1.1	11.2	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0
	相双地区	764	602	26	115	21	27	23	3	1
		100.0	78.8	3.4	15.1	2.7	100.0	85.2	11.1	3.7
	いわき地区	1,434	921	25	488	0	25	20	4	1
		100.0	64.2	1.7	34.0	0.0	100.0	80.0	16.0	4.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-5　家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある

図表　１７　A-5　家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある（単数回答）

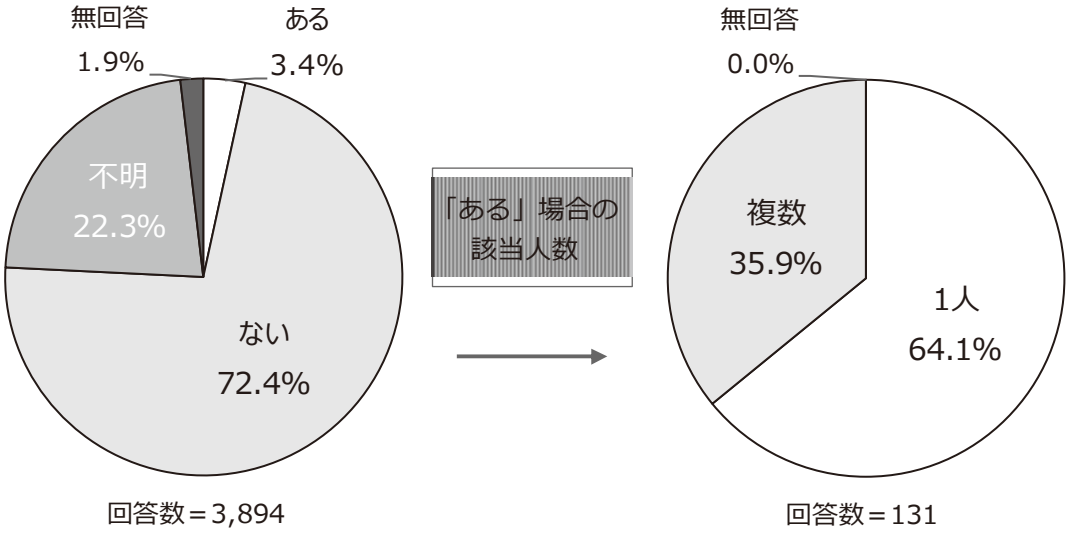

“家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.4%（131 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 64.1%となっている。

図表 １８ A-5 家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	131	2,820	869	74	131	84	47	0
		100.0	3.4	72.4	22.3	1.9	100.0	64.1	35.9	0.0
5地区	県北地区	922	39	688	150	45	39	25	14	0
		100.0	4.2	74.6	16.3	4.9	100.0	64.1	35.9	0.0
	県中・県南地区	685	36	554	89	6	36	22	14	0
		100.0	5.3	80.9	13.0	0.9	100.0	61.1	38.9	0.0
	会津地区	89	3	74	11	1	3	0	3	0
		100.0	3.4	83.1	12.4	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0
	相双地区	764	31	596	115	22	31	21	10	0
		100.0	4.1	78.0	15.1	2.9	100.0	67.7	32.3	0.0
	いわき地区	1,434	22	908	504	0	22	16	6	0
		100.0	1.5	63.3	35.1	0.0	100.0	72.7	27.3	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-6　アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である

図表 １９ A-6 アルコール摂取が適切（量･時間･場所）である（単数回答）

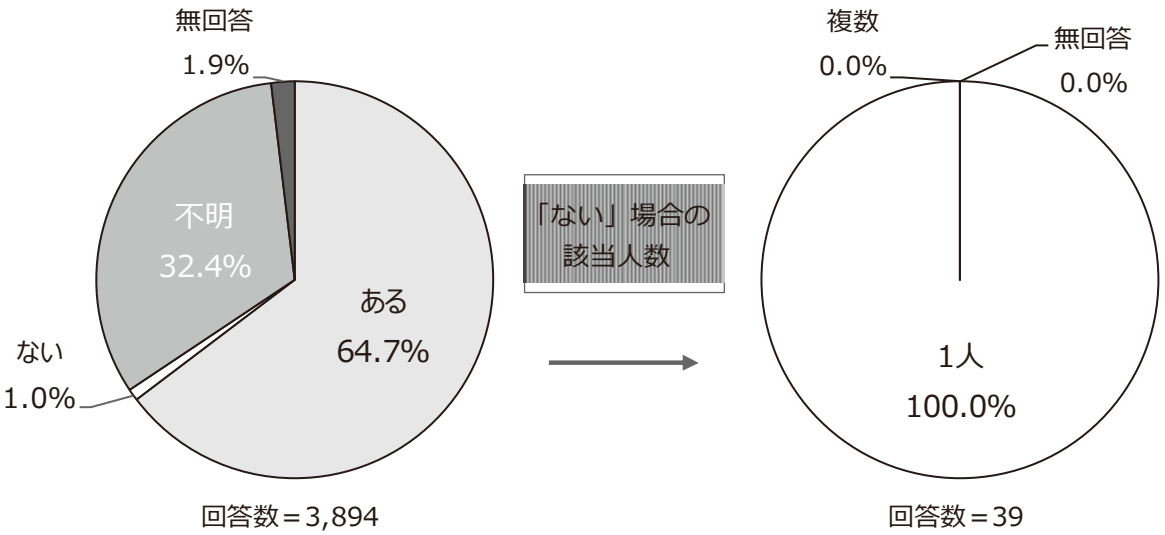

“アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である”の問に対して、「ない」の世帯は 1.0%（39 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 100.0%となっている。

図表 ２０ A-6 アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,519	39	1,262	74	39	39	0	0
		100.0	64.7	1.0	32.4	1.9	100.0	100.0	0.0	0.0
5地区	県北地区	922	696	10	170	46	10	10	0	0
		100.0	75.5	1.1	18.4	5.0	100.0	100.0	0.0	0.0
	県中・県南地区	685	545	9	126	5	9	9	0	0
		100.0	79.6	1.3	18.4	0.7	100.0	100.0	0.0	0.0
	会津地区	89	76	1	11	1	1	1	0	0
		100.0	85.4	1.1	12.4	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	537	8	198	21	8	8	0	0
		100.0	70.3	1.0	25.9	2.7	100.0	100.0	0.0	0.0
	いわき地区	1,434	665	11	757	1	11	11	0	0
		100.0	46.4	0.8	52.8	0.1	100.0	100.0	0.0	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-7　気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある

図表　２１　A-7　気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある（単数回答）

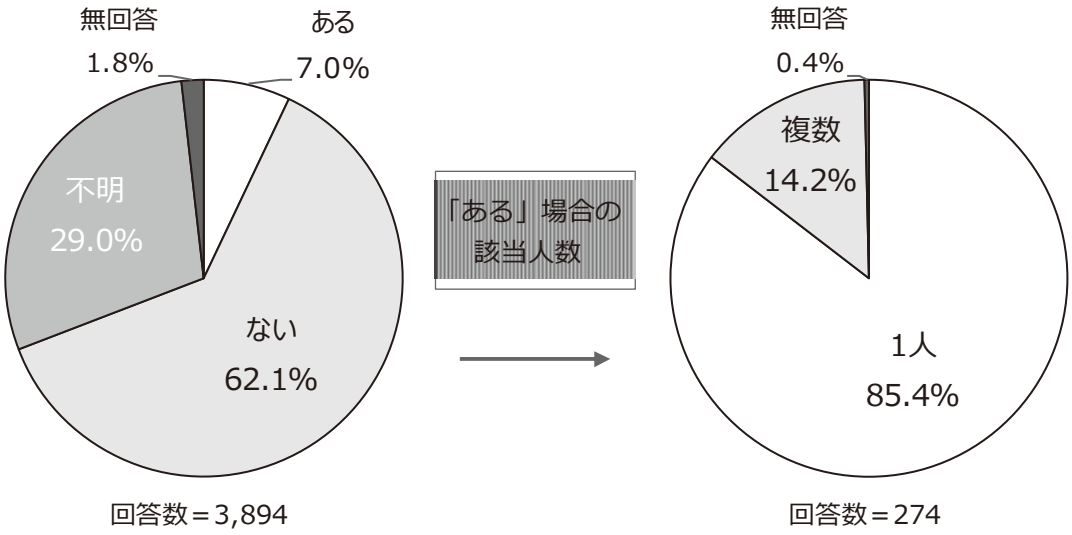

“気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある”の問に対して、「ある」の世帯は 7.0%（274 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 85.4%となっている。

5 地区別にみると、“気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある”の問に対して、全体の「ある」7.0%を上回ったのは、県中・県南地区 14.7%である。

5 地区のうち、会津地区は「ある」が 0 であった。

図表 ２２ A-7 気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	274	2,419	1,130	71	274	234	39	1
		100.0	7.0	62.1	29.0	1.8	100.0	85.4	14.2	0.4
5地区	県北地区	922	32	674	171	45	32	29	3	0
		100.0	3.5	73.1	18.5	4.9	100.0	90.6	9.4	0.0
	県中・県南地区	685	101	448	132	4	101	89	11	1
		100.0	14.7	65.4	19.3	0.6	100.0	88.1	10.9	1.0
	会津地区	89	0	77	11	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	86.5	12.4	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	764	50	532	161	21	50	45	5	0
		100.0	6.5	69.6	21.1	2.7	100.0	90.0	10.0	0.0
	いわき地区	1,434	91	688	655	0	91	71	20	0
		100.0	6.3	48.0	45.7	0.0	100.0	78.0	22.0	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-8　引きこもりや閉じこもりがある

図表　２３　A-8　引きこもりや閉じこもりがある（単数回答）

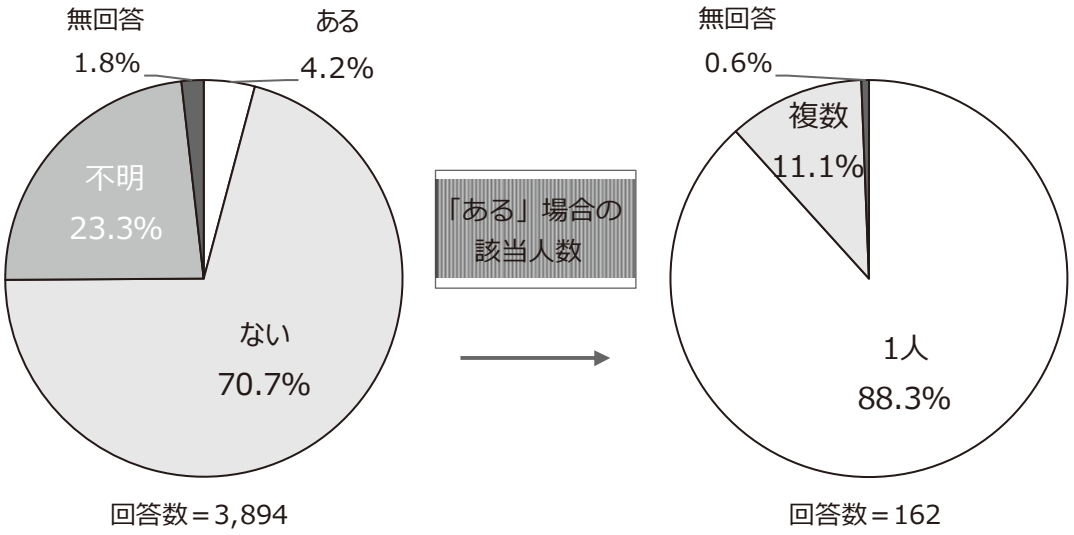

図表　２４　A-8　引きこもりや閉じこもりの原因（複数回答）

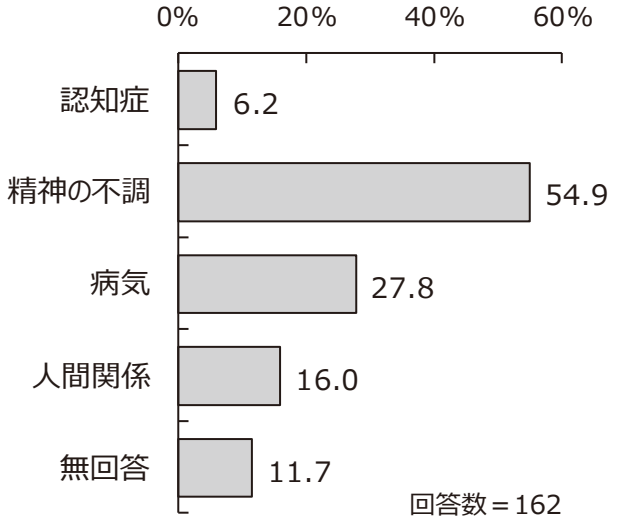

“引きこもりや閉じこもりがある”の問に対して、「ある」の世帯は 4.2%（162 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 88.3%となっている。

引きこもりや閉じこもりの原因について、「精神の不調」54.9%が最も多く、次いで「病気」27.8%、「人間関係」16.0%、「認知症」6.2%となっている。

5 地区別にみると、“引きこもりや閉じこもりがある”の問に対して、全体の「ある」4.2%を上回ったのは、県中・県南地区 6.9%、相双地区 4.7%である。

引きこもりや閉じこもりの原因について、「認知症」の割合が最も多いのは会津地区 100.0%、「精神の不調」の割合が最も多いのは県北地区 68.4%、「病気」の割合が最も多いのはいわき地区 45.8%、「人間関係」の割合が最も多いのは県中・県南地区 31.9%である。

図表 ２５ A-8 引きこもりや閉じこもりがある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	162	2,753	908	71	162	143	18	1
		100.0	4.2	70.7	23.3	1.8	100.0	88.3	11.1	0.6
5地区	県北地区	922	19	726	132	45	19	16	3	0
		100.0	2.1	78.7	14.3	4.9	100.0	84.2	15.8	0.0
	県中・県南地区	685	47	545	89	4	47	43	3	1
		100.0	6.9	79.6	13.0	0.6	100.0	91.5	6.4	2.1
	会津地区	89	1	77	10	1	1	1	0	0
		100.0	1.1	86.5	11.2	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	36	591	116	21	36	35	1	0
		100.0	4.7	77.4	15.2	2.7	100.0	97.2	2.8	0.0
	いわき地区	1,434	59	814	561	0	59	48	11	0
		100.0	4.1	56.8	39.1	0.0	100.0	81.4	18.6	0.0

図表 ２６ A-8 引きこもりや閉じこもりの原因／5 地区

		合計	認知症	精神の不調	病気	人間関係	無回答
全　体		162	10	89	45	26	19
		100.0	6.2	54.9	27.8	16.0	11.7
5地区	県北地区	19	2	13	3	3	1
		100.0	10.5	68.4	15.8	15.8	5.3
	県中・県南地区	47	0	21	7	15	12
		100.0	0.0	44.7	14.9	31.9	25.5
	会津地区	1	1	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	36	4	18	8	4	6
		100.0	11.1	50.0	22.2	11.1	16.7
	いわき地区	59	3	37	27	4	0
		100.0	5.1	62.7	45.8	6.8	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-9　世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある

図表　２７　A-9　世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある（単数回答）

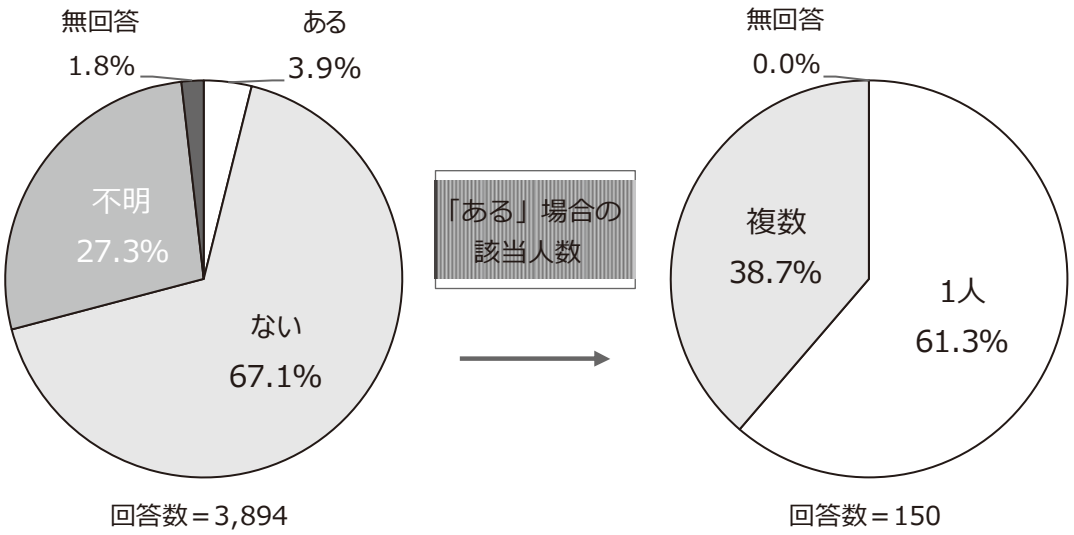

“世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.9%（150 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 61.3%となっている。

5 地区別にみると、“世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある”の問に対して、全体の「ある」3.9%を上回ったのは、県中・県南地区 10.4%、相双地区 4.1%である。

図表 ２８ A-9 世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	150	2,611	1,062	71	150	92	58	0
		100.0	3.9	67.1	27.3	1.8	100.0	61.3	38.7	0.0
5地区	県北地区	922	10	679	188	45	10	7	3	0
		100.0	1.1	73.6	20.4	4.9	100.0	70.0	30.0	0.0
	県中・県南地区	685	71	445	165	4	71	48	23	0
		100.0	10.4	65.0	24.1	0.6	100.0	67.6	32.4	0.0
	会津地区	89	1	76	11	1	1	0	1	0
		100.0	1.1	85.4	12.4	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0
	相双地区	764	31	534	178	21	31	25	6	0
		100.0	4.1	69.9	23.3	2.7	100.0	80.6	19.4	0.0
	いわき地区	1,434	37	877	520	0	37	12	25	0
		100.0	2.6	61.2	36.3	0.0	100.0	32.4	67.6	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-10　行政情報の理解や手続きができる

図表　２９　A-10　行政情報の理解や手続きができる（単数回答）

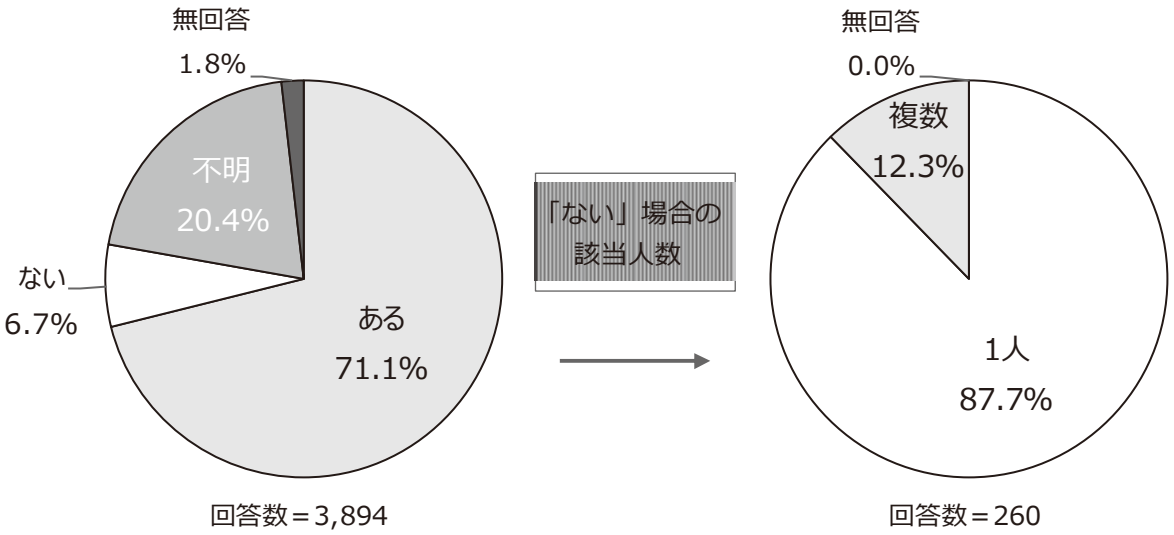

“行政情報の理解や手続きができる”の問に対して、「ない」の世帯は 6.7%（260 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 87.7%となっている。

5 地区別にみると、“行政情報の理解や手続きができる”の問に対して、全体の「ない」6.7%を上回ったのは、相双地区 11.4%、県北地区 7.3%、県中・県南地区 6.9%である。

図表 ３０ A-10 行政情報の理解や手続きができる／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,770	260	793	71	260	228	32	0
		100.0	71.1	6.7	20.4	1.8	100.0	87.7	12.3	0.0
5地区	県北地区	922	683	67	127	45	67	59	8	0
		100.0	74.1	7.3	13.8	4.9	100.0	88.1	11.9	0.0
	県中・県南地区	685	563	47	71	4	47	42	5	0
		100.0	82.2	6.9	10.4	0.6	100.0	89.4	10.6	0.0
	会津地区	89	74	4	10	1	4	4	0	0
		100.0	83.1	4.5	11.2	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	544	87	112	21	87	74	13	0
		100.0	71.2	11.4	14.7	2.7	100.0	85.1	14.9	0.0
	いわき地区	1,434	906	55	473	0	55	49	6	0
		100.0	63.2	3.8	33.0	0.0	100.0	89.1	10.9	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-11　震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある

図表　３１　A-11　震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある（単数回答）

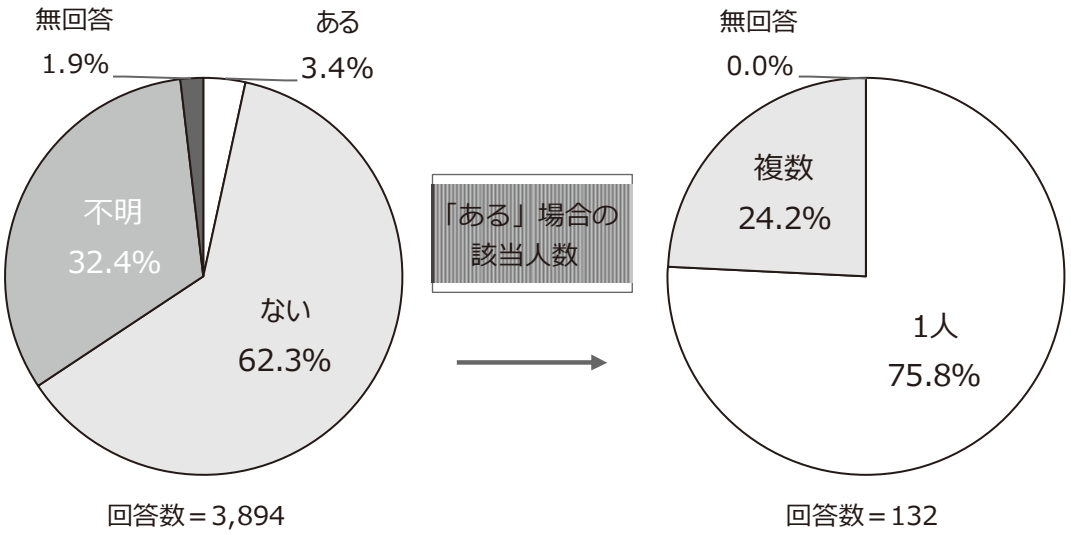

“震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.4%（132 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 75.8%となっている。

5 地区別にみると、“震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある”の問に対して、全体の「ある」3.4%を上回ったのは、いわき地区 5.6%、県中・県南地区 5.3%である。

5 地区のうち、会津地区は「ある」が 0 であった。

図表 ３２ A-11 震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	132	2,427	1,262	73	132	100	32	0
		100.0	3.4	62.3	32.4	1.9	100.0	75.8	24.2	0.0
5地区	県北地区	922	6	727	144	45	6	4	2	0
		100.0	0.7	78.9	15.6	4.9	100.0	66.7	33.3	0.0
	県中・県南地区	685	36	494	151	4	36	32	4	0
		100.0	5.3	72.1	22.0	0.6	100.0	88.9	11.1	0.0
	会津地区	89	0	76	12	1	0	0	0	0
		100.0	0.0	85.4	13.5	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	764	10	559	174	21	10	10	0	0
		100.0	1.3	73.2	22.8	2.7	100.0	100.0	0.0	0.0
	いわき地区	1,434	80	571	781	2	80	54	26	0
		100.0	5.6	39.8	54.5	0.1	100.0	67.5	32.5	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

A-12　世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる

図表　３３　A-12　世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる（単数回答）

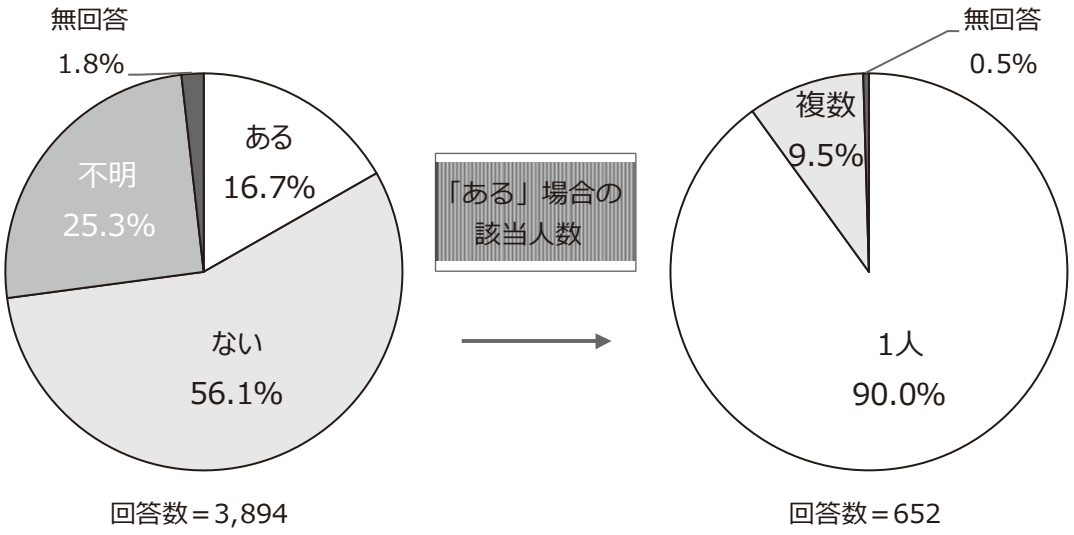

図表　３４　A-12　世帯員の心身の状況（複数回答）

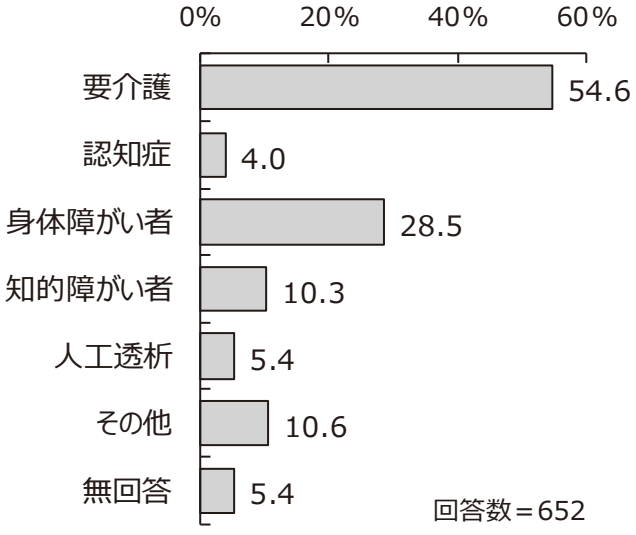

“世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる”の問に対して、「ある」の世帯は 16.7%（652 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 90.0%となっている。

世帯員の心身の状況について、「要介護」54.6%と最も多く、次いで「身体障がい者」28.5%、「その他」10.6%、「知的障がい者」10.3%と続いている。

5 地区別にみると、“世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる”の問に対して、全体の「ある」16.7%を上回ったのは、会津地区 32.6%、県中・県南地区 20.0%、県北地区 19.1%である。

世帯員の身体の状況について、「要介護」の割合が最も多いのは会津地区 65.5%、「身体障がい者」の割合が最も多いのは会津地区 41.4%、「知的障がい者」の割合が最も多いのは県北地区 15.9%である。

図表 35 A-12 世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる／5地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全体		3,894	652	2,186	985	71	652	587	62	3
		100.0	16.7	56.1	25.3	1.8	100.0	90.0	9.5	0.5
5地区	県北地区	922	176	528	173	45	176	152	23	1
		100.0	19.1	57.3	18.8	4.9	100.0	86.4	13.1	0.6
	県中・県南地区	685	137	451	93	4	137	123	12	2
		100.0	20.0	65.8	13.6	0.6	100.0	89.8	8.8	1.5
	会津地区	89	29	49	10	1	29	28	1	0
		100.0	32.6	55.1	11.2	1.1	100.0	96.6	3.4	0.0
	相双地区	764	98	512	133	21	98	93	5	0
		100.0	12.8	67.0	17.4	2.7	100.0	94.9	5.1	0.0
	いわき地区	1,434	212	646	576	0	212	191	21	0
		100.0	14.8	45.0	40.2	0.0	100.0	90.1	9.9	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

図表 36 A-12 世帯員の心身の状況／5地区

		合計	要介護	認知症	身体障がい者	知的障がい者	人工透析	その他	無回答
全体		652	356	26	186	67	35	69	35
		100.0	54.6	4.0	28.5	10.3	5.4	10.6	5.4
5地区	県北地区	176	108	4	45	28	7	15	3
		100.0	61.4	2.3	25.6	15.9	4.0	8.5	1.7
	県中・県南地区	137	64	7	25	14	5	14	22
		100.0	46.7	5.1	18.2	10.2	3.6	10.2	16.1
	会津地区	29	19	1	12	3	4	4	0
		100.0	65.5	3.4	41.4	10.3	13.8	13.8	0.0
	相双地区	98	45	6	30	7	5	12	8
		100.0	45.9	6.1	30.6	7.1	5.1	12.2	8.2
	いわき地区	212	120	8	74	15	14	24	2
		100.0	56.6	3.8	34.9	7.1	6.6	11.3	0.9

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

（2） 生計の維持

B-13　就労収入がある

図表　3 7　B-13　就労収入がある（単数回答）

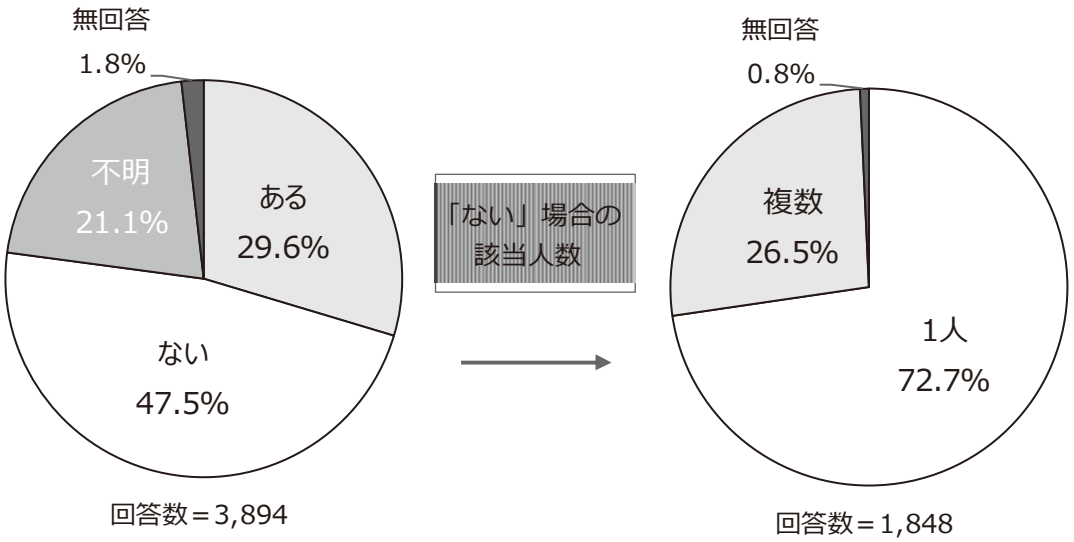

“就労収入がある”の問に対して、「ない」の世帯は 47.5%（1,848 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 72.7%となっている。

5 地区別にみると、“就労収入がある”の問に対して、全体の「ない」47.5%を上回ったのは、会津地区 62.9%、県中・県南地区 52.3%、県北地区 49.6%、相双地区 48.0%である。

図表 ３８ B-13 就労収入がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	1,154	1,848	821	71	1,848	1,344	490	14
		100.0	29.6	47.5	21.1	1.8	100.0	72.7	26.5	0.8
5地区	県北地区	922	305	457	115	45	457	307	150	0
		100.0	33.1	49.6	12.5	4.9	100.0	67.2	32.8	0.0
	県中・県南地区	685	212	358	111	4	358	262	87	9
		100.0	30.9	52.3	16.2	0.6	100.0	73.2	24.3	2.5
	会津地区	89	31	56	1	1	56	42	14	0
		100.0	34.8	62.9	1.1	1.1	100.0	75.0	25.0	0.0
	相双地区	764	256	367	120	21	367	275	87	5
		100.0	33.5	48.0	15.7	2.7	100.0	74.9	23.7	1.4
	いわき地区	1,434	350	610	474	0	610	458	152	0
		100.0	24.4	42.5	33.1	0.0	100.0	75.1	24.9	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

B-14　就労以外の収入がある

図表　３９　B-14　就労以外の収入がある（単数回答）

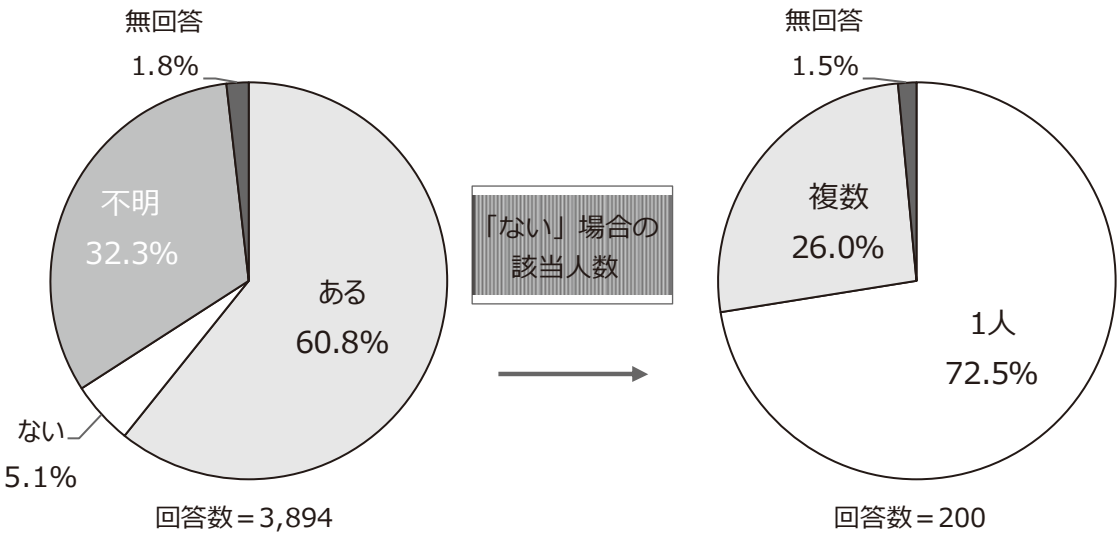

図表　４０　B-14　就労以外の収入内容（複数回答）

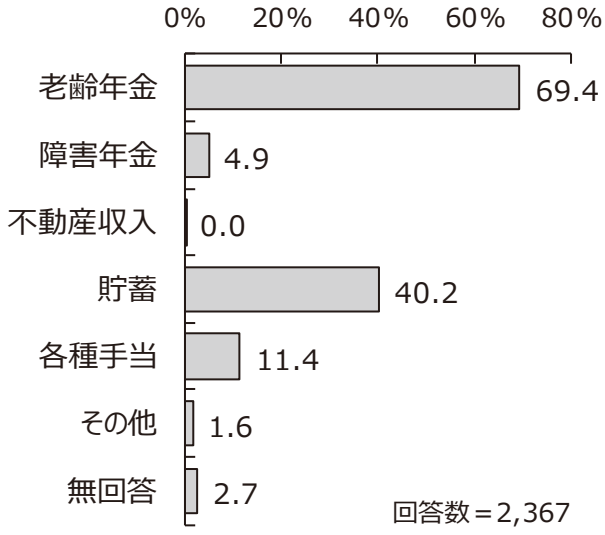

“就労以外の収入がある”の問に対して、「ない」の世帯は 5.1%（200 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 72.5%となっている。

就労以外の収入内容について、「老齢年金」69.4%が最も多く、次いで「貯蓄」40.2%、「各種手当」11.4%と続いている。

図表 ４１ B-14 就労以外の収入がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,367	200	1,256	71	200	145	52	3
		100.0	60.8	5.1	32.3	1.8	100.0	72.5	26.0	1.5
5地区	県北地区	922	730	15	132	45	15	13	2	0
		100.0	79.2	1.6	14.3	4.9	100.0	86.7	13.3	0.0
	県中・県南地区	685	441	105	135	4	105	75	27	3
		100.0	64.4	15.3	19.7	0.6	100.0	71.4	25.7	2.9
	会津地区	89	74	2	12	1	2	2	0	0
		100.0	83.1	2.2	13.5	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	524	23	196	21	23	16	7	0
		100.0	68.6	3.0	25.7	2.7	100.0	69.6	30.4	0.0
	いわき地区	1,434	598	55	781	0	55	39	16	0
		100.0	41.7	3.8	54.5	0.0	100.0	70.9	29.1	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

図表 ４２ B-14 就労以外の収入内容／5 地区

		合計	老齢年金	障害年金	不動産収入	貯蓄	各種手当	その他	無回答
全　体		2,367	1,642	117	1	952	271	38	63
		100.0	69.4	4.9	0.0	40.2	11.4	1.6	2.7
5地区	県北地区	730	447	38	1	544	74	8	10
		100.0	61.2	5.2	0.1	74.5	10.1	1.1	1.4
	県中・県南地区	441	350	18	0	41	41	10	15
		100.0	79.4	4.1	0.0	9.3	9.3	2.3	3.4
	会津地区	74	47	10	0	49	12	1	0
		100.0	63.5	13.5	0.0	66.2	16.2	1.4	0.0
	相双地区	524	337	24	0	281	46	11	34
		100.0	64.3	4.6	0.0	53.6	8.8	2.1	6.5
	いわき地区	598	461	27	0	37	98	8	4
		100.0	77.1	4.5	0.0	6.2	16.4	1.3	0.7

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

B-15　親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある

図表　４３　B-15　親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある（単数回答）

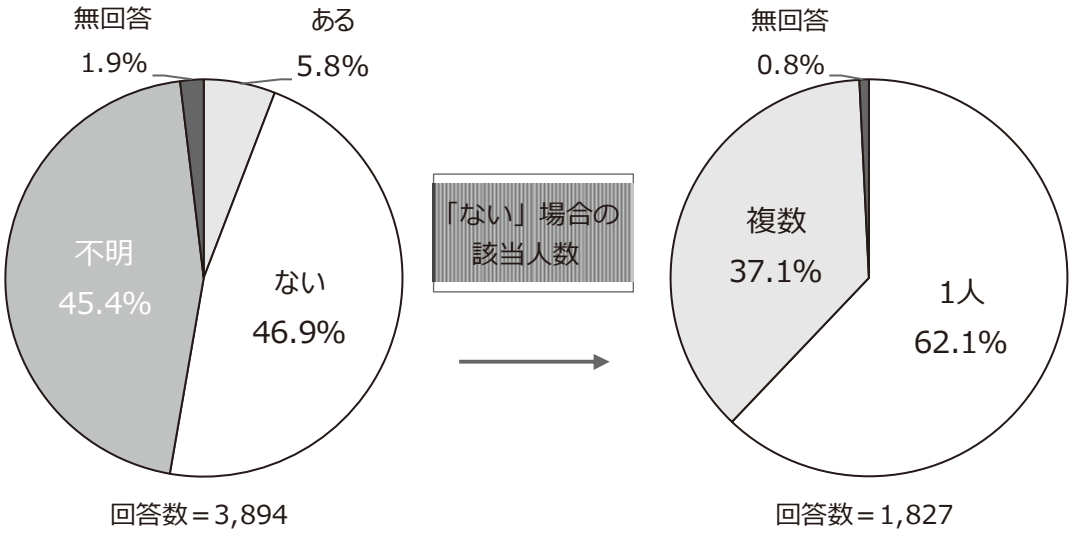

“親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある”の問に対して、「ない」の世帯は 46.9%（1,827 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 62.1%となっている。

5 地区別にみると、“親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある”の問に対して、全体の「ない」46.9%を上回ったのは、会津地区 84.3%、県北地区 67.5%、県中・県南地区 58.5%である。

図表 ４４ B-15 親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	227	1,827	1,766	74	1,827	1,135	678	14
		100.0	5.8	46.9	45.4	1.9	100.0	62.1	37.1	0.8
5地区	県北地区	922	33	622	221	46	622	363	258	1
		100.0	3.6	67.5	24.0	5.0	100.0	58.4	41.5	0.2
	県中・県南地区	685	93	401	187	4	401	255	138	8
		100.0	13.6	58.5	27.3	0.6	100.0	63.6	34.4	2.0
	会津地区	89	0	75	13	1	75	43	32	0
		100.0	0.0	84.3	14.6	1.1	100.0	57.3	42.7	0.0
	相双地区	764	78	332	332	22	332	214	116	2
		100.0	10.2	43.5	43.5	2.9	100.0	64.5	34.9	0.6
	いわき地区	1,434	23	397	1,013	1	397	260	134	3
		100.0	1.6	27.7	70.6	0.1	100.0	65.5	33.8	0.8

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

B-16　生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある

図表　４５　B-16　生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある（単数回答）

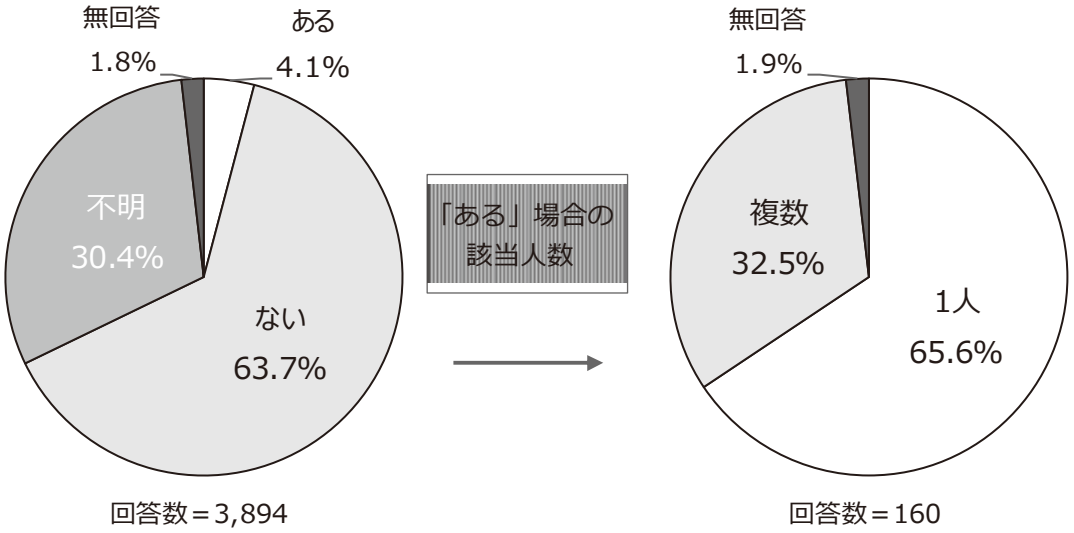

“生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある”の問に対して、「ある」の世帯は 4.1%（160 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 65.6%となっている。

5 地区別にみると、“生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある”の問に対して、全体の「ある」4.1%を上回ったのは、県中・県南地区 6.3%、県北地区 4.7%である。

図表 ４６ B-16 生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	160	2,481	1,182	71	160	105	52	3
		100.0	4.1	63.7	30.4	1.8	100.0	65.6	32.5	1.9
5地区	県北地区	922	43	656	178	45	43	36	7	0
		100.0	4.7	71.1	19.3	4.9	100.0	83.7	16.3	0.0
	県中・県南地区	685	43	484	154	4	43	21	19	3
		100.0	6.3	70.7	22.5	0.6	100.0	48.8	44.2	7.0
	会津地区	89	3	72	13	1	3	0	3	0
		100.0	3.4	80.9	14.6	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0
	相双地区	764	23	540	180	21	23	18	5	0
		100.0	3.0	70.7	23.6	2.7	100.0	78.3	21.7	0.0
	いわき地区	1,434	48	729	657	0	48	30	18	0
		100.0	3.3	50.8	45.8	0.0	100.0	62.5	37.5	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

B-17　復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある

図表 ４７ B-17 復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある（単数回答）

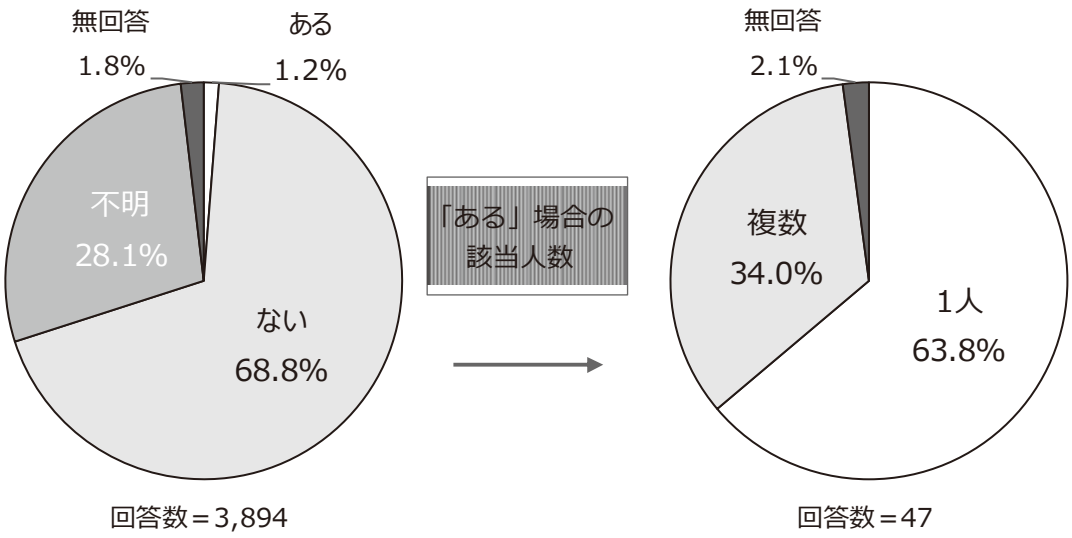

“復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある”の問に対して、「ある」の世帯は 1.2%（47 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 63.8%となっている。

図表 ４８ B-17 復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	47	2,681	1,094	72	47	30	16	1
		100.0	1.2	68.8	28.1	1.8	100.0	63.8	34.0	2.1
5地区	県北地区	922	16	679	182	45	16	14	2	0
		100.0	1.7	73.6	19.7	4.9	100.0	87.5	12.5	0.0
	県中・県南地区	685	11	541	129	4	11	5	5	1
		100.0	1.6	79.0	18.8	0.6	100.0	45.5	45.5	9.1
	会津地区	89	1	74	13	1	1	0	1	0
		100.0	1.1	83.1	14.6	1.1	100.0	0.0	100.0	0.0
	相双地区	764	10	592	140	22	10	5	5	0
		100.0	1.3	77.5	18.3	2.9	100.0	50.0	50.0	0.0
	いわき地区	1,434	9	795	630	0	9	6	3	0
		100.0	0.6	55.4	43.9	0.0	100.0	66.7	33.3	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

B-18　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である

図表　４９　B-18　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である（単数回答）

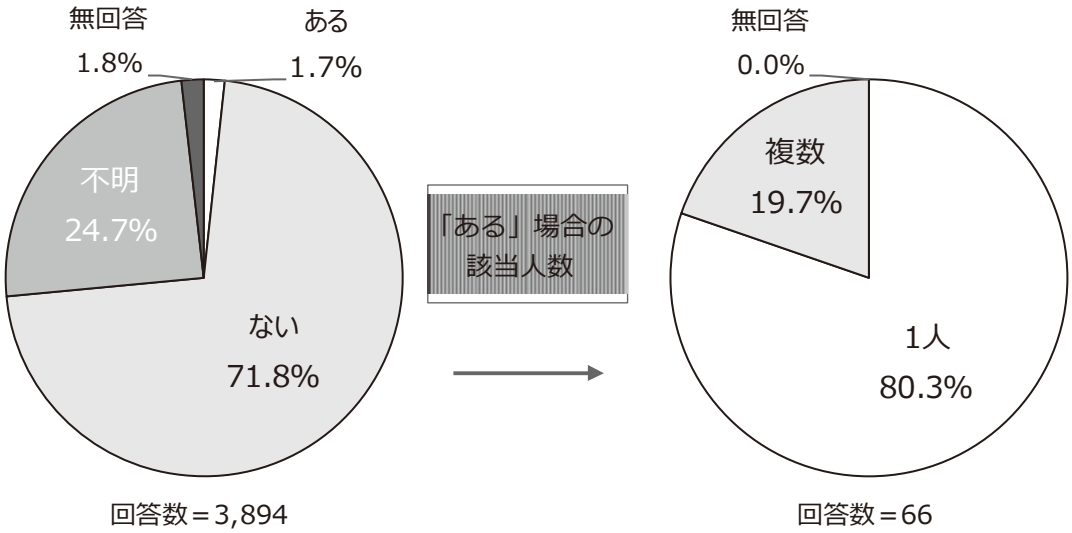

図表　５０　B-18　制度の利用状況（単数回答）

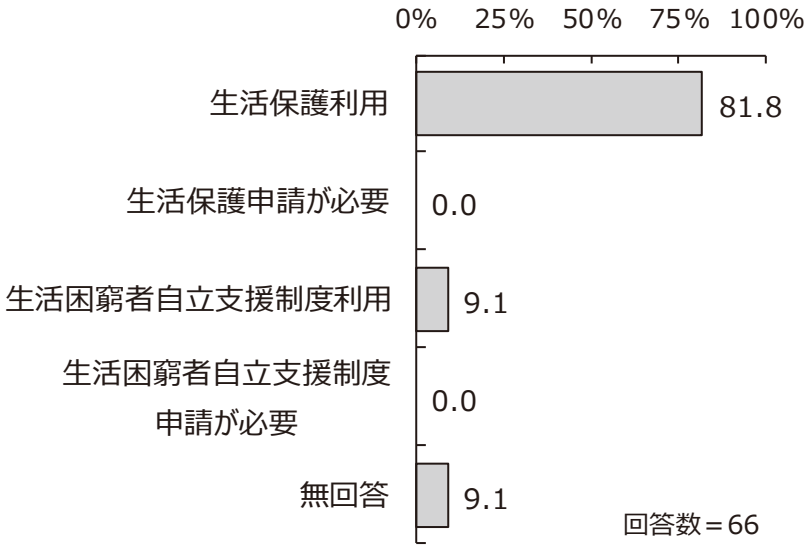

“生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である”の問に対して、「ある」の世帯は 1.7%（66 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 80.3%となっている。

制度の利用状況について、「生活保護利用」が 81.8%と最も多くなっている。

5 地区別にみると、“生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である”の問に対して、全体の「ある」1.7%を上回ったのは、相双地区 2.4%、会津地区 2.2%、県北地区 1.8%である。

就労以外の収入内容について、会津地区、相双地区、県北地区は「生活保護利用」の割合が 9 割を超えている。

図表　５１　B-18　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	66	2,796	961	71	66	53	13	0
		100.0	1.7	71.8	24.7	1.8	100.0	80.3	19.7	0.0
5地区	県北地区	922	17	710	150	45	17	14	3	0
		100.0	1.8	77.0	16.3	4.9	100.0	82.4	17.6	0.0
	県中・県南地区	685	11	562	108	4	11	9	2	0
		100.0	1.6	82.0	15.8	0.6	100.0	81.8	18.2	0.0
	会津地区	89	2	74	12	1	2	1	1	0
		100.0	2.2	83.1	13.5	1.1	100.0	50.0	50.0	0.0
	相双地区	764	18	600	125	21	18	14	4	0
		100.0	2.4	78.5	16.4	2.7	100.0	77.8	22.2	0.0
	いわき地区	1,434	18	850	566	0	18	15	3	0
		100.0	1.3	59.3	39.5	0.0	100.0	83.3	16.7	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

図表　５２　B-18　制度の利用状況／5 地区

		合計	生活保護利用	生活保護申請が必要	生活困窮者自立支援制度利用	生活困窮者自立支援制度申請が必要	無回答
全　体		66	54	0	6	0	6
		100.0	81.8	0.0	9.1	0.0	9.1
5地区	県北地区	17	16	0	1	0	0
		100.0	94.1	0.0	5.9	0.0	0.0
	県中・県南地区	11	6	0	0	0	5
		100.0	54.5	0.0	0.0	0.0	45.5
	会津地区	2	2	0	0	0	0
		100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	18	17	0	1	0	0
		100.0	94.4	0.0	5.6	0.0	0.0
	いわき地区	18	13	0	4	0	1
		100.0	72.2	0.0	22.2	0.0	5.6

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

（3） 社会的な関わりの維持

C-19　世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる

図表　5 3　C-19　世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる（単数回答）

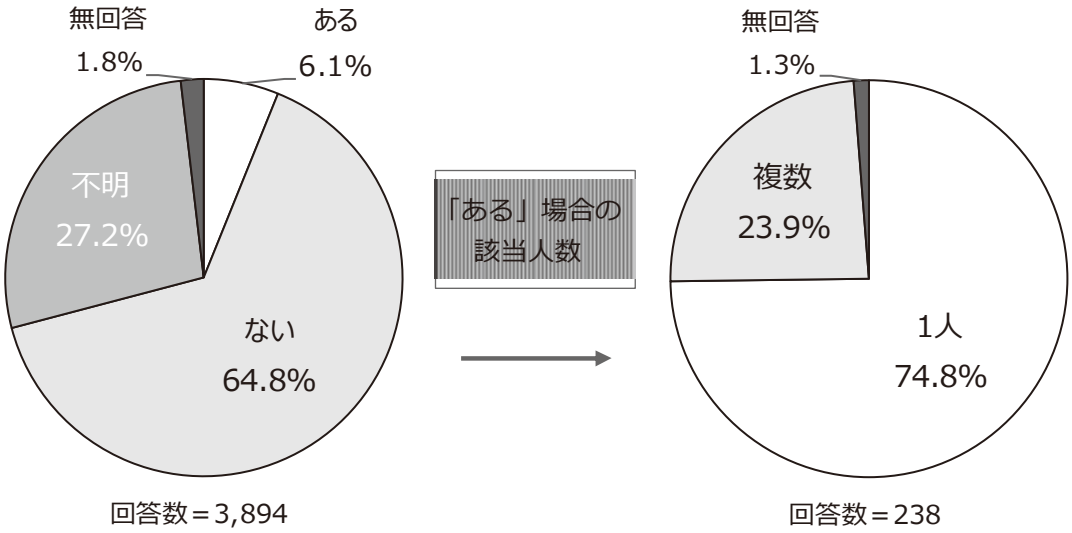

“世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる”の問に対して、「ある」の世帯は 6.1%（238 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 74.8%となっている。

5 地区別にみると、“世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる”の問に対して、全体の「ある」6.1%を上回ったのは、県中・県南地区 13.7%、相双地区 6.8%である。

図表 ５４ C-19 世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	238	2,523	1,061	72	238	178	57	3
		100.0	6.1	64.8	27.2	1.8	100.0	74.8	23.9	1.3
5地区	県北地区	922	49	655	173	45	49	35	14	0
		100.0	5.3	71.0	18.8	4.9	100.0	71.4	28.6	0.0
	県中・県南地区	685	94	469	117	5	94	66	26	2
		100.0	13.7	68.5	17.1	0.7	100.0	70.2	27.7	2.1
	会津地区	89	2	75	11	1	2	2	0	0
		100.0	2.2	84.3	12.4	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	52	549	142	21	52	46	6	0
		100.0	6.8	71.9	18.6	2.7	100.0	88.5	11.5	0.0
	いわき地区	1,434	41	775	618	0	41	29	11	1
		100.0	2.9	54.0	43.1	0.0	100.0	70.7	26.8	2.4

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-20　1～2 週間の間に通い先(勤務先、病院、買物、サロン、余暇・趣味活動、デイサービス利用等)がある

図表　5 5　C-20　1～2 週間の間に通い先がある（単数回答）

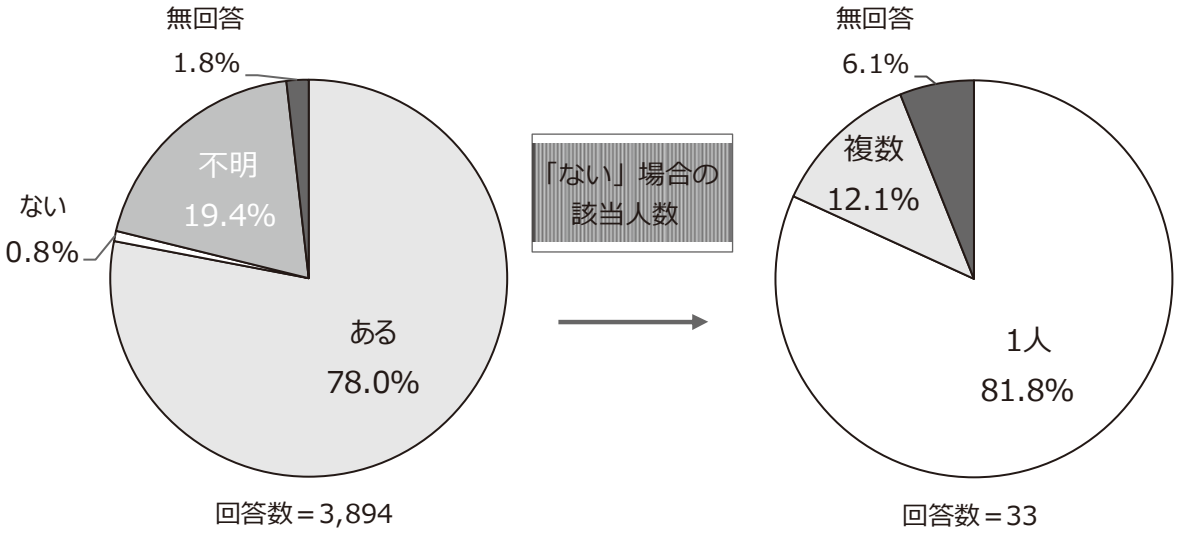

“1～2 週間の間に通い先(勤務先、病院、買物、サロン、余暇・趣味活動、デイサービス利用等)がある”の問に対して、「ない」の世帯は 0.8%（33 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 81.8%となっている。

5 地区別にみると、“1～2 週間の間に通い先(勤務先、病院、買物、サロン、余暇・趣味活動、デイサービス利用等)がある”の問に対して、全体の「ない」0.8%を上回ったのは、県中・県南地区 1.3%、県北地区 1.0%、相双地区 0.9%である。

5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

図表　５６　C-20　1～2 週間の間に通い先がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	3,036	33	754	71	33	27	4	2
		100.0	78.0	0.8	19.4	1.8	100.0	81.8	12.1	6.1
5地区	県北地区	922	763	9	105	45	9	7	2	0
		100.0	82.8	1.0	11.4	4.9	100.0	77.8	22.2	0.0
	県中・県南地区	685	607	9	65	4	9	7	1	1
		100.0	88.6	1.3	9.5	0.6	100.0	77.8	11.1	11.1
	会津地区	89	78	0	10	1	0	0	0	0
		100.0	87.6	0.0	11.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	764	633	7	103	21	7	7	0	0
		100.0	82.9	0.9	13.5	2.7	100.0	100.0	0.0	0.0
	いわき地区	1,434	955	8	471	0	8	6	1	1
		100.0	66.6	0.6	32.8	0.0	100.0	75.0	12.5	12.5

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-21　買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗等）がある

図表　5 7　C-21　買い物や通院等の移動手段がある（単数回答）

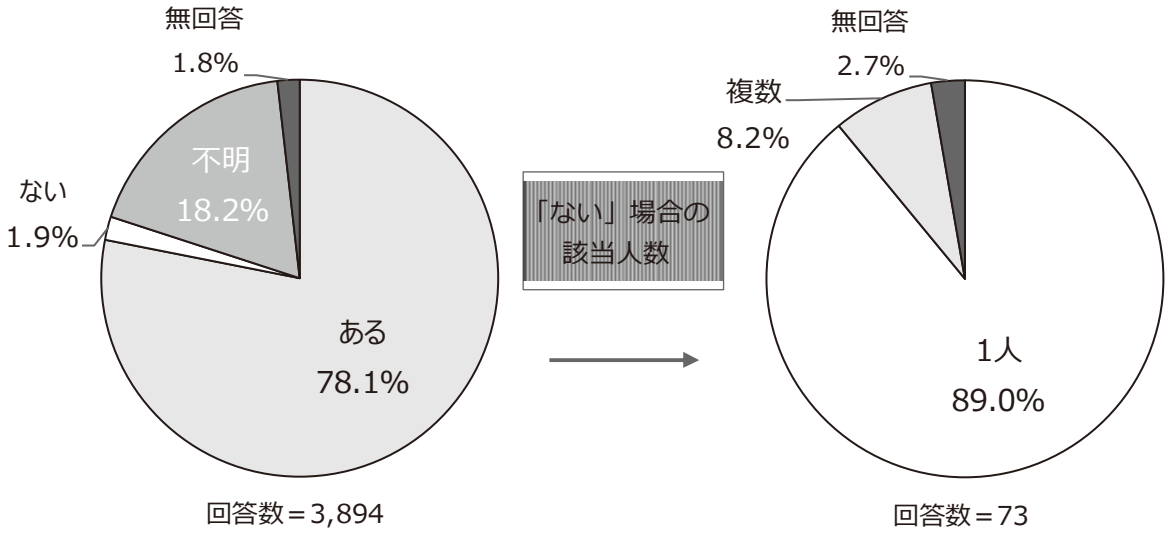

“買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗等）がある”の問に対して、「ない」の世帯は 1.9%（73 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 89.0%となっている。

5 地区別にみると、“買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗等）がある”の問に対して、全体の「ない」1.9%を上回ったのは、県中・県南地区 4.5%、相双地区 1.8%である。

5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

図表 ５８ C-21 買い物や通院等の移動手段がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	3,041	73	709	71	73	65	6	2
		100.0	78.1	1.9	18.2	1.8	100.0	89.0	8.2	2.7
5地区	県北地区	922	783	12	82	45	12	10	2	0
		100.0	84.9	1.3	8.9	4.9	100.0	83.3	16.7	0.0
	県中・県南地区	685	584	31	66	4	31	27	4	0
		100.0	85.3	4.5	9.6	0.6	100.0	87.1	12.9	0.0
	会津地区	89	78	0	10	1	0	0	0	0
		100.0	87.6	0.0	11.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	764	630	14	99	21	14	13	0	1
		100.0	82.5	1.8	13.0	2.7	100.0	92.9	0.0	7.1
	いわき地区	1,434	966	16	452	0	16	15	0	1
		100.0	67.4	1.1	31.5	0.0	100.0	93.8	0.0	6.3

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-22　1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある

図表　5 9　C-22　1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人･知人･趣味の仲間の訪問や交流がある（単数回答）

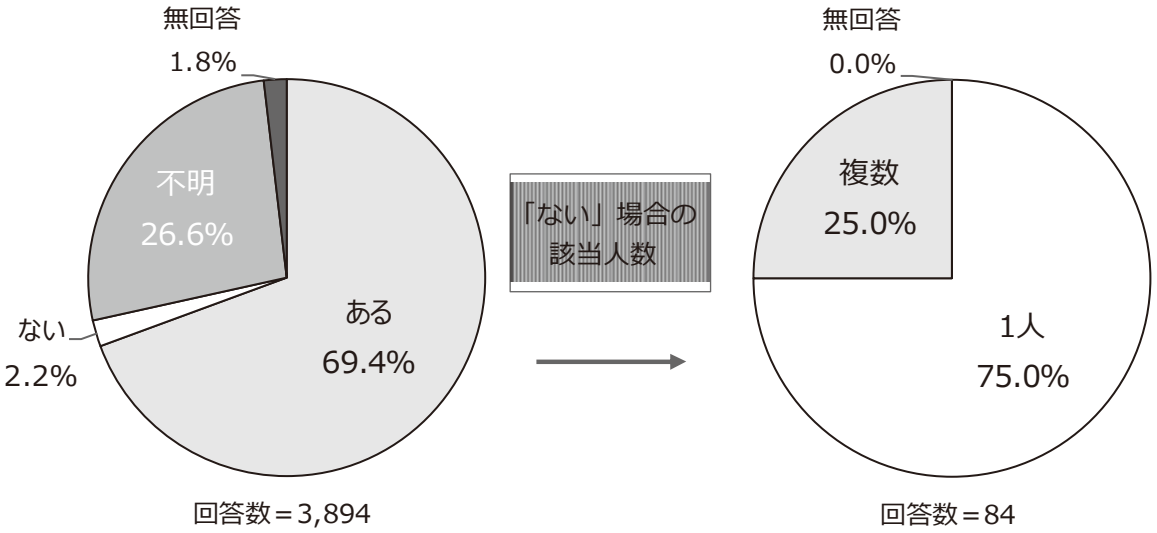

“1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある”の問に対して、「ない」の世帯は 2.2%（84 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 75.0%となっている。

5 地区別にみると、“1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある”の問に対して、全体の「ない」2.2%を上回ったのは、県中・県南地区 4.7%である。

図表 ６０ C-22 1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,702	84	1,036	72	84	63	21	0
		100.0	69.4	2.2	26.6	1.8	100.0	75.0	25.0	0.0
5地区	県北地区	922	704	20	153	45	20	13	7	0
		100.0	76.4	2.2	16.6	4.9	100.0	65.0	35.0	0.0
	県中・県南地区	685	531	32	118	4	32	23	9	0
		100.0	77.5	4.7	17.2	0.6	100.0	71.9	28.1	0.0
	会津地区	89	75	1	12	1	1	1	0	0
		100.0	84.3	1.1	13.5	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	579	17	146	22	17	14	3	0
		100.0	75.8	2.2	19.1	2.9	100.0	82.4	17.6	0.0
	いわき地区	1,434	813	14	607	0	14	12	2	0
		100.0	56.7	1.0	42.3	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-23　1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある

図表 6 1　C-23　1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある（単数回答）

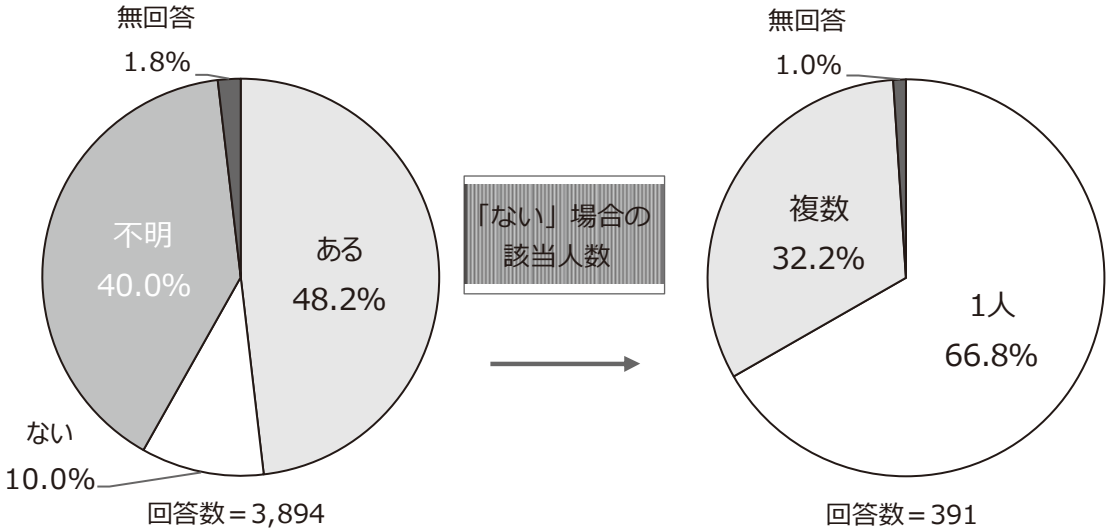

“1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある”の問に対して、「ない」の世帯は 10.0%（391 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1人」が 66.8%となっている。

5 地区別にみると、“1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある”の問に対して、全体の「ない」10.0%を上回ったのは、会津地区 32.6%、県中・県南地区 22.6%である。

図表 6 2 C-23 1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	1,875	391	1,556	72	391	261	126	4
		100.0	48.2	10.0	40.0	1.8	100.0	66.8	32.2	1.0
5地区	県北地区	922	621	59	197	45	59	38	21	0
		100.0	67.4	6.4	21.4	4.9	100.0	64.4	35.6	0.0
	県中・県南地区	685	357	155	169	4	155	96	57	2
		100.0	52.1	22.6	24.7	0.6	100.0	61.9	36.8	1.3
	会津地区	89	46	29	13	1	29	18	11	0
		100.0	51.7	32.6	14.6	1.1	100.0	62.1	37.9	0.0
	相双地区	764	444	55	243	22	55	45	9	1
		100.0	58.1	7.2	31.8	2.9	100.0	81.8	16.4	1.8
	いわき地区	1,434	407	93	934	0	93	64	28	1
		100.0	28.4	6.5	65.1	0.0	100.0	68.8	30.1	1.1

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-24　生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる

図表　6 3　C-24　生活上の相談事を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる（単数回答）

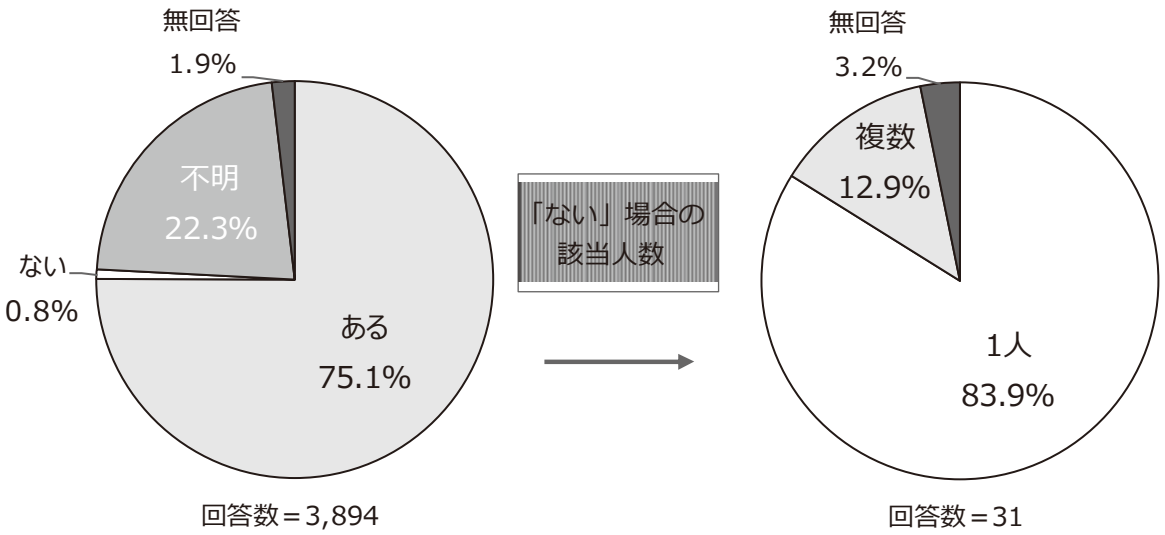

“生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる”の問に対して、「ない」の世帯は 0.8%（31 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 83.9%となっている。

5 地区別にみると、“生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる”の問に対して、全体の「ない」0.8%を上回ったのは、県中・県南地区 1.6%である。

5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

図表 6 4 C-24 生活上の相談事を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,923	31	867	73	31	26	4	1
		100.0	75.1	0.8	22.3	1.9	100.0	83.9	12.9	3.2
5地区	県北地区	922	764	7	106	45	7	5	2	0
		100.0	82.9	0.8	11.5	4.9	100.0	71.4	28.6	0.0
	県中・県南地区	685	553	11	115	6	11	9	1	1
		100.0	80.7	1.6	16.8	0.9	100.0	81.8	9.1	9.1
	会津地区	89	78	0	10	1	0	0	0	0
		100.0	87.6	0.0	11.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	764	619	6	118	21	6	6	0	0
		100.0	81.0	0.8	15.4	2.7	100.0	100.0	0.0	0.0
	いわき地区	1,434	909	7	518	0	7	6	1	0
		100.0	63.4	0.5	36.1	0.0	100.0	85.7	14.3	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-25　困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる

図表　６５　C-25　困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる（単数回答）

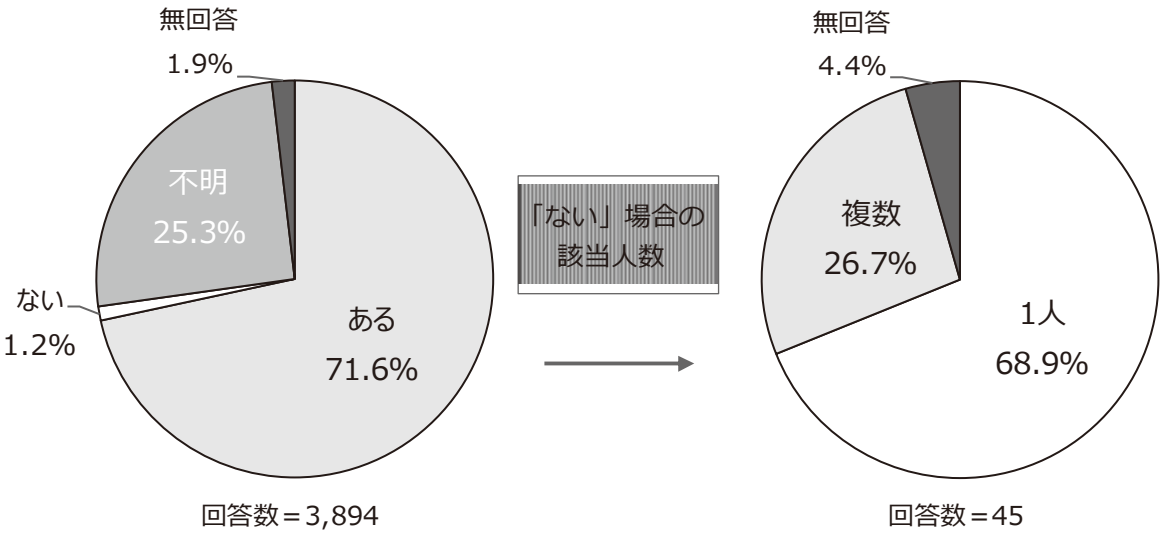

“困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる”の問に対して、「ない」の世帯は 1.2%（45 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 68.9%となっている。

5 地区別にみると、“困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる”の問に対して、全体の「ない」1.2%を上回ったのは、県中・県南地区 2.5%、県北地区 1.3%である。

5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

図表　６６　C-25　困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,790	45	986	73	45	31	12	2
		100.0	71.6	1.2	25.3	1.9	100.0	68.9	26.7	4.4
5地区	県北地区	922	746	12	119	45	12	8	4	0
		100.0	80.9	1.3	12.9	4.9	100.0	66.7	33.3	0.0
	県中・県南地区	685	536	17	128	4	17	9	6	2
		100.0	78.2	2.5	18.7	0.6	100.0	52.9	35.3	11.8
	会津地区	89	78	0	10	1	0	0	0	0
		100.0	87.6	0.0	11.2	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	764	588	7	146	23	7	7	0	0
		100.0	77.0	0.9	19.1	3.0	100.0	100.0	0.0	0.0
	いわき地区	1,434	842	9	583	0	9	7	2	0
		100.0	58.7	0.6	40.7	0.0	100.0	77.8	22.2	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-26　困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある

図表　6 7　C-26　困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある（単数回答）

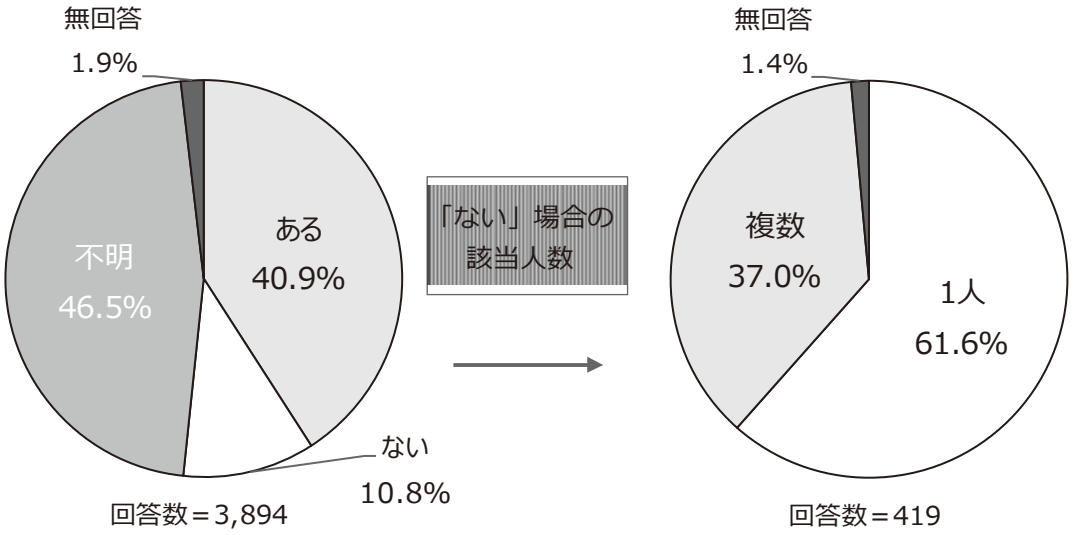

“困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある”の問に対して、「ない」の世帯は 10.8%（419 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 61.6%となっている。

5 地区別にみると、“困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある”の問に対して、全体の「ない」10.8%を上回ったのは、県中・県南地区 20.0%、県北地区 14.6%である。

図表 6 8 C-26 困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、
サービス事業者等とのつながりがある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	1,592	419	1,810	73	419	258	155	6
		100.0	40.9	10.8	46.5	1.9	100.0	61.6	37.0	1.4
5地区	県北地区	922	528	135	214	45	135	83	52	0
		100.0	57.3	14.6	23.2	4.9	100.0	61.5	38.5	0.0
	県中・県南地区	685	345	137	199	4	137	82	52	3
		100.0	50.4	20.0	29.1	0.6	100.0	59.9	38.0	2.2
	会津地区	89	74	1	13	1	1	1	0	0
		100.0	83.1	1.1	14.6	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	372	33	336	23	33	23	9	1
		100.0	48.7	4.3	44.0	3.0	100.0	69.7	27.3	3.0
	いわき地区	1,434	273	113	1,048	0	113	69	42	2
		100.0	19.0	7.9	73.1	0.0	100.0	61.1	37.2	1.8

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-27　行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある

図表　６９　C-27　行政や福祉･医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある（単数回答）

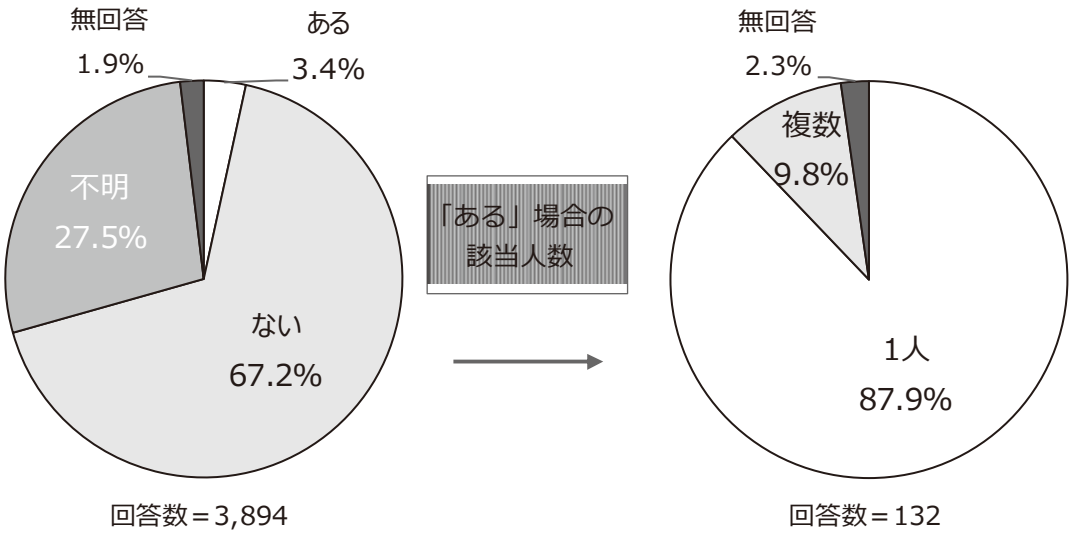

“行政や福祉･医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある”の問に対して、「ある」の世帯は 3.4%（132 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 87.9%となっている。

5 地区別にみると、“行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある”の問に対して、全体の「ある」3.4%を上回ったのは、県中・県南地区 7.3%、相双地区 4.2%である。

図表 ７０ C-27 行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	132	2,618	1,070	74	132	116	13	3
		100.0	3.4	67.2	27.5	1.9	100.0	87.9	9.8	2.3
5地区	県北地区	922	25	692	160	45	25	20	5	0
		100.0	2.7	75.1	17.4	4.9	100.0	80.0	20.0	0.0
	県中・県南地区	685	50	512	118	5	50	46	3	1
		100.0	7.3	74.7	17.2	0.7	100.0	92.0	6.0	2.0
	会津地区	89	1	76	11	1	1	1	0	0
		100.0	1.1	85.4	12.4	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	32	558	151	23	32	27	5	0
		100.0	4.2	73.0	19.8	3.0	100.0	84.4	15.6	0.0
	いわき地区	1,434	24	780	630	0	24	22	0	2
		100.0	1.7	54.4	43.9	0.0	100.0	91.7	0.0	8.3

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-28　スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）の交流がある

図表　7 1　C-28　スマートフォンやタブレットで SNS の交流がある（単数回答）

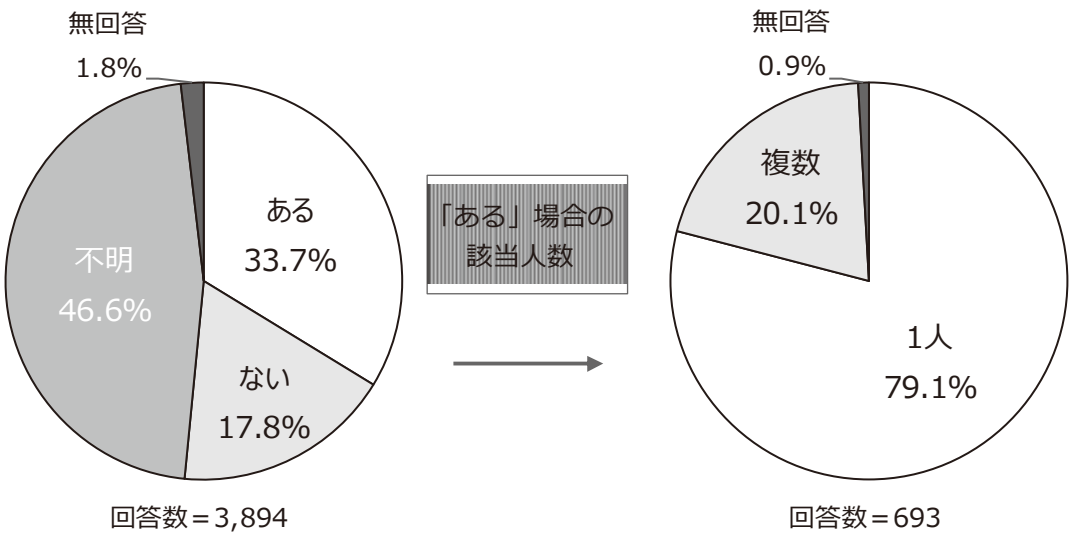

“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）の交流がある”の問に対して、「ある」の世帯は 33.7%（693 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 79.1%となっている。

5 地区別にみると、“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）の交流がある”の問に対して、全体の「ない」17.8%を上回ったのは、会津地区 29.2%、県中・県南地区 26.9%、県北地区 24.8%、相双地区 23.6%である。

図表 7 2 C-28 スマートフォンやタブレットで SNS の交流がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	1,314	693	1,815	72	693	548	139	6
		100.0	33.7	17.8	46.6	1.8	100.0	79.1	20.1	0.9
5地区	県北地区	922	411	229	237	45	229	177	50	2
		100.0	44.6	24.8	25.7	4.9	100.0	77.3	21.8	0.9
	県中・県南地区	685	305	184	192	4	184	146	36	2
		100.0	44.5	26.9	28.0	0.6	100.0	79.3	19.6	1.1
	会津地区	89	48	26	14	1	26	19	7	0
		100.0	53.9	29.2	15.7	1.1	100.0	73.1	26.9	0.0
	相双地区	764	326	180	236	22	180	139	39	2
		100.0	42.7	23.6	30.9	2.9	100.0	77.2	21.7	1.1
	いわき地区	1,434	224	74	1,136	0	74	67	7	0
		100.0	15.6	5.2	79.2	0.0	100.0	90.5	9.5	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

C-29　スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）利用の希望がある

図表　7 3　C-29　スマートフォンやタブレットで SNS 利用の希望がある（単数回答）

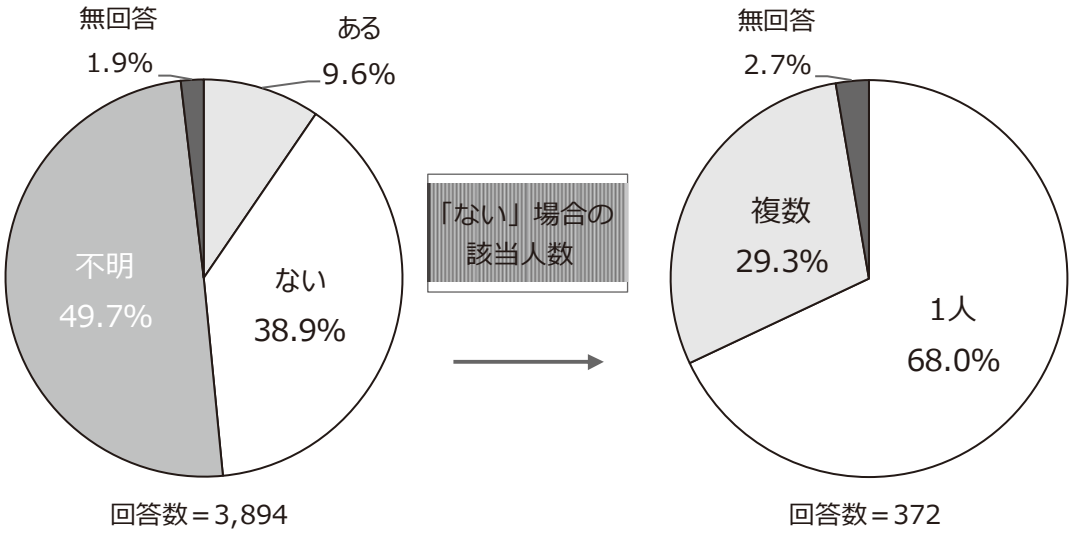

図表　7 4　C-29　スマートフォンやタブレットの利用状況
（単数回答）

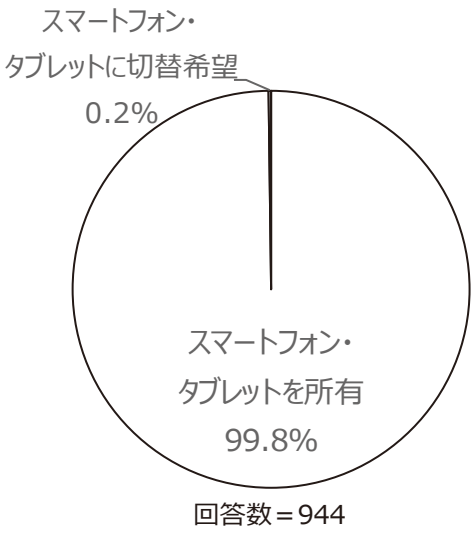

※回答数を母数として割合を算出している。

“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）利用の希望がある”の問に対して、「ない」の世帯は 38.9%（372 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 68.0%となっている。

スマートフォンやタブレットの利用状況について、回答があった 944 件のうち「スマートフォン・タブレットを所有」は 942 件であった。

5 地区別にみると、“スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）利用の希望がある”の問に対して、全体の「ある」9.6%を上回ったのは、相双地区 16.4%、いわき地区 15.3%である。

図表　７５　C-29　スマートフォンやタブレットで SNS 利用の希望がある／5 地区

		現状					「ある」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	372	1,515	1,934	73	372	253	109	10
		100.0	9.6	38.9	49.7	1.9	100.0	68.0	29.3	2.7
5地区	県北地区	922	4	629	244	45	4	3	0	1
		100.0	0.4	68.2	26.5	4.9	100.0	75.0	0.0	25.0
	県中・県南地区	685	23	419	239	4	23	18	3	2
		100.0	3.4	61.2	34.9	0.6	100.0	78.3	13.0	8.7
	会津地区	89	1	73	14	1	1	1	0	0
		100.0	1.1	82.0	15.7	1.1	100.0	100.0	0.0	0.0
	相双地区	764	125	331	286	22	125	86	33	6
		100.0	16.4	43.3	37.4	2.9	100.0	68.8	26.4	4.8
	いわき地区	1,434	219	63	1,151	1	219	145	73	1
		100.0	15.3	4.4	80.3	0.1	100.0	66.2	33.3	0.5

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

図表　７６　C-29　スマートフォンやタブレットの利用状況／5 地区

		合計	スマートフォン・タブレットを所有	スマートフォン・タブレットに切替希望
全　体		944	942	2
		100.0	99.8	0.2
5地区	県北地区	103	103	0
		100.0	100.0	0.0
	県中・県南地区	207	206	1
		100.0	99.5	0.5
	会津地区	49	49	0
		100.0	100.0	0.0
	相双地区	274	274	0
		100.0	100.0	0.0
	いわき地区	311	310	1
		100.0	99.7	0.3

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）
※回答数を母数として割合を算出している。

（４） 復興公営住宅内外の関係

D-30　現在居住している復興公営住宅から転居を予定している

図表 ７８ D-30 現在居住している復興公営住宅から転居を予定している（単数回答）

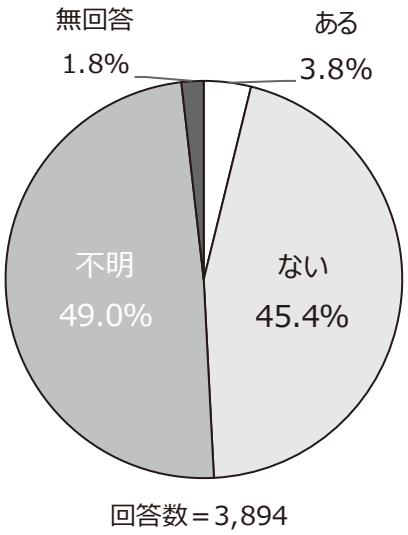

図表 ７７ 転居先（単数回答）

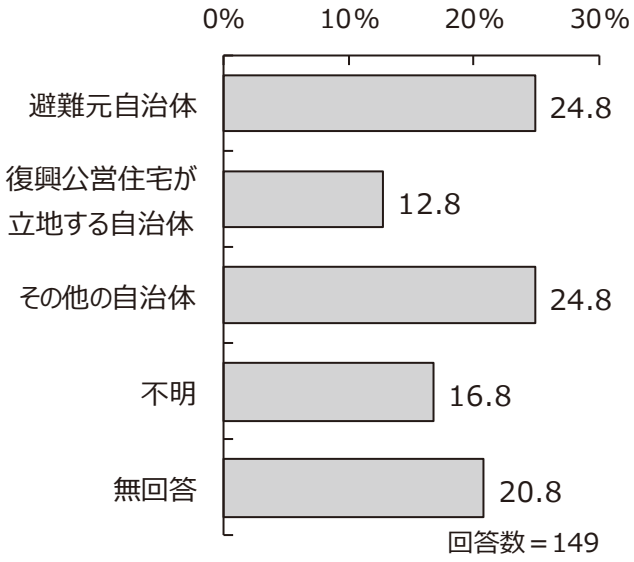

“現在居住している復興公営住宅から転居を予定している”の問に対して、「ある」は 3.8%、「ない」は 45.4%となっており、「ない」の割合が 4 割となっている。一方、「不明」の割は 49.0%と 5 割近くとなっている。

転居を予定している転居先について、「避難元自治体」「その他の自治体」がともに 24.8%と最も多くなっている。

5 地区別にみると、“現在居住している復興公営住宅から転居を予定している”の問に対して、全体の「ある」3.8%を上回ったのは、会津地区 12.4%、相双地区 4.3%、県中・県南地区 3.9%である。一方、全体の「ない」45.4%を上回ったのは、会津地区 71.9%、県北地区 69.1%、県中・県南地区 60.1%である。

転居を予定している転居先について、「避難元自治体」の割合が最も多いのは会津地区 45.5%、「復興公営住宅が立地する自治体」の割合が最も多いのはいわき地区 18.6%、「その他の自治体」の割合が最も多いのは相双地区 30.3%、「不明」の割合が最も多いのは県北地区 34.3%である。

図表 ７９ D-30 現在居住している復興公営住宅から転居を予定している／5 地区

		現状				
		合計	ある	ない	不明	無回答
全　体		3,894	149	1,766	1,908	71
		100.0	3.8	45.4	49.0	1.8
5地区	県北地区	922	35	637	205	45
		100.0	3.8	69.1	22.2	4.9
	県中・県南地区	685	27	412	242	4
		100.0	3.9	60.1	35.3	0.6
	会津地区	89	11	64	13	1
		100.0	12.4	71.9	14.6	1.1
	相双地区	764	33	311	399	21
		100.0	4.3	40.7	52.2	2.7
	いわき地区	1,434	43	342	1,049	0
		100.0	3.0	23.8	73.2	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

図表 ８０ D-30 転居先／5 地区

		合計	避難元自治体	復興公営住宅が立地する自治体	その他の自治体	不明	無回答
全　体		149	37	19	37	25	31
		100.0	24.8	12.8	24.8	16.8	20.8
5地区	県北地区	35	6	4	10	12	3
		100.0	17.1	11.4	28.6	34.3	8.6
	県中・県南地区	27	6	3	8	1	9
		100.0	22.2	11.1	29.6	3.7	33.3
	会津地区	11	5	2	3	1	0
		100.0	45.5	18.2	27.3	9.1	0.0
	相双地区	33	10	2	10	4	7
		100.0	30.3	6.1	30.3	12.1	21.2
	いわき地区	43	10	8	6	7	12
		100.0	23.3	18.6	14.0	16.3	27.9

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

D-31　現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである

図表 8 1 D-31 現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである（単数回答）

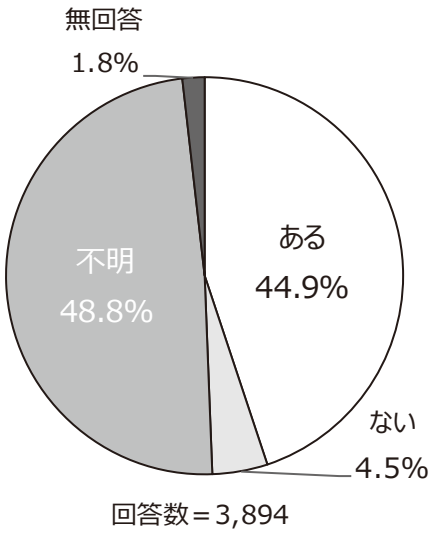

“現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである”の問に対して、「ある」は 44.9%、「ない」は 4.5%となっており、「ある」の割合が 4 割となっている。一方、「不明」の割は 48.8%と 5 割近くとなっている。

5 地区別にみると、“現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである”の問に対して、全体の「ある」44.9%を上回ったのは、会津地区 71.9%、県北地区 67.7%、県中・県南地区 54.9%、相双地区 45.2%である。全体の「ない」4.5%を上回ったのは、会津地区 12.4%、県中・県南地区 6.1%、相双地区 5.1%、県北地区 4.6%である。

図表 ８２ D-31 現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである／5 地区

		現状				
		合計	ある	ない	不明	無回答
全　体		3,894	1,748	175	1,900	71
		100.0	44.9	4.5	48.8	1.8
5地区	県北地区	922	624	42	211	45
		100.0	67.7	4.6	22.9	4.9
	県中･県南地区	685	376	42	263	4
		100.0	54.9	6.1	38.4	0.6
	会津地区	89	64	11	13	1
		100.0	71.9	12.4	14.6	1.1
	相双地区	764	345	39	359	21
		100.0	45.2	5.1	47.0	2.7
	いわき地区	1,434	339	41	1,054	0
		100.0	23.6	2.9	73.5	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

D-32　復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある

図表 8 3　D-32 復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある（単数回答）

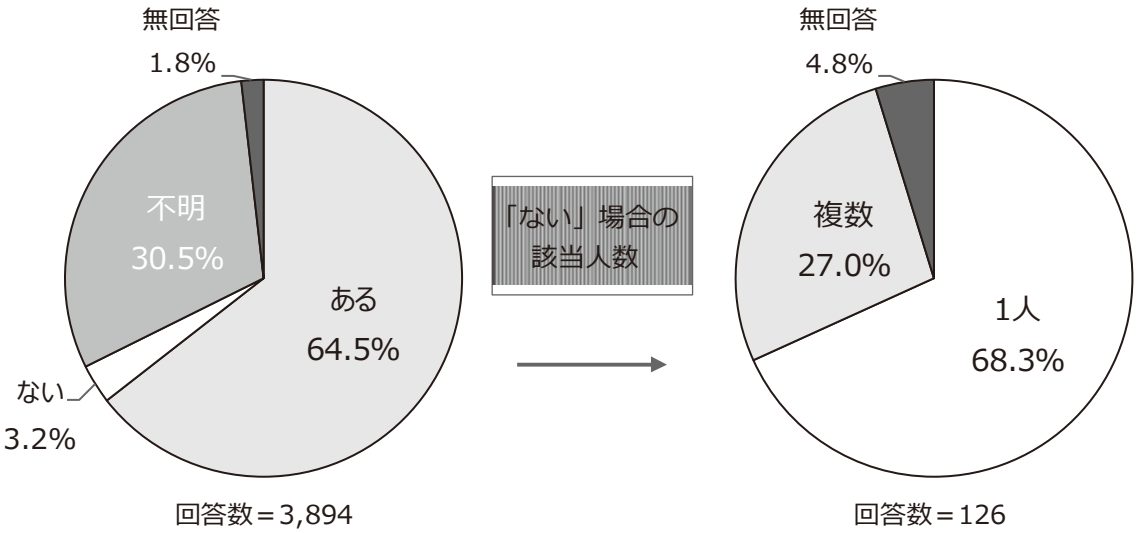

“復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある”の問に対して、「ない」の世帯は 3.2%（126 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 68.3%となっている。

5 地区別にみると、“復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある”の問に対して、全体の「ない」3.2%を上回ったのは、県中・県南地区 7.0%、相双地区 4.1%である。

5 地区のうち、会津地区は「ない」が 0 であった。

図表 8４ D-32 復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,510	126	1,187	71	126	86	34	6
		100.0	64.5	3.2	30.5	1.8	100.0	68.3	27.0	4.8
5地区	県北地区	922	656	22	199	45	22	12	10	0
		100.0	71.1	2.4	21.6	4.9	100.0	54.5	45.5	0.0
	県中・県南地区	685	476	48	157	4	48	29	15	4
		100.0	69.5	7.0	22.9	0.6	100.0	60.4	31.3	8.3
	会津地区	89	77	0	11	1	0	0	0	0
		100.0	86.5	0.0	12.4	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	相双地区	764	563	31	149	21	31	24	5	2
		100.0	73.7	4.1	19.5	2.7	100.0	77.4	16.1	6.5
	いわき地区	1,434	738	25	671	0	25	21	4	0
		100.0	51.5	1.7	46.8	0.0	100.0	84.0	16.0	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

D-33　復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある

図表 8 5　D-33 復興公営住宅立地地域の住民や社会資源との関わりがある（単数回答）

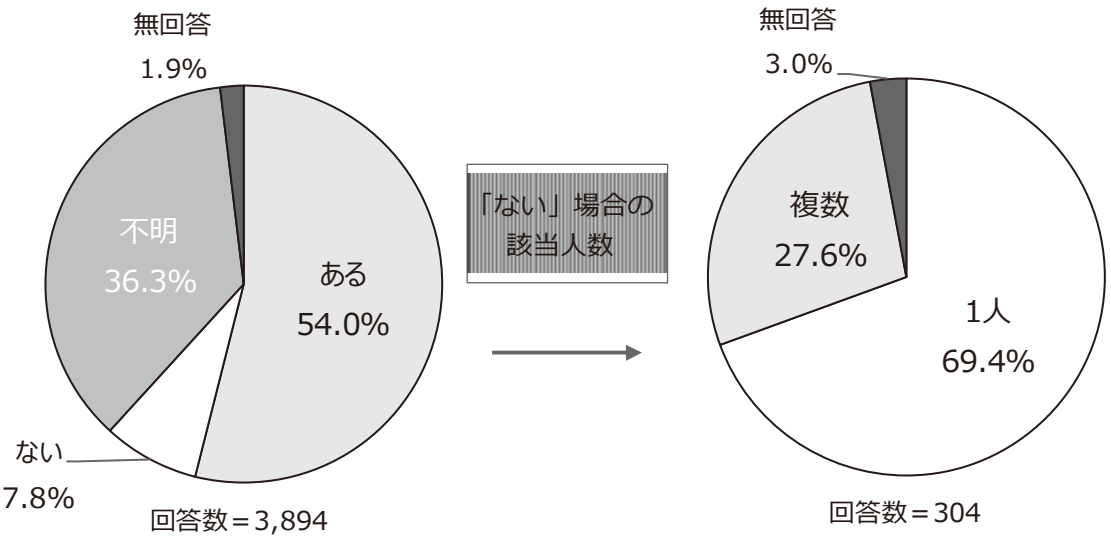

“復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある”の問に対して、「ない」の世帯は 7.8%（304 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 69.4%となっている。

5 地区別にみると、“復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある”の問に対して、全体の「ない」7.8%を上回ったのは、会津地区 38.2%、県中・県南地区 22.8%である。

図表 ８６ D-33 復興公営住宅立地地域の住民や社会資源との関わりがある／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,102	304	1,414	74	304	211	84	9
		100.0	54.0	7.8	36.3	1.9	100.0	69.4	27.6	3.0
5地区	県北地区	922	607	40	230	45	40	24	16	0
		100.0	65.8	4.3	24.9	4.9	100.0	60.0	40.0	0.0
	県中・県南地区	685	343	156	182	4	156	98	50	8
		100.0	50.1	22.8	26.6	0.6	100.0	62.8	32.1	5.1
	会津地区	89	41	34	13	1	34	27	7	0
		100.0	46.1	38.2	14.6	1.1	100.0	79.4	20.6	0.0
	相双地区	764	506	42	195	21	42	33	8	1
		100.0	66.2	5.5	25.5	2.7	100.0	78.6	19.0	2.4
	いわき地区	1,434	605	32	794	3	32	29	3	0
		100.0	42.2	2.2	55.4	0.2	100.0	90.6	9.4	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

D-34　入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる

図表 8 7　D-34　入居する復興公営住宅から徒歩で買い物ができる（単数回答）

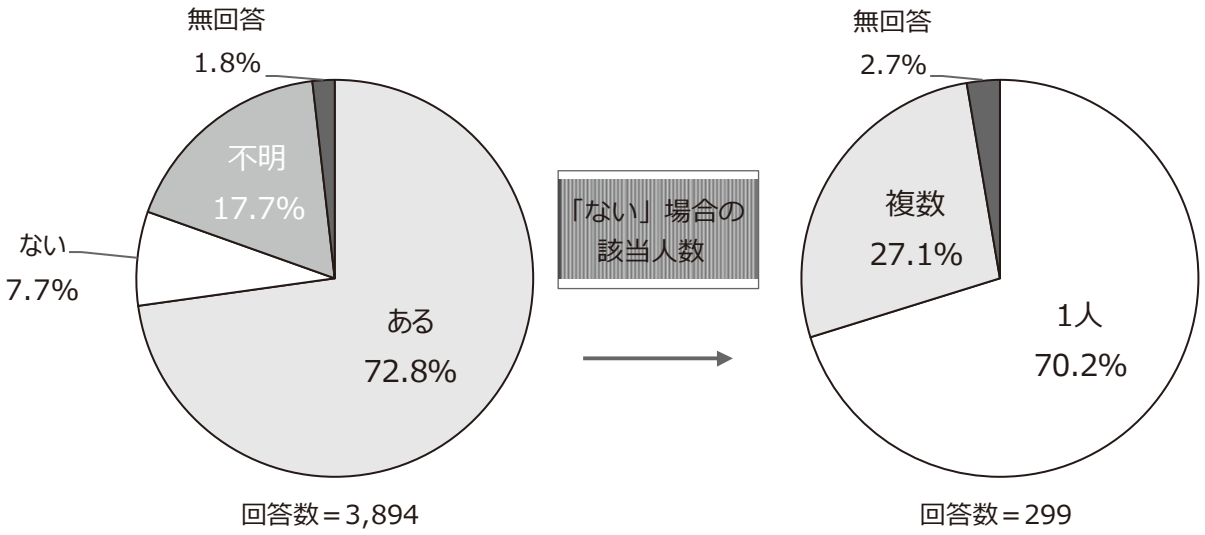

“入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる”の問に対して、「ない」の世帯は 7.7%（299 世帯）である。その世帯における該当人数は、「1 人」が 70.2%となっている。

5 地区別にみると、“入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる”の問に対して、全体の「ない」7.7%を上回ったのは、県中・県南地区 19.1%、会津地区 10.1%である。

図表 ８８ D-34 入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる／5 地区

		現状					「ない」場合の該当人数			
		合計	ある	ない	不明	無回答	合計	1人	複数	無回答
全　体		3,894	2,835	299	689	71	299	210	81	8
		100.0	72.8	7.7	17.7	1.8	100.0	70.2	27.1	2.7
5地区	県北地区	922	763	25	89	45	25	18	7	0
		100.0	82.8	2.7	9.7	4.9	100.0	72.0	28.0	0.0
	県中・県南地区	685	518	131	32	4	131	77	46	8
		100.0	75.6	19.1	4.7	0.6	100.0	58.8	35.1	6.1
	会津地区	89	69	9	10	1	9	8	1	0
		100.0	77.5	10.1	11.2	1.1	100.0	88.9	11.1	0.0
	相双地区	764	603	46	94	21	46	42	4	0
		100.0	78.9	6.0	12.3	2.7	100.0	91.3	8.7	0.0
	いわき地区	1,434	882	88	464	0	88	65	23	0
		100.0	61.5	6.1	32.4	0.0	100.0	73.9	26.1	0.0

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）

（５） 生活支援相談員による気づき等

E-35　上記以外に生活支援相談員による気づき等（特記事項）

以下は、生活支援相談員による気づき等に関する自由記述を分類し、カウントしている。

図表 ８９ E-35 上記以外に生活支援相談員による気づき等（特記事項）

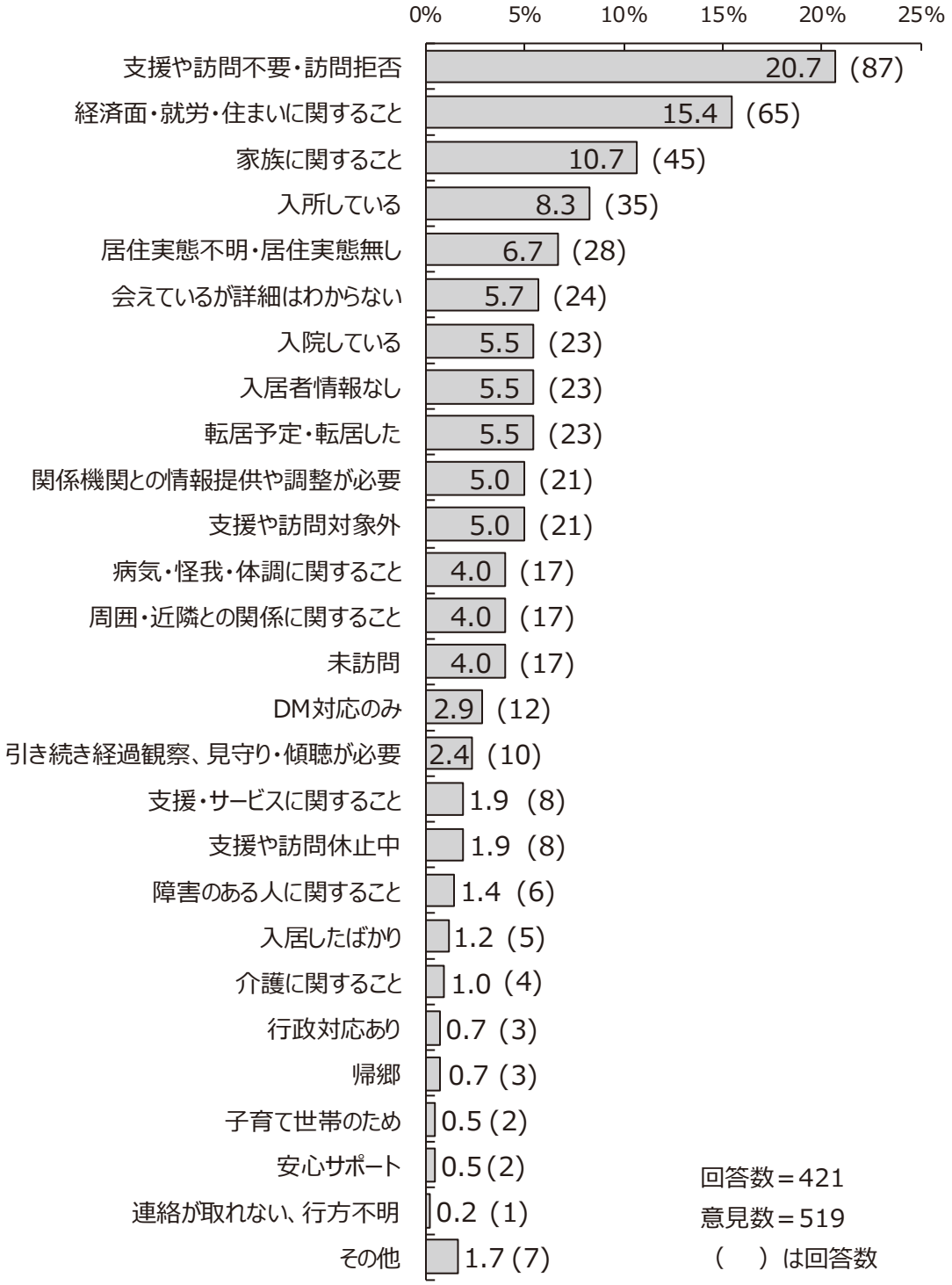

E-36　訪問していない場合のその理由

図表 ９０ E-36 訪問していない場合のその理由（複数回答）

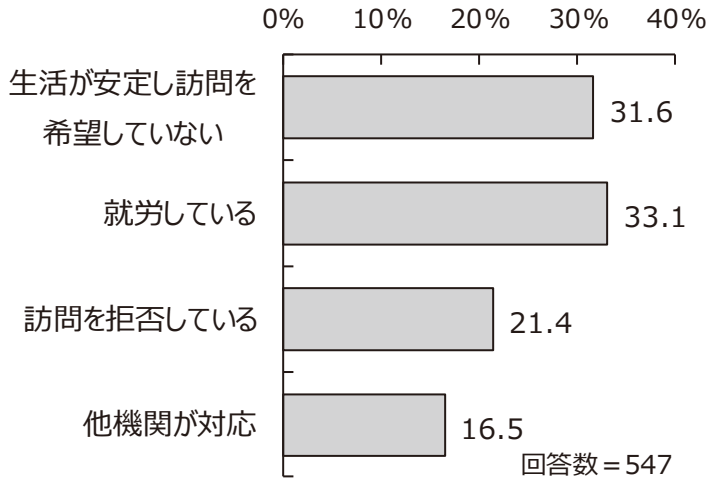

※回答数を母数として割合を算出している。

“訪問していない場合のその理由”の問に対して、「就労している」33.1%と最も多く、次いで「生活が安定し訪問を希望していない」31.6%、「訪問を拒否している」21.4%、「他機関が対応」16.5%となっている。

図表 ９１ E-36 訪問していない場合のその理由／5 地区

		合計	生活が安定し訪問を希望していない	就労している	訪問を拒否している	他機関が対応
全　体		547	173	181	117	90
		100.0	31.6	33.1	21.4	16.5
5地区	県北地区	133	41	49	33	16
		100.0	30.8	36.8	24.8	12.0
	県中･県南地区	80	4	43	26	12
		100.0	5.0	53.8	32.5	15.0
	会津地区	31	19	7	3	2
		100.0	61.3	22.6	9.7	6.5
	相双地区	110	22	33	21	36
		100.0	20.0	30.0	19.1	32.7
	いわき地区	193	87	49	34	24
		100.0	45.1	25.4	17.6	12.4

※上段：回答数（世帯）、下段：割合（%）
※回答数を母数として割合を算出している。

第３章　調査を実施して（実行委員の感想）

【福島市社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　　鈴木　晶

アセスメント票により避難者が抱える現状を可視化することができ、復興公営住宅並びに避難者の「今」を把握することができた。また、可視化した情報を避難元社協とともに共有することができたため、現状だけでなく新たな課題・気づきについて共通認識をもつことができた。実態調査をきっかけに、避難元社協と足並みをそろえた支援を行うこと、より一層の連携を図ることの重要性を再確認することができた。

【二本松市社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　田宮徳子

アセスメント調査の作成にあたり各団地会長に協力をお願いし、入居状況、空き室等について教えていただきました。団地の配置図を見せて説明をいただくなど大変協力をいただいたことに感謝しています。その後は団地のサロン等にお声掛け下さり、参加が実現し団地との関係性も良くなったように感じます。また、この調査をきっかけに避難元社協に限らず、同じ避難先社協とも連絡を取り合うようになりました。

【本宮市社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　原田久仁子

避難元社協との情報共有ができました。また情報共有することでお互いに知ることが出来た情報もあり、隠れていた問題点などが出てきました。全世帯調査することで支援の方向性が再確認できたこと、また今後どのような関係機関、サービスが必要になってくるかの再確認もできました。調査することで全世帯を再確認し、知ることができました。

【川俣町社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　広野清美

訪問しているので分かっているつもりでした。調べていくと世帯分離によって独居高齢者が多い事や日中働いている若い人達の生活を、当たり前ではあるが知ることが出来ました。また、避難元社協さんとのやり取りは、何度も行い集まってやり直したりもしました。そのことがあったため、現在も団地での交流となる行事に参加してもらっています。良い連携がとれていると考えます。

【大玉村社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　石川理恵

復興公営住宅入居者情報を見直すいい機会となり、調査内容の確認をすることで新たに会話が生まれ情報を得ることができた。また、避難元社協との見立ての違いがあり、今までできていなかった一人ひとり丁寧に確認することですり合わせし連携強化できた。個人情報などもあり他機関ではなかなか情報がもらえず、今後地域と連携していく中で避難者以外の入居者が増えていくことで溝ができないように支援していく必要があると考える。

【郡山市社会福祉協議会】　主任生活支援員　田中由起子

各世帯の状況を多面的に把握する事が出来たと同時に、あらたな課題の抽出になった。その課題に対しての方向性、訪問の際の視点が明確になったと思われる。安否確認のみではなく、支援のポイントをおさえ、どんな支援が必要かを知る糸口になったのではないか。訪問時の前準備としてアセスメント票を活用していき、常日頃から関係性を築く事が大切であると再認識した。今後も避難元社協、関係機関と連携、情報共有していきたい。

【三春町社会福祉協議会】　避難者地域支援コーディネーター　佐藤千春

アセスメントしてみると、訪問時聞き取りが不十分な点、入居者状況が変わっている世帯、避難元社協との情報や認識のずれがある点などが明確になりました。同時に情報のすり合わせの機会にもなり、今後の訪問・見守りに生かせると感じました。また、調査していくと団地ごとの傾向や問題点、今後の対策すべき点が明確になりましたので、方向性のずれがないよう支援するためにも、こういった調査は定期的に行った方がよいかもしれません。

【白河市社会福祉協議会】　避難者地域支援コーディネーター　小野典子

避難者地域支援コーディネーターになったばかりの私が、現在の世帯情報を間違いなく把握するには、事前準備として、住民個別に過去の訪問記録を読むことと訪問活動で情報を得ることだと考えました。調査票の作成で避難元社協とすり合わせをした際は避難元と視点のズレを感じたり見たての違いがありましたが、機関連携の大切さを知りました。調査を行ったことにより最新世帯情報に合わせた関係性を再構築し、現状に則した支援の在り方を考えて行きたいと思います。

【会津若松市社会福祉協議会】　避難者地域支援コーディネーター　板橋聖一郎

実態調査を通して復興公営団地ごとの特性について学ぶことが出来た。団地入居者の高齢化や共益費・空室の増加は以前から課題として認識していたが、実際にアセスメント票を作成する中で深刻な問題であることを実感した。また、調査の過程で関係機関との連携強化や新たな関係を構築しつつ、支援者側の団地周辺における社会資源の把握が曖昧であることの気付きも得られた。調査の経験を今後の支援に最大限活かしていきたい。

【南相馬市社会福祉協議会】　避難者地域支援コーディネーター　西千晶

今回実態調査を行い、改めて入居している世帯を見直すことが出来た。記録を読み返したり、作業するメンバーで話し合ったりと、対象者について深堀することが出来たと感じた。実態調査を行うことで訪問頻度の見直しができ、また不明な点を解消するアンケートを実施することも出来たので、とても良い機会になった。今後も定期的に要援護者に関しては、実態を把握するために時間を設けた方が良いのではないかと感じた。

【広野町社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　根本さと子

避難者地域支援コーディネーターの配置前は下北迫団地の訪問は行っておらず、サロンも年に数回の開催で住民の把握が出来ていませんでした。配置後は月１回の訪問活動を通して避難元社協とも連携を図ってきました。アセスメント票のすり合わせでは避難元社協と情報を共有する事ができ連携が強化しました。本調査を実施して団地内の住民同士、地域住民との交流がない事や社会資源の活用など課題と感じています。

【楢葉町社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　小林久美子

今回の実態調査を行ったことにより、高齢独居者が多いことを改めて知ることとなった。また、就労世代については面会することが難しく、十分なアセスメントが出来なかった。調査項目を意識して話を聞いていくことで、今まで知り得なかった現状を知ることができ、個々人への理解が深まった。会話の幅も広がり、住民側からの意見や感じている事も聞くことができた。

【富岡町社会福祉協議会】　　主幹兼業務係長　迫　英之

アセスメント票を用いた実態調査をすることで、 項目によってはデリケートな部分については聞きにくいこともあったが、通常訪問よりも詳しく情報が得られることができた。 まとめる上では、 時間と手間はかかったものの、 複数人数で取り組むことで、その世帯で解っているようで解っていないこともあり、 見直しすることができた。また、 避難先社協とやり取りをしたことにより、新たな情報を共有することができ、 今回の調査で得られたものは多かった。

【川内村社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　坪井こずえ

高齢者世帯には訪問を重ね、生活支援相談員の感じている課題を擦り合わせ、アセスメント票に落とし込む事が出来ましたが、日中は就労している若い世帯の情報が殆ど無く大変苦慮してしまいました。改めて各世帯に関して一人一人の持っている情報を擦り合わせる大切さを通感しました。川内村内の復興公営住宅に入居されている世帯は１０世帯です。今後も村内の自宅へ戻る予定は伺えず、現在住んでいる地域でコミュニティでのつながりを維持し安心した生活が送れるよう支援の充実を図ります。

【大熊町社会福祉協議会】　　避難者地域支援コーディネーター　橋本美代子

今回、実態調査を通じて他社協と関わりを持てたことにより、社協間の関係性を深めることが出来た。いろいろな視点での捉え方やタイムリーな情報を収集および共有することや、今後の避難先社協との同行訪問実施等にも繋がることができた。実態調査項目によっては以前からの聞き取りが不十分だったため、正確な情報の把握が出来ていなかった面も多々あり、今後の訪問活動を見直すきっかけとなった。

【双葉町社会福祉協議会】　副部長兼主任生活支援員　渡邉ゆかり

今回の調査は、「見立て」で選択でしたが、高齢者や心配な世帯に関しては日頃の訪問で把握していることも多かったです。逆に若年世帯に関しては不明な点も多く、訪問時に確認した項目もありました。一部項目に関し読み取り方の違いで逆の選択をしたり、判断に迷うことはありましたが、この機会に日頃は聞きづらい収入や飲酒、精神面等について確認でき、これまで知り得なかった世帯状況を把握するきっかけになりました。

【浪江町社会福祉協議会】　主任生活支援員　菊池康子

本調査を実施するに対し、世帯ごとチームで話し合っていくと、把握できていなかった項目等が再認識できました。特に若い世帯や就労が把握できている世帯については聞き取り不足の点が多く、世帯情報の偏りを痛感しました。また、世帯ごとの情報をチーム内で再共有できた事はよい機会だったと思います。今後この調査結果が入居者に役立ち、少しでも楽しく、自分らしい生活ができる事を願います。私達、生活支援相談員も自立に向け、地域に安心して暮らせる支援を継続していきたいと思います。

【葛尾村社会福祉協議会】　避難者地域支援コーディネーター　紺野文子

恵下越復興住宅は葛尾村民だけが居住しており、住民同士の助け合いができている。自立している世帯も多く、高齢者も自身で工夫して生活できている。一方若い世代は就労のため関わりが少なく不明な点も多かった。高齢者世帯が多いことから、今後空室の増加が考えられる。調査したことで全世帯に改めて目を向けることができた。調査にあたり、三春町社協と連携することができ、情報を共有する良い機会となった。

【飯舘村社会福祉協議会】　生活支援相談員　愛澤邦子

設問の理解が各社協によって異なっていたことや、対象者に対する訪問期間の違いによる見立ての差があったため、すり合わせに時間がかかりました。また、設問事項に関する話を聞き取りのため通常訪問時より話の切り出しが難しかったと思います。しかし、一歩踏み込んだ情報を得ることが出来たことは生活支援相談員としては、有意義な事業でした。

【いわき市社会福祉協議会】　避難者地域支援コーディネーター　高萩佳子

復興公営住宅には東日本大震災により被災されたいわき市住民は入居しておりませんが、今回、復興公営住宅入居者実態調査に関わり、どのような方がお住まいか把握することができました。高齢者や障がいの方など様々な世帯が住んでおり、近隣付き合いや地域とのつながりが希薄で孤立している住民が多く住んでいると感じました。実施調査によって分かったことを今後の地域づくりに活かし、支援に取り組んで参りたいと思います。

資料

1　福島県復興営住宅入居者実態調査世帯アセスメント票

2　令和５年度 福島県復興公営住宅入居者実態調査アセスメント票の視点

福島県社会福祉協議会避難者生活支援・相談センター　令和５年度福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業

福島県復興公営住宅入居者実態調査世帯アセスメント票

社協名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　実施時期：令和５年７月～９月

復興公営住宅	所在地：	団地名（棟）：	入居部屋番：	出身市町村：
世帯構成	1.複数　2.単身（　男　・　女　⇒年代　20・30・40・50・60・70・80・90・100以上）3.不明　4.空室　5.特別措置			
（複数の場合）	1.高齢者（65歳以上）のみ　2.ひとり親（18歳未満の子どもがいる）　3.高齢者（65歳以上）の親とその単身の子ども 4.核家族（上記以外の夫婦や親子のみ）　5.その他（　　）			

No.	世帯員の状況	現状			左欄網掛けに該当する人数		支援方向性判断基準
		1.ある	2.ない	3.不明	1.1人	2.複数	
A	**日常生活と心身の健康**						
1	福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる	1	2	3	1	2	
2	行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である	1	2	3	1	2	
3	日常生活に支障が出るほどのストレスがある	1	2	3	1	2	
4	清潔感や身だしなみへの配慮がされている	1	2	3	1	2	
5	家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある	1	2	3	1	2	
6	アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である	1	2	3	1	2	
7	気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある	1	2	3	1	2	
8	引きこもりや閉じこもりがある □認知症　□精神の不調　□病気　□人間関係	1	2	3	1	2	
9	世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある	1	2	3	1	2	
10	行政情報の理解や手続きができる	1	2	3	1	2	
11	震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある	1	2	3	1	2	
12	世帯員の中に、要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる □要介護　□認知症　□身体障がい者　□知的障がい者　□人工透析　□その他（　　）	1	2	3	1	2	
B	**生計の維持**						
13	就労収入がある	1	2	3	1	2	
14	就労以外の収入がある □老齢年金　□障害年金　□不動産収入　□貯蓄　□各種手当　□その他（　　）	1	2	3	1	2	
15	親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある	1	2	3	1	2	
16	生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある	1	2	3	1	2	
17	復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある	1	2	3	1	2	
18	生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である □生活保護利用　□生活保護申請が必要　□生活困窮者自立支援制度利用　□生活困窮者自立支援制度申請が必要	1	2	3	1	2	
C	**社会的な関わりの維持**						
19	世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる	1	2	3	1	2	
20	1～2週間の間に通い先（勤務先、病院、買物、ｻﾛﾝ、余暇・趣味活動、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽ利用等）がある	1	2	3	1	2	
21	買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗　等）がある	1	2	3	1	2	
22	1～2週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある	1	2	3	1	2	
23	1～2週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある	1	2	3	1	2	
24	生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる	1	2	3	1	2	
25	困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる	1	2	3	1	2	
26	困ったときに助けてくれるボランティアグループやNPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある	1	2	3	1	2	
27	行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある	1	2	3	1	2	
28	スマートフォンやタブレットでSNS（LINE等）の交流がある	1	2	3	1	2	
29	スマートフォンやタブレットでSNS（LINE等）利用の希望がある □スマートフォン・タブレットを所有　　□スマートフォン・タブレットに切替希望	1	2	3	1	2	
D	**復興公営住宅内外の関係**						
30	現在居住している復興公営住宅から転居を予定している 【転居先】□避難元自治体　□復興公営住宅が立地する自治体　□その他の自治体　□不明	1	2	3	1	2	
31	現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである	1	2	3	1	2	
32	復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある	1	2	3	1	2	
33	復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある	1	2	3	1	2	
34	入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる	1	2	3	1	2	
E	**上記以外に生活支援相談員による気づき等（特記事項）**						
35							
36	訪問していない場合のその理由	生活が安定し訪問を希望していない　・　就労している　・　訪問を拒否している　・他機関が対応					
総合的な支援方向性（原則：A～Eの各基準で一番高い基準を記入）＊他機関との連携・調整結果に基づき基準が下がる場合有							

令和５年度　福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業世帯アセスメント票の視点

福島県社会福祉協議会避難者生活支援・相談センター
令和５年５月

本調査にかかる根拠要領は、福島県避難者見守り支援事業実施要領である。

１．アセスメント票の目的

福島県避難者見守り支援事業により配置された生活支援相談員等が、県内の復興公営住宅入居者の個別訪問を行う際に、一定のアセスメント基準をもって状態像を確認し、支援の方向性や団地ごとの課題を把握することを目的とする。

なお、見守りの対象者の状況に応じて具体的な支援方針を検討する場合には、支援経過・記録等により調整することが必要である。

２．アセスメント票の活用方法

令和５年度福島県復興公営住宅入居者実態調査研究事業実施要領による。

３．アセスメント票の記入者

訪問履歴や他機関との共有情報、近隣住民との会話等で得た情報を基に、生活支援相談員が総合的に状況を判断し、各項目に記入する。

４．アセスメント票の対象

世帯員が複数いる場合、主な見守りの対象１人であっても、世帯として複合的な課題を抱えていたり、世帯員の相互関係に影響されている可能性もあり、生活支援相談員は世帯を丸ごとと捉えた視点とする。

５．アセスメント票の記入方法

（１）基本情報「復興公営住宅」

対象となる復興公営住宅（団地）情報として、①所在地、②団地名称と棟名、③入居部屋番、④出身市町村を記入する。

（２）基本情報「世帯構成」

１～５から該当する項目を選択する。「５.特別措置」は東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による避難以外の理由で入居している場合に該当する。

（複数の場合）

①高齢者（65 歳以上）のみ

世帯を構成するすべての方（夫婦、兄弟、親戚関係等）が 65 歳以上の場合。

②ひとり親（18 歳未満の子どもがいる）

③高齢者（65 歳以上）の親とその単身の子ども

高齢の親１人と単身の子１人（子どもの年齢区分なし）の場合。（8050 世帯の把握）

④核家族（上記以外の夫婦や親子のみ）

子どもは複数も可、子どもの年齢区分なし。

※例１　夫 70 歳、妻 65 歳の夫婦・・・高齢者のみ

2　母親 40 歳、息子 10 歳の親子・・・ひとり親
3　母 75 歳、息子 45 歳の親子・・高齢者の親とその単身の子ども
4　夫 70 歳、妻 62 歳の夫婦・・・核家族
5　母 60 歳、息子 40 歳の親子・・核家族

（3）項目№.１～３４「現状（ある・ない・不明)」、「左欄網掛けに該当する人数（1 人・複数)」は、あてはまる欄に○を記入。なお、選択肢が設けられている項目は該当するものにチェックを入れる（複数チェック可)。

※各項目は既支援状況からの生活支援相談員等の見立て、世帯員の主訴他機関や近隣住民から得た情報で判断される状況により「ある・ない・不明」を記入する。

※網掛けは、当該項目に対してマイナスな回答であることを示す。

（4）項目№.３５は、№.１～３４以外の気づきや支援を要する事項、本人の実感や考え方と生活支援相談員との見立てに違いがある場合に生活支援相談員から見て気掛かりな点等を記述。

（5）項目№.３６は、現在訪問をしていない場合にその理由を選択肢の中から選ぶ。

（6）生活課題の見落としや社会的孤立を防ぐ観点からも、プライバシーや本人の状況に配慮しつつも「不明」を極力減らすためのアプローチが必要。

6．アセスメントA～Dの各カテゴリの支援方向性（アセスメント票の右端欄）

A～Dは「支援方向性判断基準」に従い、支援方向性０～４を判断し記入する。

このとき、各カテゴリの支援方向性はカテゴリに属する項目のみ（他の要素は加味しない）で判断する。A～Dのカテゴリ以外に配慮すべき事項があれば項目№.34 に記載し、支援方向性の判断を行う。

7．総合的な支援方向性判断（アセスメント票の最下段の太枠欄）

原則として、上記A～Dのカテゴリの支援方向性判断で一番高い基準を記入する。

ただし、生活支援相談員が判断した各カテゴリの基準が高くても、他機関との連携・調整結果に基づき基準を低く設定するケースなど、社協単体での判断とは異なる場合がある。この場合は他機関の情報等を踏まえ、「総合的な支援方向性判断」を記入する。

【支援方向性判断基準】

○支援基準 0 ： 生活支援相談員による関与は必要ない

A~D の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問による相談対応、情報提供などをしなくても、支障なく暮らしている状態。

○支援基準 1 ： 生活支援相談員による定期的な関与は不要であるが、引き続き経過の観察は必要である。

A~D の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が定期的に訪問による相談対応、情報提供などをしなくても概ね支障なく暮らしているが、ついでの訪問や周囲から得られた情報から、大きな変化がないか経過の観察が必要と思われる状態。

○支援基準 2 ： 生活支援相談員が定期的に関与し、変化があるかどうか気に掛ける必要がある。

A~D の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問による相

談、傾聴、情報提供などを定期的に行うことで、現在は落ち着いて暮らしているが、世帯の生活や環境変化などがあるかどうか、気に掛けることが必要と思われる状態。

○支援基準３：生活支援相談員が定期的に関与し、他の支援機関と情報共有を行う必要がある。

A~D の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問による相談、傾聴、情報提供などを定期的に行うことで、現在は落ち着いて暮らしているが、世帯の生活や環境変化があったときなどは、他の支援機関と情報共有することが必要と思われる状態。

○支援基準４：生活支援相談員の観察と他機関のサービス利用・連携により、多機関多職種で関与する必要がある。

A～D の各カテゴリに含まれる「世帯員の状況」について、生活支援相談員が訪問活動等により様子を観察するとともに、介護等サービスの利用や他機関との連携のほか、近隣住民にも見守り役を担ってもらうなど、多機関多職種で連携し役割分担・情報共有を行うことが必要な状態。

８．アセスメントが十分にできない場合

訪問しても会えず、関係機関や近隣住民等からの情報がないためにアセスメントが十分にできない場合は世帯アセスメント票の№３５に状況を記載するとともに、Ａ～Ｄの該当項目のみ記入し不明な項目は不明に○を付け起票する。なお訪問をしていない場合は、項目№３６の選択肢からその理由に当てはまるものに○をつける。

復興公営住宅（団地）の入居者の状態像の把握のためアセスメント項目がありますが、見えてきた課題を生活支援相談員自らが解決することを求めているものではありません。生活支援相談員の役割は被災者、避難者のニーズを各支援機関等へつなげ、他の複数の機関と連携しながら、通常施策では対応できない震災を起因とする生活課題等へ対応することが基本的な活動です。

また、震災の影響による環境の変化により人間関係や現在の住まいの地域との関係が希薄な状況にあり、つながりの再構築が求められています。

このため、令和 4 年から避難者地域支援コーディネーターを新設し、人と人、人と地域、団地と地域の良好な関係構築に取り組んでいます。

生活支援相談員の個別支援と避難者地域支援コーディネーターの地域支援の両面で、被災者、避難者の現在のお住まいの地域で安心した生活が送れるよう支援の充実を図ります。

以下に、各設問のポイントを説明します。

A　日常生活と心身の健康

1　福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる

定期的に福祉・医療等サービスを利用しなくても、支障なく日常生活を送ることができますか。心身の状況は、サービス利用に頼らなくてもよい程度を保っていますか。

※この場合、福祉・医療等サービスに「生活支援相談員」は含みません（社協の他事業は支援機関に含みます。）。

⇒風邪等で医療機関を受診することは誰でもありますが、定期的に福祉・医療等サービスを利用しないと日常生活に支障があるかどうか、どのような身体状況なのかを観察しましょう。

日常生活に支障があり利用可能なサービスがあれば、利用を検討したいところです。本人や世帯員が利用に消極的な場合や何らかの理由により利用できない場合もあるので状況を確認します。社協の別な部署に利用可能なサービスがあるか、相談しましょう。

また、生活支援相談員は、現時点では被災者支援を目的とした期間限定の仕組みです。生活支援相談員の仕組みが終了しても被災された方が支障なく暮らせることを意識し、通常の各種サービス利用や支援機関と関わりが持てるよう支援しましょう。

2　行政や福祉・医療等サービスを利用していないが必要である

ここでは、「1　福祉・医療等サービスを利用せずに、日常生活を送ることができる」を補足します。福祉・医療等サービスの利用が必要な状態の人が適切にサービスを利用していますか。利用していない場合、拒否感、家族の理解が得られない、利用方法が分からない、情報不足、経済的理由等の様々な理由が考えられます。無理やり利用させることはできませんが、適切な情報提供をしながら、本人や家族等が納得した上で、サービスの利用ができるよう支援しましょう。

※アセスメント基準集計・分析から、80歳代以上になると行政情報の理解や手続ができなくなる割合が急に高くなるとの結果も出ています。

3　日常生活に支障が出るほどのストレスがある

病気や介護、子育て、学校・職場・家庭内の人間関係、地域との関係、経済状況、大切な方の死など、不安やストレスの原因は様々です。不眠やイライラ、体調不良など、日常生活に支障が出るほど強いストレスはありますか。

⇒誰かに話すことで、課題の解決にはならなくても、気持ちが軽くなることもあり、生活支援相談員としては傾聴することができます。ストレスが過大な場合、うつ病を発症することもあるので、必要に応じて保健師を通じて医師やこころのケアセンターにつなぐことを検討しましょう。

4　清潔感や身だしなみへの配慮がされている

季節や時間・場所・状況（TPO）に合った服装、髪形や爪の手入れ、肌の状態、体臭など、身だしなみが整い、清潔感がありますか。

⇒認知症などにより、状況に合った服装や清潔を保つことができない場合があります。また、何らかの事情により自分自身に関心を向けず、健康を保つために必要なことをする意欲を失っている心理状態のこともありますので、注意して観察しましょう。例えば、入浴していない場合、その原因が認知症や意欲の低下なのか、本人の元々の考え方なのか、お湯のため方やシャワー

の使い方が分からないのか、お金の問題なのか等々、その理由を探ることは、今後の支援方針を検討する際に役立ちます。

なお、清潔感や身だしなみの判断は、生活支援相談員の価値観が大きく影響します。複数人で話し合い、判断が偏らないように留意しましょう。

5　家の内外が乱雑で汚れや悪臭がある

部屋の中や家の周りは、掃除や整理整頓がされていますか。ゴミをためていたり、悪臭がありませんか。

⇒生活意欲の衰えや認知症などにより、掃除をしなかったりゴミをためたり、整理整頓ができなくなる場合もありますし、単純にゴミの分別方法や指定日が分からないだけという場合もあるかもしれません。認知症などにより排せつのコントロールができなくなることもあります。どんなものが散らかっているのかも観察ポイントです。また、タバコやストーブの上の洗濯物など、火災予防にも配慮しましょう。

なお、掃除や整理整頓、臭いの判断は、生活支援相談員の価値観が大きく影響します。複数人で話し合い、判断が偏らないように留意しましょう。

6　アルコール摂取が適切（量・時間・場所）である

訪問する時間帯を変えてもお酒の臭いがすることが多い、酔っ払ってろれつが回っていないことが多い、飲んでばかりで食事をとっていない、場所をわきまえず飲酒する、飲み過ぎで周囲とトラブルになる、などはありませんか。

⇒生活サイクルによって飲酒する時間に人それぞれ違いはありますが、アルコール摂取の量・時間・場所が適切でない場合、依存症を発症することがあります。時間を持て余していることもあれば精神的なつらさからお酒に向かうこともありますので、観察や注意喚起が必要です。度が過ぎる場合、保健師につなぐことを検討しましょう。

7　気分の落ち込みや生活意欲の衰えがある

会話の内容、声の調子、表情、動作、家の中の様子から、落ち込んでいる雰囲気や疲れた様子などを感じますか。また、投げやりになったりせず、今までと同じような生活（家事や外出など）を送ろうとする気持ちが感じられますか。

⇒気分の落ち込みが激しいと、疲労感など身体症状にも表れるようになります。普段やっていることをしなくなったなど、いつもと違う様子がないか、注意深く観察しましょう。また、長く続くと病気を発症することがあるので、傾聴のほか、必要に応じて保健師に情報提供しましょう。

8　引きこもりや閉じこもりがある【選択項目あり】　※複数回答可

本人や世帯員の中に、部屋に閉じこもっている人はいませんか。例えば、家族以外とコミュニケーションを取ろうとせず、外出や仕事をしない単身の子どもがいませんか。

⇒認知症や精神症状の不調により人との接触を拒む方や、いわゆる「ニート」のほか、足腰が不自由になって外出できず閉じこもりがちになる高齢者もいます。自ら就労せず親の収入に頼った生活をしている子どもの場合、親の死亡や入院、施設入所等、何らかの環境変化によって、いずれ生活が立ち行かなくなるおそれがあるので、生活困窮者自立支援事業や医療、多機関と連携したアプローチを検討しましょう。家族が課題と認識していなくても、一般的な社会生活

ができていない人がいる場合、今後、何らかの支援が必要となることがあります。
移動手段がなくて外出が難しい場合には、「No.17　買い物や通院等の移動手段がある」で捕捉します。

9　世帯員間での口論や遠慮、萎縮、他人に話しづらい家庭内の悩みがある

世帯員間でけんかのほか、誰かの威圧的な態度に縮こまったり、怖くて自分の意見が言えなかったり、機嫌を損ねないように自分の行動を制限したりという状況はありませんか。また、家族の病気や障がいなどを伏せておきたいなど、周囲の人に話せない「実は…」というような家族の悩みはありませんか。

⇒家庭内での人間関係は、心身の健康や日常生活、家計にも大きく影響を与えます。家庭内暴力や DV、虐待などに発展する場合には、安全の確保に配慮しながら専門機関へつなぐ等の支援が必要となりますが、その原因が精神の不調や認知症による変化の可能性もあります。家族がいる、いないにより態度が変わるときなど、よく観察しましょう。

10　行政情報の理解や手続ができる

広報や行政から送付される文書を読むことができますか。読んで、内容を理解し、手続が必要かどうかを判断し、手続を実行することができますか。

⇒住宅再建に関わる書類など大事な行政文書もあります。また、各種制度のお知らせなど、日常生活に影響する文書もあるので、郵便物の管理も含め配慮する必要があります。視力が低下して読めない、字が書けない、内容が難しくて分からない、行政への拒否感があるなど様々な理由が考えられますが、必要な手続を行えるよう支援しましょう。

11　震災を原因とする大きな悲しみ、喪失感、不眠、自殺念慮等がある

震災で家族や友人など関わりの深い方を亡くしていませんか。津波の恐怖や様変わりした風景への絶望感等が軽減されないまま抱え続けていませんか。その悲しみや喪失感などは少しずつ受け入れたり、消化したりして、うまく付き合えていますか。

ストレス症状として、不眠、疲労感、イライラ等の身体的な症状が表われて、日常生活（就労・通学・近隣との付き合い等）に支障を来している場合もあります。

⇒誰かに話すことで少しずつ気持ちが整理できる場合があり、生活支援相談員としては傾聴することができます。ただし、喪失感などが大きい場合は口に出すこともできないこともあるので、無理に話させることは控えましょう。うつ病を発症することもあるので、必要に応じて保健師を通じて医師やこころのケアセンターにつなぐことを検討しましょう。

12　世帯員の中に要介護・身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の者がいる
【選択項目あり】※複数回答可

世帯員の中に、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付や要介護認定・指定難病により支援を受けたり必要としていますか。

⇒手帳所持等により世帯員の状態や関係機関の関わりを把握し、要支援者がいる世帯。であることを生活支援相談員間で共有し関係機関との連携を意識しましょう。

B　生計の維持

13　就労収入がある

金額の多い少ないは問わず、仕事によって得る収入はありますか。

⇒外に出かける仕事も、内職を含め在宅でできる仕事もあります。大まかな収入を知りたいときは、例えば、「どんな仕事ですか」「週に何日くらい仕事がありますか」「一日に何時間くらい働きますか」と聞くと、地域の相場の時給×時間×日数×4 週で、月収の目安が分かります。

⇒就労収入がない場合等、就労ニーズを把握し、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の就労支援等につないだり、情報提供することも検討しましょう。

14　就労以外の収入がある　【選択項目あり】※複数回答可

金額の多い少ないは問わず、年金やアパート経営、土地の賃借料、貯蓄、児童手当、児童扶養手当、雇用保険、就学援助等の各種手当などの収入がありますか。

⇒年金には、老齢年金のほか障害年金も含まれますが、障がいを持たない若い世代では年金収入がなくて当然です。なお、貯蓄は収入とはいえませんが、生活の糧となる資金や手当を受けているかどうかが本項目の主旨です。

15　親族による金銭的支援や支援団体からフードバンク等支援がある

上記項目 No.13・14 の収入が不十分な場合、金額の多い少ないは問わず、子どもや親族からお小遣いなどもらっていませんか。また、食料の確保は大丈夫ですか。

⇒ここでは、親族等からの金銭的支援と食料の確保の状況を捉えることとします。被災者向けの医療費の減免制度など、一定の基準で一律に対象となるものや、お米の差し入れなどの現物は金銭的支援の対象外とします。収入の不足分を補う手立てがあるかを確認しましょう。

また、困窮状態からフードバンク等から食料支援があるか、または必要性があるかについても把握します。この場合、生活困窮者自立支援制度の利用等について情報提供できるようしましょう。

生計維持のためには何かしらの収入のあることが大前提です。聞きづらいことかもしれませんが、どうやって生計を維持しているか、関心を持ちましょう。

16　生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある

食費や光熱水費のほか、家賃やローン、子どもにかかるお金、介護や医療にかかるお金、税金など、生活費に関する支払の滞納や生活費の借入がありますか。生活に必要なものを購入できていますか。

また、本人が家計のやりくりの不安を口にしたり、あるいは、本人が経済的な不安を感じていない場合でも、生活支援相談員から客観的に見て、家計のやりくりができていますか。

⇒例えば、お金の使い方を知りたいときは、「週に何回、買い物に行きますか」「1 回、何円くらい買いますか」と聞くと、○円×○回で、1 週間の食費の目安が分かります。「どんな物を買いますか（弁当？お惣菜？食材？）」「どんな物を作りますか」と聞くと、食生活の様子をうかがえます。このような質問で、必要なものを購入できているかどうか知ることができます。

生活費の不安の原因には、収入が少ないのか、支出が多いのか、金銭管理ができていないのか、借金の返済に追われているのか、様々な要因があります。生活費の不安があると必要な医療受診や介護サービスの利用を控えることもあります。解決策は、収入を増やす、弁当購入を控え

自分でご飯を炊いて節約する、通信費を減らす、就学援助を受ける、貸付を利用するなど各ケースに応じて様々です。炊飯器の使い方を覚えれば自炊できる人もいるかもしれません。また、今、なんとか維持していても将来的に破綻の可能性のある家計もあり、長期的な視点も求められます。さらに、本人が生活費のやりくりについて不安を感じていない場合や、苦手さを自覚していない場合もあります。

専門的な知識も求められるので、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業など、社協の他部署や行政等他の支援機関と連携することが必要です。生活福祉資金の償還（返済）についても、担当者と協力しましょう。また、経済的な不安は自殺の原因にもなりますので、お金に関することは注意深く情報を集めておくことが必要です。

県の被災者相談支援センターでは、くらしとお金に関わる幅広い知識を持つ専門家（FP：ファイナンシャル・プランナー）による無料相談も行っているので、必要に応じて情報提供しましょう。

17　復興公営住宅家賃や共益費等の支払に遅れや滞納がある

復興公営住宅の家賃・共益費・自治会費等について、支払遅れはありますか。

⇒震災がなければ発生しなかった経費です。復興公営住宅の家賃は、上限はあるものの年数の経過とともに値上がりする仕組みであり、扶養している子どもの独立などで収入額が変わらなくても家賃算出に当たり収入として認定される額が増える（※）ことにより家賃が高くなる場合もあります（※親族控除等がなくなることによる）。ローンや家賃の支払は経済的にも心理的にも負担となりますので、生活困窮に陥ったり、自殺の原因となったりしないよう、注意深く観察しましょう。また、家計の見直し等により状況が改善する可能性もあるため、項目 No.16 と同様、ファイナンシャル・プランナーによる無料相談について情報提供しましょう。

また、個人の考え方により、共益費や自治会費を支払わない場合もあるかもしれませんが、周囲からの孤立を生まないよう様子を見ましょう。

ここでは、「復興公営住宅関係費用についての“滞納”」と整理します。車のローンの場合、震災で失った車もあれば、住宅よりも買替周期が早く震災を理由としない買替もあるため、共益費等も含めた住宅関係経費に限定するものです。生活費の滞納ややりくりについては「No. 16　生活費の滞納・借入がある、又は家計のやりくりに不安がある」で捕捉します。

18　生活保護制度や生活困窮者自立支援制度を受けている、又は申請中である【選択項目あり】
※複数回答可

生活保護制度の生活扶助、医療扶助、介護扶助等や、生活困窮者自立支援制度の利用により生活を維持する状況を把握します。

⇒ここでは、生活保護制度の各種扶助により生活の維持や生活困窮者自立支援制度による各種支援の利用について捉えることとします。生活困窮状態の方への生活困窮者自立支援制度の利用による自立支援や生活保護制度の利用等による生活の保障を考えます。聞きづらいことかもしれませんが、どうやって生計を維持しているか、関係機関との情報共有により関心を持ちましょう。

C　社会的な関わりの維持

※「生活と支え合いに関する調査」（国立社会保障・人口問題研究所）等において、会話の頻度を「2週間に１回以下」と設定しているものがあります。孤立予防やいざというときの早期発見の観点から、生活支援相談員活動においては、支援対象の人が、1~2 週間をめどに外部との何かしらの接触が持てるようなつながりが構築されることを目指しましょう。

19　世帯員の中に近隣住民との関わりのない人がいる

ご近所さんと挨拶を交わすなど、近くに住んでいる方との接点はありますか。例えば、親子３人暮らしで、ご近所づきあいがあるのは母だけで、父と子は近隣住民と接点がない、ということはありませんか？

⇒仕事を辞めるなど高齢になるにつれて活動範囲や社会との接点が小さくなるため、ご近所との関わり度合いが生活の豊かさに大きく影響します。いざというときに、助けてもらったり異変に気付いたりするのも周囲との関わり度合いによります。孤立は、うつ病の発症や自殺の原因にもなりますので、生活支援相談員としては、住民同士のつながりが持てるよう意識して活動しましょう。

なお、生活支援相談員活動は孤立を防ぎ、近隣住民とのつながりの再構築を目指す活動であることから、本項目は世帯員個々の状況に目を向けてください。

20　１～２週間の間に通い先（勤務先、病院、買い物、サロン、余暇・趣味活動、デイサービス利用等）がある

1~2 週間程度の中で定期的に外出する機会がありますか。仕事、通院、スーパーやコンビニ、ラジオ体操、ご近所の集まり、介護サービス利用、友人・知人宅など場所や目的は問いません。

⇒外出先がないのか、足が不自由で出歩けないのか、その理由も様々ですが、閉じこもりは孤立の心配があるほか、活動量の減少によって生活不活発病などの発症にもつながります。外出や交流の機会が作れるよう支援しましょう。

21　買い物や通院等の移動手段（自動車等所有、親族等所有自動車同乗　等）がある

買い物や通院するための移動手段（徒歩、自転車、バイク、自家用車、バス等）はありますか。自由に外出できないというような状況にはありませんか。

⇒自由に移動できる方法がないことは、生活に不便さを感じるとともに閉じこもりになり、周囲との接点がなくなって孤立することが心配されます。移動手段がない場合、利用できるサービス等について検討しましょう。

なお、本項目は、社会的な関わりに着目し“物理的な移動手段”の自由を問うものであり、精神的・身体的な理由によって外出が難しい場合には、「No.8　身体的・精神的な理由により引きこもりや閉じこもりがある」で捕捉します。

22　1～2 週間の間に、近隣住民、親族、友人・知人・趣味の仲間の訪問や交流がある

1~2 週間の間に、同居人以外の人と交流がありますか。それは、ご近所の方、親族、友人・知人、趣味の仲間などですか。

23　1～2 週間の間に、各種サービス利用等による支援者との関わりがある

1~2 週間の間に、同居人以外の人と交流がありますか。それは、各種サービス事業者、配達業者などですか

⇒孤立を防ぐために他者との関わりのあることが重要です。介護事業者等を含め各種サービスの提供機関や利用契約に基づく訪問者は、サービスの利用や利用相談など業務としての接点が生まれますが、関わりの回数は限定的です。一方、個人的なつながりである親族や友人・知人、ご近所の方との交流は個人的な財産であり、関わりの頻度が多くなることも期待できます。特に、いざというときや死後の発見など、身近にいるご近所の方が小さな異変に気づいてくれることがありますので、近隣の方とのつながりを持てるよう意識して活動しましょう。

例えば、1 か月に 1 度訪問する支援者が複数ある場合、訪問日をずらすことで、当該世帯にとっては 1～2 週間の間に 1 度は支援者と関わりを持つことができます。

なお、親族や友人・知人と支援者を兼ねている場合には、No.18 及び 19 双方を「ある」と判断します。また、支援者の中に「生活支援相談員」は含みません。

24　生活上の相談事（予防接種や年金等の手続きなど）を話せる相手がいる、又は相談先を把握し自ら相談できる

生活支援相談員以外に、心配事など気軽に相談できる相手がいますか。又は、どんな相談をどこにすればいいか、理解していますか。

⇒一人で悩みを抱え込まないためには、信頼を寄せて相談できる相手が必要です。たとえ、今、困り事がなくても、困り事を抱えたときの相談先を知っていることは安心感につながります。生活支援相談員がいなくても、一人で抱え込まずに相談できるようになることを目指しましょう。

25　困ったときに助けてくれる近隣住民、親族、友人・知人がいる

子育てや介護、ゴミ出し、家電の不具合など、日常生活の中で「困った!!」というときに助けてくれる人はいますか。それは、ご近所の方、親族、友人・知人、趣味の仲間などですか。

26　困ったときに助けてくれるボランティアグループや NPO、団体、サービス事業者等とのつながりがある

子育てや介護、ゴミ出し、家電の不具合など、日常生活の中で「困った!!」というときに助けてくれる人はいますか。それは、ボランティアグループや、各種サービス事業者、民生委員など、支援することを目的の一つとしている人ですか。

⇒緊急事態の時に駆けつけてもらい対応をお願いできる人はいるでしょうか。どんなに相談相手になっていたとしても、サービス事業者等は夜間や土日の対応ができない場合も多いため、個人的なつながりを持てるように近隣住民との接点を探しながら関わりましょう。

なお、支援者の中に「生活支援相談員」は含みません。

27　行政や福祉・医療サービス等、支援制度への不満や拒否感がある

行政サービスの利用や生活保護の受給、介護保険サービス等の利用について、制度そのものへの不満や拒否感がありますか。

⇒過去の不快な経験や役所の世話にはなりたくないという思いなど、様々な理由でサービスの利用を拒む場合があります。無理やり利用させることはできないので、必要なサービスや各種支援制

度を使うためには、不満や拒否感を傾聴により和らげながら、本人が納得することができるよう支援しましょう。

28　スマートフォンやタブレットでＳＮＳ（LINE 等）の交流がある

対面による会話や交流以外にも SNS による交流やつながりはありますか。

⇒新型コロナウイルス感染拡大による訪問や面会ができにくくなった状態から、ＳＮＳの活用でつながりを維持する活動もあります。

29　スマートフォンやタブレットで SNS（LINE 等）利用の希望がある【選択肢あり】複数回答可

□スマートフォン・タブレットを所有　　□スマートフォンに切替希望

今は利用していないが希望している人の把握や現在のスマートフォン・タブレットの利用状況を把握し、今後の支援活動の方策の検討とします。

例）LINE による社協と避難者の双方向による情報やりとり

利用希望者への業者説明会の開催（サロン活動として）新たな住民との接点

D　復興公営住宅内外の関係

30　現在、居住している復興公営住宅から転居を予定している【選択項目あり】

転居先　□避難元自治体　□復興公営住宅が立地する自治体　□その他の自治体　□不明

今住んでいる復興公営住宅から転居して、震災前の居住地やその他の地域での生活（新築、住宅購入、民間賃貸住宅へ入居、公営住宅へ入居など）を予定している場合に「1.ある」を選択し、転居先の選択肢から該当するものにチェックします。転居の予定ない場合は「2.ない」を選択します。今後の居住について本人の意向を把握していない場合は「不明」を選択してください。

1. ある⇒　転居する予定を把握している場合
2. ない⇒　転居する予定はないと本人から聞いている場合
3. 不明⇒　本人の意向を把握していない場合

31　現在の復興公営住宅に住み続ける見込みである

本人が今後も現在の復興公営住宅に住む意向である場合や転居の予定がない場合、または本人の健康状態、生活状況などから総合的に判断して現在の復興公営住宅に住み続けると見込まれる場合は「1.ある」を選択してください。転居の予定がある場合は「2.ない」を選択し、転居先の選択肢から該当するものにチェックします。今後の居住について本人の意向を把握していない場合や判断するための情報を有していない場合は「不明」を選択してください。

※既支援で得ている情報を用い総合的な判断をする場合は複数で判断する

1. ある⇒　住み続ける場合（本人の意思を把握している場合、住み続けると判断する状況である場合）
2. ない⇒　転居を予定している場合　※本人の意向
3. 不明⇒　本人の意思を把握していない場合、客観的に判断する情報を持たない場合

32　復興公営住宅内入居者（自治会）との関係がある

今住んでいる復興公営住宅内のコミュニティに関して、団地内で友人や知人がいたり、自治会会活動への参加や協力などがありますか。

⇒復興公営住宅入居により、顔見知りが一変し新たな人間関係をゼロから作り直すことは相当のエネルギーを費やすことです。せっかくうまくいったと思っても、お互いを知らない分、ちょっとした行き違いで関係が壊れることもありますので、生活支援相談員は傾聴によって気分を和らげたり、住民同士がつながるきっかけを作ったりする活動を心掛けましょう。また、自治会組織の有無や活動の度合い等も把握しましょう。

33　復興公営住宅立地地域の住民や社会資源（社会サービス利用）との関わりがある

今住んでいる復興公営住宅が立地する地域の住民との友人関係や、公民館等の行事への参加、地域のサロン活動への参加、立地地域の企業会社での就労等で、地域とのつながりはありますか。

⇒復興公営住宅での生活を送る中で、地域との関係も安心した生活のためには必要であることから、地域との関係性について把握しましょう。

地域との関係を望んでいるが、地域資源の情報がわからないことから関係づくりができない場合も考えられます。生活支援相談員は地域の社会資源の把握に努めましょう。

状況に応じて、コミュニティづくりに関わっている支援者同士で情報共有することも検討しましょう。

34　入居する復興公営住宅から徒歩で買い物（食材調達）ができる

今住んでいる復興公営住宅が立地する地域の状況から、生活に欠かせない食材の購入のための買い物を自分の力でできますか。

⇒復興公営住宅の立地状況からスーパーやコンビニが遠く、自分一人では容易に買い物ができないなど不便に感じている場合もあります。生活支援相談員は地域の商業施設や病院、薬局等の生活に必要とされる資源の立地状況の把握に努めましょう。

状況に応じて、関係機関と連携し移動販売の必要性等を自治会や支援者同士で情報共有するなかで　検討しましょう。

E　上記以外に生活支援相談員による支援が必要な事項又は関係機関との調整により支援が必要な理由等（特定理由）

35

① 上記 A～D のカテゴリ以外に配慮すべき事柄（「日中独居」「高齢世帯」や「障がいがある」「難病である」等）や、他の関係機関と見守り内容の調整を行っている場合に、その影響で生活支援相談員業務における支援方向性基準を上げたり下げたりする必要があるなど、上記でカバーしきれないことを記述し、支援方向性を判断します。

② 本人の実感や現状と生活支援相談員との見立てに違いがある場合や生活支援相談員から見て気掛かりな点（生活支援相談員の主観）があり、それが支援度の判断に影響する場合や、支援を終結とする際に、理由とともに記述します。

③ 訪問しても会えず関係機関からの情報が得られないためアセスメントが十分にできない場合、その状況を記述します。

⇒A～D の支援方向性基準が低い場合であっても、孤立や自殺念慮（死にたい、消えたい、いな

くなりたい、生きている意味がない、まだお迎えが来ない、死んだら○○に会えるかしらなど、死を思い起こさせる発言）など心配されることも記載し、注意を払いましょう。

※本欄は支援内容等に関するメモ欄ではないことに留意しましょう。

A~D カテゴリで支援方向性基準が 1 以上であり、項目 1~35 以外に支援を要するような特に配慮すべき状況がない場合には空欄にします。A~D カテゴリが支援方向性基準 0 でも、項目 1~35 以外で特に配慮すべき状況と支援する必要がある場合にはその状況と理由を記述し、支援方向性基準を記入します。

「日中独居」「高齢世帯」や「障がいがある」「難病である」等は生活支援相談員による支援を要する状況と理由を述べているとは言えません。まず、他制度、非営利、営利、個人等の地域の社会資源に着目し、つながりや見守り等の支援策があるかどうかを確認し、適切な機関につないだ上で、生活支援相談員による支援が必要かどうかを検討しましょう。支援が必要な場合には、例えば、「独居・認知症で近隣住民から拒否されており、定期訪問しながら住民との関係構築を図っていく必要がある」などと記述します。

36　訪問をしていない場合のその理由

現在訪問をしていない理由を選択肢から選びます。

参考

福島県社会福祉協議会　月刊広報誌「はあとふるふくしま」より

1. 避難者地域支援コーディネーターによる地域支援（2022 年 11 月号）

2. 復興公営住宅入居者と地域を繋ぐ（2023 年 3 月号）

3. 地域をつなぐ避難者地域支援っコーディネーターの取組み（2023 年 9 月号）

zoom UP 特集

避難者地域支援コーディネーターによる地域支援

避難者の孤立防止と地域との関係づくりを目指して

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から11年8カ月が経過し、県内の復興公営住宅では入居者の高齢化が進み、団地や地域に馴染めず孤独・孤立を深める人が増えています。こうした課題を解決するため、県社協は今年度から「避難者地域支援コーディネーター」を新たに配置し、避難者が現在の居住地で安心して生活できるよう地域支援の充実強化を進めています。

避難者に寄り添った支援を続けてきた生活支援相談員

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県ではいまも多くの人がふるさとから離れ、避難生活を余儀なくされています。県社協は国と県から委託されて「避難者生活支援・相談センター」を設置し、関係市町村社協や専門機関などと協働・連携して避難者生活支援事業に取り組んできました。

平成23年8月から、避難をした市町村の社協（避難元社協）、避難者を受け入れている市町村の社協（避難先社協）双方に「生活支援相談員」を配置。個別訪問等による被災者・避難者の見守りや相談支援、避難者同士の交流会開催等による居場所づくり・コミュニティづくりなどを行ってきました。令和4年9月末現在、21市町村社協で134人の生活支援相談員が活動しています。

復興公営住宅の課題解決へ地域とのつなぎ役を配置

避難生活の長期化に伴い、仮設住宅や借り上げ住宅から復興公営住宅に移り住んだり、避難先で住宅を再建する人が増え、避難者の居住環境は大きく変化しています。それと同時に新たな課題が浮かび上がってきました。「復興公営住宅は県内各地に72団地・約5、000戸が整備されており、避難元自治体が異なる方が混在して入居しています。以前からのコミュニティが無いうえ、新しいコミュニティ形成にも温度差があります。高齢の方はここを終の住処と考える一方、働き盛りの世代は避難先に住宅を再建したい、ふるさとに戻りたいと考える方も多く、復興公営住宅でのコミュニティ形成が容易ではないのが現状です」。そう説明するのは、避難者生活支援・相談センターの佐藤正紀センター長です。

避難者の高齢化も進んでおり、復興公営住宅の入居者の平均年齢は68歳、54・7％が単身世帯というデータもあります。「孤独・孤立を感じても相談する相手がいない、団地がある地域住民との関係性が希薄で、地域にも馴染めない、という避難者も多く、コロナ禍でサロンやイベントなどの交流機会が減少したこともあり、さらに孤独・孤立を深める人が増えている」と佐藤センター長は指摘します。

▲県社協避難者生活支援・相談センター佐藤正紀センター長

こうした課題を解決するため、県社協が今年度から新たに配置したのが「避難者地域支援コーディネーター」です。17市町村社協の生活支援相談員の中から26人が任命され、4月1日から活動を始めています。

図❶ 避難者支援の方向性

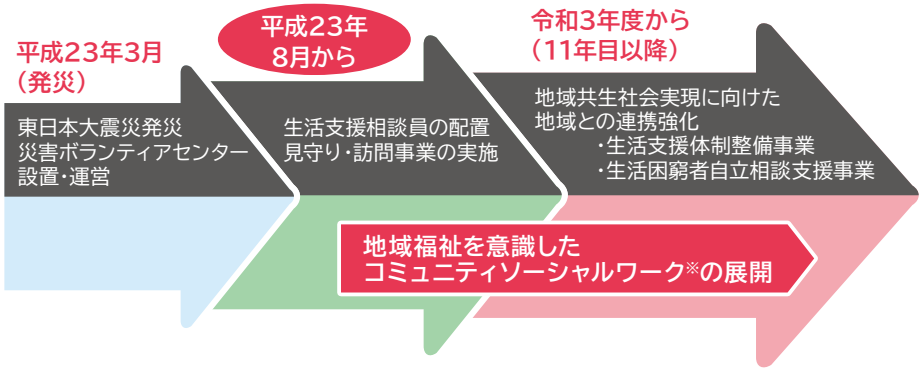

※ コミュニティソーシャルワーク（CSW）…地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化などの地域支援を統合的に行うこと。

図❷ 令和4年度からの復興公営住宅支援の全体像と避難者地域支援コーディネーター

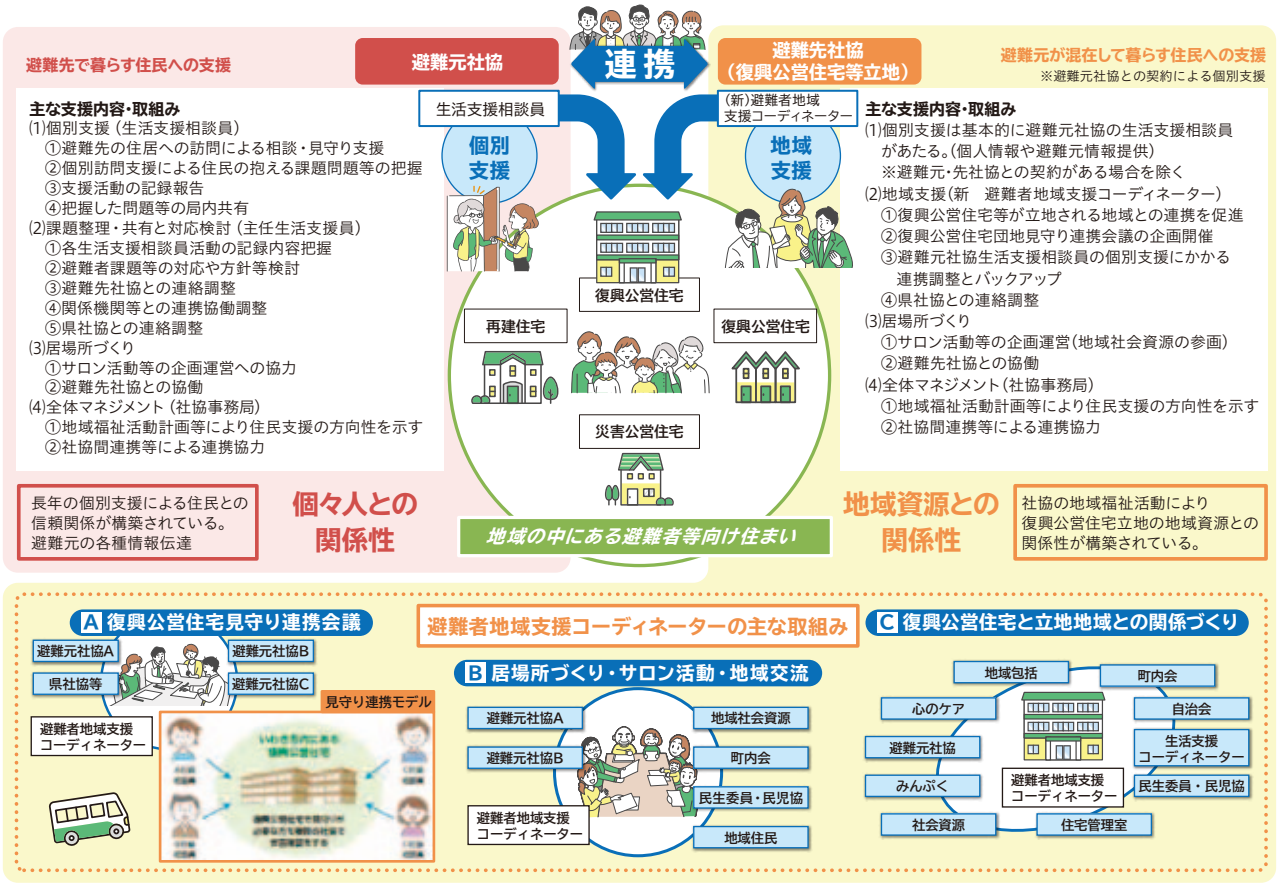

個別支援と地域支援を両輪とした避難者支援を展開

避難者の抱える課題が個別化・複雑化・多様化する中、県社協は今後の避難者支援の方向性として、「地域共生社会における、個別支援を基盤とする地域支援の展開～点から面へ～」をテーマに掲げています。そのために欠かせないのが、避難者地域支援コーディネーターです。

これまでの避難者支援は、生活支援相談員による個別支援をメインとしてきました。今後は図❷のとおり、生活支援相談員と避難者地域支援コーディネーターが連携し、従来の個別支援を継続しながら地域支援の充実強化を図ります。「個別支援という〝点〟から復興公営住宅や地域という〝面〟の支援へ移行し、個別支援と地域支援を車の両輪として避難者支援を行います。地域共生社会の理念のもと、避難者の方がいま住んでいる場所で安心して暮らせるよう地域支援を展開していきます」と、佐藤センター長は話します。

避難者の見守りを強化し地域との関係づくりを促進

避難者地域支援コーディネーターの具体的な取組みとしては、図❷にある3つが挙げられます。

A「復興公営住宅見守り連携会議」に関しては、昨年度「復興公営住宅見守り連携モデル事業」として、いわき市内の17カ所の復興公営住宅を対象に、関係6市町社協の連携による見守り活動を行いました。今後は他の地域でも社協間連携を進め、見守り強化を図ります。避難者地域支援コーディネーターは定期的に復興公営住宅見守り連携会議を企画開催するほか、各社協の生活支援相談員の訪問スケジュール調整や連携調整などを行います。

B「居場所づくり・サロン活動・地域交流」は、これまでも生活支援相談員が自市町村民向けのサロンやイベントを開催してきました。今後は避難者地域支援コーディネーターが復興公営住宅の入居者全員、さらに地域住民も参加できる企画を運営して交流を促進します。

C「復興公営住宅と立地地域との関係づくり」は、避難者地域支援コーディネーターが団地自治会、町内会、関係市町村社協、民生委員・児童委員などと顔の見える関係をつくり、情報交換から課題共有、課題解決に向けた取組みを行います。

地域支援の質の向上を目指し社協職員にCSW研修を実施

社会福祉法第109条に「市町村社協は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とあるとおり、避難者地域支援コーディネーターが取り組む地域支援はもともと市町村社協が担っている役割の一つです。市町村社協は地域福祉活動のノウハウやCSWの機能を有しており、関係機関との連携のもと地域福祉活動を行っています。避難者地域支援コーディネーターは、市町村社協が有するこれらの機能を有効活用し、地域支援の充実強化を図るために活動を展開していくことになります。

県社協では市町村社協職員を対象にCSW研修を実施し、地域支援の質の向上に取り組んできました。今年度からは避難者地域支援コーディネーターもCSW研修に参加して地域課題解決のための方法などを学び、それぞれの活動に役立てています。

避難者地域支援コーディネーターの活動は今年4月に始まったばかりですが、すでに様々な取組みが行われています。次ページでは、その中から2つの事例を紹介します。

▲8月30日・31日に郡山市で開かれたCSW研修の様子。東北福祉大学の森明人准教授による講義や事例検討の演習などが行われました

▲CSW研修では様々なグループワークが行われます。参加者同士で話し合いながら、地域課題解決の方法について考えていきます

県社協地域福祉アドバイザー 森明人（もりあきと）東北福祉大学准教授に聞きました

Q1 避難者地域支援コーディネーターにどんな活動を期待しますか？

避難背景が異なる様々な人がいる中で、復興公営住宅の入居者が地域にどう溶け込むか、生活の利便性を高める地域資源とどうつながるかが課題となっています。こうした課題を解決し、地域とのつながりをつくることが避難者地域支援コーディネーターの役割です。

具体的な活動としては、まず復興公営住宅の入居者同士の交流機会をつくることが挙げられます。避難者地域支援コーディネーターがつなぎ役となって関係者に働きかけ、サロン活動や自治会活動を組織化し、その組織に入居者自身が無理のない形で関わるようになるのが理想です。

また、復興公営住宅が立地する自治体には自治会役員、民生委員・児童委員など、様々な地域福祉活動に携わっている方がいます。復興公営住宅の中だけで完結させるのではなく、避難者地域支援コーディネーターが橋渡し役になり、こうした方々にサロン活動に参加していただくなどして、立地地域と避難者の関係性を築くことが求められます。

Q2 先生は県社協のCSW研修の講師もされています。避難者地域支援コーディネーターにCSW研修を受講してもらうのはなぜか、理由を教えてください。

地域共生社会を目指すうえで、コミュニティソーシャルワーカーは一人ひとりに寄り添う個別支援から地域づくりに展開していくという考え方があります。避難者地域支援コーディネーターもCSWの視点や方法を学べば、他の地域福祉活動に携わるコミュニティソーシャルワーカーと同じ目線に立ち、連携して活動していただけると考えています。

▲東北福祉大学総合マネジメント学部准教授の森明人（もりあきと）さん。専門は地域福祉。令和元年度から県社協の地域福祉アドバイザーを務めています

事例①　社協連携による見守り実施情報を共有
～復興公営住宅のカルテ作成

いわき市

昨年度、いわき市内の復興公営住宅で行われた6社協連携の見守り活動。今年度からは、避難者地域支援コーディネーターも加わり連携を強化しています。「避難者地域支援コーディネーターとして、地域と復興公営住宅をつなぐためにいま何ができるのか、みんなで考える時間が増えました」。そう話すのは、双葉町社協避難者地域支援コーディネーターの渡邉（わたなべ）ゆかりさんです。

現在、渡邉さんが取り組んでいるのは「復興公営住宅のカルテ」作成です。「他の社協さんと情報を共有して、復興公営住宅の情報や課題、周辺地域の情報をまとめています」。今後は地域の社会資源の情報収集を行うほか、自治会役員やいわき市社協の地区協議会職員らと情報交換をして復興公営住宅の課題を洗い出し、解決策を検討する予定です。「復興公営住宅と地域の方が日頃から交流し、何かあったらお互いに助け合えるよう、双方をつなぎたいですね。私たちも社協間の垣根を超えて、みんなで課題解決に向けて話し合いができる関係をつくりたいと思います」と渡邉さんは今後を見据えています。

▶双葉町社会福祉協議会・避難者地域支援コーディネーターの渡邉（わたなべ）ゆかりさん

◀双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、いわき市の社協による復興公営住宅見守り連携会議を定期的に開催し、団地の情報を共有しています

事例②　避難者と地域関係者向けのチラシを作成
～コーディネーターの活動周知と協力要請に活用

郡山市

郡山市内には17団地の復興公営住宅があります。「4月1日付で避難者地域支援コーディネーターに任命された後、避難者向けと地域関係者向けの2種類のチラシを作成しました」と、郡山市社協避難者地域支援コーディネーターの菊田（きくた）唄子（うたこ）さん。復興公営住宅の全戸を訪問して入居者に会い、チラシを手渡してコーディネーターの活動を説明したそうです（留守宅にはポスティング）。その後、入居者から鳥のフンやゴミに関する相談が寄せられ、関係機関につなぐなどの対応をしています。また、地域の自治会長や民生委員・児童委員への挨拶時もチラシを持参し、入居者の見守りや地域住民との交流への協力をお願いしました。

現在は入居者の要望に応え、社協の福祉バスを利用した買い物支援を計画中とのこと。「入居者だけではなく近隣住民の方も利用できる形にして、交流が生まれるようにしたいと考えています。避難者の心に寄り添い、その思いを地域の方に知っていただける活動をしたいですね」と、菊田さんは意気込みます。

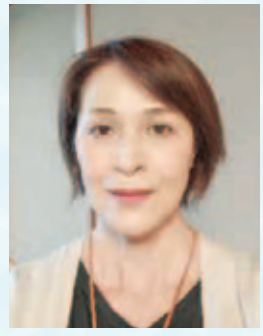

▶郡山市社会福祉協議会・避難者地域支援コーディネーターの菊田（きくた）唄子（うたこ）さん

◀復興公営住宅の全戸に配布したチラシ。入居者から寄せられる悩みや要望で課題を把握し、解決に向けた企画立案に役立てています

zoom UP 特集

復興公営住宅入居者と地域をつなぐ

避難者地域支援コーディネーターの活動

県社協は今年度から「避難者地域支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」）」を新たに配置し、避難者が現在の居住地で安心して生活できるよう地域支援の充実強化を進めています。今月号ではその取組み事例を紹介するとともに、復興公営住宅を管理する県営住宅管理室との連携にスポットを当てます。また、「復興公営住宅入居者実態調査モデル事業」についても報告します。

3つの取組みを通して避難者の孤独・孤立を防止

東日本大震災と原発事故から12年が経過しました。避難生活の長期化に伴い、県内の復興公営住宅では入居者の高齢化が進み、団地や地域に馴染めず孤独・孤立を深める人が増えています。こうした課題を解決するため、県社協は今年度から17市町村社協に26人のコーディネーターを新たに配置しました。

コーディネーターの主な取組みとしては、次の3つが挙げられます。一つ目は「復興公営住宅見守り連携会議」です。関係市町村社協が連携して見守りを強化するため、定期的に企画・開催しています。二つ目は「居場所づくり・サロン活動・地域交流」です。復興公営住宅の全入居者、さらに地域住民も参加できる企画を運営して交流を促進します。三つ目は「復興公営住宅と立地地域との関係づくり」です。コーディネーターが地域の関係機関などと顔の見える関係をつくり、情報交換から課題共有、課題解決に向けた取組みを行います。それぞれの取組みについて、三春町、大玉村、白河市の事例を紹介します。

事例① 三春町

三春地区避難者見守り連携会議で連携強化 ～5年後、10年後を見据えた支援体制構築へ～

三春町社協のコーディネーターは、3カ月ごとに「三春地区避難者見守り連携会議」を開催しています。昨年6月に開催した第1回連携会議には、三春町内の復興公営住宅で支援活動を行っている大熊町、富岡町、双葉町、葛尾村の各社協の生活支援相談員が出席。支援の現状や課題についての情報交換、今後の支援に向けた意見交換を行い、緊急時に三春町社協と避難元社協が速やかに連携するため、緊急連絡先カードを整備することなどを確認しました。

▶3カ月に一度開催している三春地区避難者見守り連携会議。関係者の情報共有、意見交換の場となっています

9月に開催した第2回連携会議では、日頃から三春町社協と連携しているNPO法人みんぷくが参加。同法人のコミュニティ交流員が復興公営住宅で行っている入居者同士の交流促進や自治会設立・運営支援などの活動について報告し、今後も互いに連携していくことを確認しました。

三春地区避難者見守り連携会議を通して三春町社協と避難元社協、関係機関の連携を強化し、目の前の課題解決を図ると同時に、5年後、10年後を見据えた支援体制の構築を目指しています。

◀コーディネーターは復興公営住宅でのサロン開催のほか、防災教室や防犯教室などさまざまな企画も実施しています

事例② 大玉村

サロンで避難者同士・地域住民との交流を促進 ～ニュースポーツ体験で健康増進効果も～

大玉村社協のコーディネーターは、避難者同士の交流および避難者と地域住民の交流の場として、月に一度「おおたま社協サロン」を開催しています。健康のために体を動かし、かつ気分転換にもなるニュースポーツを多く取り入れています。

昨年5月のサロンでは、パラリンピックの正式種目にもなっている「ボッチャ」や、「モルック」などを体験。6月は大熊町社協の生活支援相談員と大熊町老人クラブ連合会の会員を講師に招き、「囲碁ボール」に挑戦しました。ほとんどの参加者が初体験でしたが、誰でも簡単に楽しめ、一発逆転があって勝負としてもおもしろいと好評でした。9月は、グラウンドゴルフ大会を開催。94歳の方も参加し、秋空の下で心地よい汗を流しました。

サロン活動は避難者同士、避難者と地域住民との交流の場であると同時に、コーディネーターにとっては情報収集の場でもあります。何気ない会話の中から避難者が抱える課題を吸い上げ、解決へとつなぐこともコーディネーターの大切な役割の一つです。

▶碁盤のマット上で白と黒のボールを打ち、五目並べを行う囲碁ボール。誰でも簡単に楽しめ、おおいに盛り上がりました

◀安達太良山を望む村民運動場で開催されたグラウンドゴルフ大会。94歳の方も元気に参加しました

事例③ 白河市

防災教室開催で立地地域との関係づくり ～入居者同士の助け合い意識も向上～

昨年6月、市内に2カ所ある復興公営住宅の一つ、南湖南団地で白河市社協のコーディネーターや、NPO法人みんぷく、双葉町社協が合同で、防災教室を開催しました。まず白河市役所が総合防災マップを活用した災害の備えについて説明。続いて地元自治会長が東日本大震災や令和元年台風19号の際の被害状況や対応について話し、避難者と地域がつながる機会にもなりました。

防災教室の参加者からの要望に応える形で、翌7月には震度5弱以上の地震発生を想定した「安否確認訓練」を実施。ほとんどの世帯で安否確認ができ、「自助・共助・公助に加え〝近助〟が大切。みんなで力を合わせて行う」と再確認しました。防災意識が高まり、安否確認のための名簿を作成するなど、復興公営住宅の入居者間の協力体制ができつつあります。

さらに10月には、南湖南団地集会所で白河市社協の出前講座「炊き出し訓練」を行いました。コーディネーターと各関係機関が協働して多彩な企画を行い、入居者同士の交流や復興公営住宅と立地地域の関係づくりを進めています。

▶市役所職員や地元自治会長を招いて開催した防災教室。地域の災害履歴や避難場所について学びました

◀安否確認訓練には、これまで他の行事に参加したことのなかった入居者も参加し、防災意識の高さが伺えました

コーディネーターと県営住宅管理室の連携で高齢化が進む復興公営住宅の課題解決を目指す

コーディネーターが顔の見える関係づくりを進める関係機関の一つに、復興公営住宅を管理する「県営住宅管理室」があります。どのような連携をしているのか、またコーディネーターの配置によってどんな変化があったのか、相双地区県営住宅管理室（以下、「住宅管理室」）の髙木和彦（たかぎ かずひこ）室長に伺いました。

南相馬市や双葉郡の社協とさまざまな面で連携

住宅管理室が管理している相双地区の復興公営住宅は南相馬市に5棟、広野町に1棟あります。「約100世帯が入居しており、ほとんどが双葉郡の方です」と髙木室長。以前から社協と関係機関による連絡会議に参加したり、さまざまな面で復興公営住宅のある南相馬市社協や双葉郡の各社協と連携してきたといいます。

▲相双地区県営住宅管理室の髙木和彦（たかぎ かずひこ）室長。復興公営住宅の見守り活動では対象者宅を訪問し、直接会って話すことを大事にしているそうです

◀今年度から関係社協が同じ黄色の腕章をつけて復興公営住宅の見守りを実施。出身自治体に関係なく、入居者が気軽に相談できるようになりました

「入居者の安全を守るという目的は社協も我々も同じです。我々には福祉関係の知識がないので社協のお力をお借りしますし、逆に緊急で安否確認が必要な場合は社協からご連絡いただき、我々がその後の対応をしています」。お互いの協力・連携がないと成り立たないと、髙木室長は話します。

社協間の垣根がなくなり見守り体制の強化を実感

住宅管理室では月1回、高齢者や持病・障がいのある方を中心に復興公営住宅の見守り活動をしています。この活動を通し、入居者の高齢化や孤独・孤立など多くの課題に気づいたという髙木室長。今年度からコーディネーターが配置され、社協連携による見守り活動が始まったことで徐々に変化が現れていると話します。「これまでは避難元社協がそれぞれ対応していましたが、今年度から関係社協が同じ腕章をつけて団地全体を見守るようになりました。社協間の垣根がなくなり、良い結果が生まれていると感じます」。髙木室長自身もコーディネーターと連絡を取る機会が増え、社協と連携しやすくなったといいます。

▲県社協や住宅管理室など関係機関が参加する南相馬市復興公営住宅見守り連携会議をコーディネーターが隔月で企画・開催し、連携強化を図っています

また、今年度からはコーディネーターが企画開催する復興公営住宅見守り連携会議に出席し、社協や関係機関と情報共有や意見交換をしています。前回の会議では、室長が以前から感じていた「入居者が少ない自治体出身者は遠慮して輪に入れない」という課題を提起。これを受けて生活支援相談員がより積極的に声かけを行い、最近はサロン活動を楽しみにする人が増えたと感じるそうです。

今後はコーディネーターを中心に、社協とさらに良好な関係を築きたいと髙木室長は話します。「今後ますます復興公営住宅の入居者の高齢化が進みます。高齢者を守るには、社協と我々が力を合わせることが必要です」。避難者が安心して暮らせる地域づくりのパートナーとして、これからも社協と住宅管理室は連携していきます。

▲昨年12月に南相馬市の南町復興公営住宅でコーディネーターが企画開催した「おはなし＆クリスマス会」。地域住民も参加して交流を深めました

郡山市で復興公営住宅入居者実態調査モデル事業を実施

入居者の不安や課題などの実態を把握する初めての調査

県社協避難者生活支援・相談センターは今年度、「福島県復興公営住宅入居者実態調査モデル事業」として、郡山市内の復興公営住宅18団地・約570戸（空室も含む）を対象に初となる実態調査を行いました。コーディネーターの活動の場である復興公営住宅の入居者が抱える不安や課題などの実態を把握し、現在の居住地において安心した生活が送れるよう地域、団地ごとの課題への的確な対策を展開するとともに、今後の被災者、避難者支援の方策を検討することが目的です。

また、郡山市のモデル事業をもとに来年度、県内の復興公営住宅全戸約5千戸の実態調査を行う予定です。

▲郡山市社協避難者生活支援相談室の渡部明美（わたなべあけみ）室長

調査結果をもとに団地ごとの特性に合った支援を展開

モデル事業は県社協、郡山市社協、避難元社協が連携して実施。世帯構成のほか、「日常生活と心身の健康」「社会的な関わりの維持」など4区分・35項目について個別訪問による聞き取り調査を行いました。

調査結果の世帯構成では、入居者の高齢化が改めて浮き彫りになりました（図❶～❸）。また、「避難元自治体への帰還（生活再建）を希望している、予定している」という項目には、5割以上の方が「不明」と答えています（図❹）。「郡山市の復興公営住宅を『終の棲家（ついのすみか）』と考えている方でも、帰還への希望と現実の生活の不安と迷いがあり、心が揺れ動いていることが伺えます」と、郡山市社協避難者生活支援相談室の渡部明美（わたなべあけみ）室長は分析します。

復興公営住宅入居者の高齢化が進み、課題が個別化・複雑多様化する中、避難者と地域住民が相互に助け合う仕組みづくりの推進が今後ますます重要になります。郡山市社協では、今回の調査結果をもとに団地ごとの特性に合った対策を図る計画です。「コーディネーターが地域の関係団体と連携して、これまでの個別支援の経験を活かし、避難者支援における福祉コミュニティの形成支援に一層取り組んでいきます」と、渡部室長は意気込みます。

図❶ 世帯構成　回答数＝570

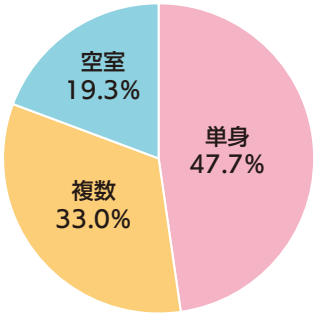

図❷ 単身の場合の年齢　回答数＝272

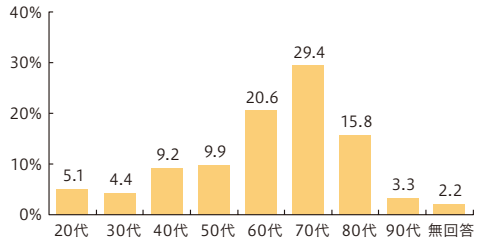

図❸ 複数の場合の家族形態　回答数＝188

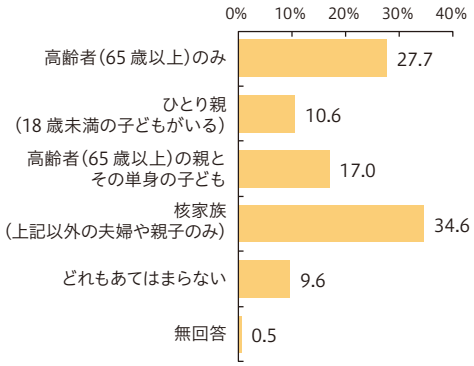

図❹ 避難元自治体への帰還を希望している、予定している　回答数＝460

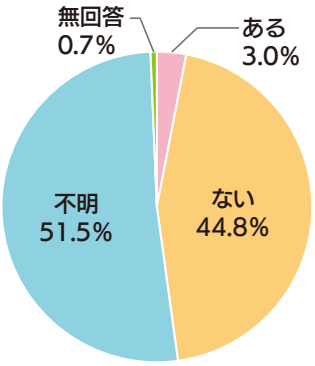

特集
ZOOM UP

地域をつなぐ避難者地域支援コーディネーターの取り組み

東日本大震災と原発事故から12年が経過し、県内の復興公営住宅では、避難者と地域住民のつながりの希薄化が問題となっています。今回は、復興公営住宅で暮らす人を支援する「避難者地域支援コーディネーター（以下・コーディネーター）」の支援活動をご紹介します。

関係機関
- 避難元社協
- 復興公営住宅の自治会
- 生活支援コーディネーター
- 地域包括支援センター
- 民生委員・児童委員
- 住宅管理室
- ふくしま心のケアセンター
- 特定非営利活動法人みんぷく　など

避難者地域支援コーディネーター

避難者の孤立・不安を解消し、地域とのつながりを築いていくために

避難生活の長期化に伴い、復興公営住宅では入居者の高齢化が進んでいます。避難者の中には、新しい環境に溶け込めず、孤立や不安を感じる人もいます。これらの問題を解決しようと、県社協では昨年度より県内の市町村社協にコーディネーターを配置しました。（令和5年度は21市町村社協に32名配置）

これまでは各市町村社協に配置された生活支援相談員が中心となって避難者一人ひとりの個別支援（点の支援）を行ってきましたが、コーディネーターは、復興公営住宅が立地する地区の自治会、民生委員、関係機関などと連携することで、地域支援（面の支援）を行います。

また、県社協避難者生活支援・相談センターでは、昨年度にモデル事業として郡山市内の復興公営住宅17団地・570戸を対象とした実態調査を行いました（令和5年度は県内全域の復興公営住宅の全戸約5,000戸を対象に実施）。その結果から、同じ団地内に避難元自治体が異なる住民が混在していることや入居者の高齢化、単身世帯の増加といった現状が見えてきました。

コーディネーターには、そうした住民の地域社会からの孤立・不安の解消に向けて、その地域の実情に応じた支援を展開していくことが求められています。今月号では、郡山市社協における各団地での取り組みを紹介します。

コーディネーター活動リポート

郡山市社協

復興公営住宅集会所（11カ所）

集会所を活用　住民の居場所づくり

令和5年4月スタート Rococo ～ろこ～

隔週／月2回　10時～12時

住民自身が主体的につくっていく心地よい居場所

郡山市社協では、定期的な訪問を通して復興公営住宅におけるコミュニティの再構築の必要性を感じていました。これまで集会所を利用したサロン活動などを行ってきましたが、誰もがふらっと立ち寄り、好きなように過ごせる居場所をつくろうと新たに「Rococo」を11団地で立ち上げました。その中の東原集会所では、住民の皆さんが健康麻雀や花札を楽しんだり、お茶を飲みながらあれこれ話したり、日頃の不安や疑問をコーディネーターに相談したりと、それぞれが自由な時間を過ごしていました。

会話を交わしながら、楽しいひと時を過ごす参加者の皆さん。

開催当日には、ぬぼぜでも お知らせ！

仲間とふれあう中で互いを気遣い合う関係に

「5分でも10分でも誰かと話すと元気になります。もっといろいろな人たちが集まってくれたら」と自治会長の渡邊光一さん。一人、また一人と訪れる参加者。世間話に花が咲き、終始にぎやかなRococo。仲間とのふれあいを楽しむ中で、互いへの気遣いが生まれています。「地域住民の方も参加できるように働きかけ、地域活動の拠点づくりができれば」と、コーディネーターの安齋裕美子さん。Rococoで生まれたコミュニティのこれからに期待がふくらみます。

元気な笑顔を見られるのがうれしい。参加者の輪を広げていきたい。

東原団地
自治会長
渡邊 光一（わたなべ こういち）さん

お互いを思いやれる"住民力"をつけるきっかけにしていきたい。

避難者地域支援
コーディネーター
安齋 裕美子（あんざい ゆみこ）さん

コーディネーター 活動リポート

移動支援「お買い物便」令和4年12月スタート！

月2回のショッピングを楽しみに 連れ立って出かけるように

郡山市社協

郡山市 富田団地
八山田団地

一人暮らしの高齢者にも買い物で選ぶ楽しみを

実態調査から、復興公営住宅の世帯構成は単身者が一番多く、年齢的には70代が最も多いという結果が得られました。加えて、住民の生活圏が狭い範囲に限られ、コミュニティが孤立している傾向が見て取れました。

そこで、コーディネーターは自己紹介も兼ねて各団地にチラシを配布し、「みなさんの『こんなこと、あったらいいな』を聞かせてください！」というアンケート調査を実施しました。すると、住民たちが「自分で出向き、自分の目で見て、ほしいものを選びたい！」と思いつつも「徒歩圏内に商業施設がない」「買い物に行く交通手段がない」などといった悩みを抱えていることがわかりました。

そうした住民からの声に対し、郡山市社協は、昨年12月から3月まで富田団地を対象に、毎週水曜日に移動支援を行いました。今年度4月からは八山田団地を加え、第2・4水曜日の月2回移動支援を実施しています。毎回参加者の皆さんは連れ立って出かけ、帰りのバスではたくさんの商品を手に、買い物を楽しんだ様子が見られます。

バスに乗り込みスーパーへ

買い物を終えたら再びバスへ

定期的に案内チラシを配布しています。

毎回買い物を楽しんでいます！

コーディネーター活動リポート

バス移動が難しい高齢者のために歩いて行ける移動販売を導入

郡山市社協

郡山市
東原団地

令和5年4月 移動販売もスタート！

毎週月曜 11時～12時

高齢者の中には、バスに乗り込み移動することが困難な方もいらっしゃいます。また、東原団地は近くにスーパーはあるものの、住民同士の交流は生まれにくいことから、買い物と同時に地域の交流もできる場として、移動販売を導入することにしました。

始まってからまだ3カ月ほどですが、移動販売は住民にすっかり定着。毎週月曜日になると、採れたて野菜と焼きたてのパンの販売を心待ちにしている住民が声を掛け合い、連れ立って仲良く買い物する姿が見られるようになりました。

全戸にチラシを配布してPR 団地内外のふれあいの場に

移動支援「お買い物便」の次の展開として、地域住民との交流も視野に入れて導入した移動販売。3棟ある東原団地の全150戸に、チラシを配布してPRを行いました。

無添加のパン、無農薬で作る朝採りの野菜は、どちらも種類が豊富で、価格も手頃なため毎回多くの買い物客で賑わいます。「移動販売をきっかけに交友関係が生まれています。団地から新たな住まいに転居した人が、買い物に来て団地に住む友人と再会する光景も見られ、団地内外のコミュニケーションの場となっています」と、コーディネーターの内田博子さんは話します。

今年4月からはじまった移動販売。販売が行われる集会所前には、開始時刻になると人が集まるように。

避難者地域支援
コーディネーター
内田 博子（うちだ ひろこ）さん

令和５年度 福島県復興公営住宅入居者実態調査
研究事業報告書

2024年3月

社会福祉法人　福島県社会福祉協議会
避難者生活支援・相談センター
TEL024-522-6543　FAX024-522-6546
http://pref-f-svc.org